

独立行政法人国立国語研究所平成18年度事業報告書

発行年	2007-06
URL	http://id.nii.ac.jp/1328/00003081/

事業報告書

平成 18 年度

2006



独立行政法人
国立国語研究所

はじめに

国立国語研究所は昭和23年に設置され、平成13年4月に独立行政法人制度に移行した。

独立行政法人は、通則法第32条により、各事業年度における業務の実績について、所管府省におかれた評価委員会の評価を受けることとされ、同法第38条により、毎事業年度、財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書を添えることとされている。

本書はここに規定された報告書として、研究所の第2期中期計画第1年次即ち平成18年度における事業の実績についてまとめたものである。

研究所の平成18年度のすべての仕事を中期計画に沿って17の業務に区分し、事業概要、進捗^{ちよく}状況、成果報告書等の作成状況など、なるべく統一された視点からそれぞれの業務について明らかにするよう努めた。

この報告書により、研究所の事業をより広く知っていただくことができ、研究所への御理解と御支援を賜る一助となれば幸いである。

平成19年6月

独立行政法人 国立国語研究所長

杉 戸 清 樹

独立行政法人国立国語研究所 平成18年度事業報告書 目次

目次中の枠内は、中期目標、中期計画の項目に対応

概 括	1
-----	---

第2期中期目標の序文等

提供サービス・業務の質向上に関する措置

1 国語の記録・保存及び実態把握、国語施策への貢献等

(1) 基幹的な調査研究の実施

研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

1. 現代日本語書き言葉コーパスの構築等	11
----------------------	----

研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

2. 国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究	19
------------------------------	----

研究成果の活用による日本語像の提案

3. 研究成果の活用による日本語像の提案	25
----------------------	----

(2) 喫緊の課題に対応した調査研究の実施

4. 文化審議会の審議課題に関する調査研究	29
-----------------------	----

5. 電子政府のための調査研究	31
-----------------	----

2 日本語教育に関する情報の提供

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

6. 日本語教育情報資料の作成・提供	36
--------------------	----

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

7. 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及	41
---------------------------	----

3 情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

8 . 調査研究成果の公表	4 6
9 . 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施	5 4
1 0 . 電話質問への対応	6 3

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

1 1 . 情報・データの収集・作成	6 6
1 2 . 情報の集積・提供システムの整備・改善	7 2

4 内外関係機関との連携協力

1 3 . 研究者の受入及び派遣等	7 4
1 4 . 国際シンポジウムの開催	7 7
1 5 . 連携大学院への参画	7 8

業務運営の効率化措置等

1 6 . 業務運営の効率化措置	8 6
1 7 . 予算・資金計画・収支計画	9 1

科学研究費補助金による研究の実施状況	9 3
--------------------	-----

資 料

独立行政法人通則法	1 2 3
独立行政法人国立国語研究所法	1 3 8
独立行政法人国立国語研究所に関する省令	1 4 9
独立行政法人国立国語研究所業務方法書	1 5 4
独立行政法人国立国語研究所の中期目標(平成18年度～22年度)	1 5 6
独立行政法人国立国語研究所の中期計画(平成18年度～22年度)	1 6 1
平成18年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画	1 7 4
沿革	1 8 7
組織図	1 8 8
役職員	1 8 9
予算・建物・土地	1 9 0

概 括

1. あらまし

国立国語研究所は、国語及び国民の言語生活、外国人への日本語教育に関する科学的調査研究を行い、その成果を基盤として国の国語政策と国民の言語生活の向上に寄与することを目的とした活動を継続している。平成18年度から、当研究所は独立行政法人として、第2期中期計画期間に入った。

第2期中期計画は、平成17年度末に中期目標期間が終了する法人に対する総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘、また勧告の方向性を踏まえた文部科学大臣の見直し案の決定を受け、将来の研究所の姿を模索し、見直しを具体化するために策定したものである。

当研究所は、この過程で、その責務が、国民の言語生活の向上と外国人への日本語教育の振興に寄与することにあると改めて確認した。そして、そのための確かな基盤とすべき科学的な調査研究の成果を継続して蓄積し発信することを目指した新中期計画を立て、平成18年4月から着手した。

新しい中期計画を担うには、それにふさわしい組織体制が必要である。この考え方に基づき、中期計画に掲げた具体的な研究事業それぞれを担当する組織を、平成18年4月から新たな枠組みで編成した。

具体的には、国語研究の領域に、電子化した大規模言語資料（コーパス）の構築と活用、国民の言語生活についての経年的調査、国語について指摘される課題の解決やそのための提案を目指す研究事業を担う組織を設けた。

言語に関する情報資料の領域には、研究所の内外で産出される研究成果や情報資料を確実に収集・蓄積して活用に供するための組織をこれまでよりも重点化して設けた。

日本語教育の領域では、当研究所の任務が、日本語教育のための基盤情報の充実にこそあるという認識に基づき、これまでの「日本語教育部門」という名称を「日本語教育基盤情報センター」と改めた。そしてこの新名称のもと、日本語教育のための学習項目一覧、用例用法辞書、評価基準等を研究開発する組織や、これらを含む日本語教育関連の情報データベースを築く組織を配した。

このような平成18年度であったが、研究・事業については、中期計画に掲げた研究課題を成功裏に進めることができた。基幹的調査研究では、第1期中期計画で完成させた世界最大規模の「日本語話し言葉コーパス」、及び、書き言葉のコーパスとして完成させた「太陽コーパス」により確立された基盤をもとに、これからの日本語研究において重要な基盤となる大規模かつ高精度なデータベース（書き言葉均衡コーパス）の構築・開発に着手した。また、敬語・敬意表現に関して、敬語使用の実態と変化についての経年調査を開始し、言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差に関して、全国規模の「ことば」情報全国ネットワークを構築し、最新の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析する調査研究に着手した。研究成果の

活用による日本語像の提案の研究事業として、「外来語言い換え提案」の普及書の刊行、「外来語言い換え提案」を支えた調査研究の報告書の編集発行、「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)の準備的調査・検討等を進めた。さらに、これらと並行して、喫緊課題対応型調査研究では、電子政府の基盤を支えるための漢字研究の推進などの研究・事業を着手し、順調に成果を挙げている。

また、日本語教育の調査研究では、日本語教育情報資料の作成・提供に資するための開発・研究、並びに日本語教育の基盤情報の整備と普及事業を、所内外の関係者との共同研究体制のもとに進め、着実に成果を挙げている。

一方、研究所の研究成果を活用して、文化審議会国語分科会の審議に資する基礎資料の作成・提供を行うとともに、一般に公表・普及するための各種事業も、第1期中期計画に引き続き実施し、公開研究発表会、「ことば」フォーラム等の開催、新「ことば」シリーズの刊行等を行った。

また、日本語に関する論説・マスコミ記事等の動向を分かりやすい形で広く一般に向けて集成した「日本語ブックレット2005」の電子版を作成し、Web上で公開した。

2. 管理・運営

当研究所は、第2期中期計画に掲げた具体的な研究事業の効率的・効果的な遂行を目的として、平成18年度において研究組織を第1期中期計画中の3部門6領域から2部門1センター11グループに再編し、柔軟かつ機動的な研究活動を実施し得る体制に刷新した。

また、所長、理事はじめ幹部職員から構成される運営会議を引き続き研究所運営の中心機関として位置付け、併せて各種委員会・部会等の見直しを行った。具体的には、研究事業に関する重要事項の検討及び連絡調整を行う研究事業委員会を新設し、さらに、管理部に研究職員と事務職員から構成される普及広報担当グループ、知的財産担当グループを新設することにより、当該業務の総合的かつ効率的な推進を図った。

一方、国民に開かれた業務運営の推進を図るため、研究所ホームページの全面的改訂や「ことばビデオ」のダイジェスト版の掲載、マスメディアへの情報提供や啓発図書の刊行、研究発表会等の各種行事などを通じての普及広報活動を積極的に展開した。研究所ホームページには年間11,057千件のアクセスがあり、啓発図書の刊行や各種行事の開催についても所期の目標を達成した。

さらに、科学研究費補助金、委託事業、著作権使用料等の外部資金獲得額は16,139万円であった。このうち、大規模書き言葉構築の研究事業に関して、文部科学省科学研究費補助金特定領域研究が平成18年度に新しく採択されたことは特筆すべきことである。

3. 国語の調査研究

国語の調査研究は、国語の記録・保存及び実態把握を確実に行うとともに、それに基づいて国語の問題点や課題等を明らかにし、関連する具体的な提案等を行うほか、国語政策の企画立案や文化審議会の審議に資する基礎資料を提供することを目的とする。

平成18年度からの第2期中期計画においては、中・長期的な視野に立って実施する「基幹的調査研究」として3件の課題を、その時々 of 短期的な課題を扱う「喫緊課題対応型調査研究」として2件の課題を掲げ、計5件の課題を実施することとした。

具体的には、「基幹的調査研究」では、(1)研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」及び(2)研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」の2件を実施し、それを踏まえて(3)「研究成果の活用による日本語像の提案」を行う。また、「喫緊課題対応型調査研究」では、当面は、(4)「文化審議会の審議課題に関する調査研究」、(5)「電子政府のための調査研究」の2件を行う。各課題の本年度の実施状況は、以下のとおりである。

【基幹的調査研究】

(1) 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

国語を確実に記録・保存すると同時に、今後の日本語研究の重要な基盤となる、大規模かつ高精度なデータベース(『現代日本語書き言葉均衡コーパス』)を開発・構築する。

申請中であった文部科学省科学研究費特定領域研究「日本語コーパス」(平成18年度～22年度の5年計画)が採択されたことにより、本課題との相互補完的な関係の中で、より一層充実した大規模データベースを構築することが可能となった。

本年度は、コーパスの構築について、全体設計を確定し、収録対象となるテキストのサンプリングと電子化、文字入力仕様の確定、形態素解析システムの整備など、必要な基礎作業を順調に進めた。また、これと並行してデータ公開に必要な著作権処理の交渉を進め、一定の成果を上げた。成果物としては、コーパス構築に関する基礎情報を記録した「内部報告書」を2冊作成した。

(2) 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

国語の実態把握を多面的に行うために、次の三つの小課題に分けて実施する。

「敬語・敬意表現に関する経年調査」については、愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化の様相を明らかにするために、予備調査を企画し、岡崎市周辺で多人数Web調査を実施した。また、敬語使用の実態と意識に関して、全国約1,000地点で面接調査を実施した。

「全国規模の「ことば」情報の収集・分析」については、各地の中核的研究者から構成される全国方言調査委員会を組織し、調査研究の方法・内容について検討を進めた。また、国民の文字生活に関して、広域多人数Web調査を実施した。

「中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査」については、全国約1,000地点で面接調査を実施するとともに、来年度以降の調査に向けて調査項目等の準備を進めた。

(3)「研究成果の活用による日本語像の提案」

外来語等の難解な言葉を分かりやすくする提案の一環として、既に実施した「外来語言い換え提案」の普及書1冊と、この提案を支えてきた種々の調査研究を集成したデータ集や論文集からなる報告書1冊を作成した。また、「外来語言い換え提案」の理念と方法を継承・発展し、病院で使われている分かりにくい医療用語を分かりやすくする提案を行うために、委員会の設立準備とコーパス・データを活用した基礎的調査研究を進めた。

【喫緊課題対応型調査研究】

(4)「文化審議会の審議課題に関する調査研究」

文化庁国語課と連絡を取りながら、文化審議会国語分科会で審議中の「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料を、前年度までの2冊に加え、本年度は更に1冊作成・提供した。また、国語施策の企画立案に資するため、既に審議された「国語力」に関して、全国規模の意識調査の結果をまとめた基礎資料1冊を作成・提供した。

(5)「電子政府のための調査研究」

電子政府構築事業の一環として、経済産業省からの委託を受け、国立国語研究所、情報処理学会、日本規格協会の3者が連合体で実施する「汎用電子情報交換環境整備プログラム」の第2期（平成18年度～20年度）第1年次に当たり、法務省の登記事務の電子化に必要な「登記固有文字」を更に調査対象に加えて、第1期（平成14年度～17年度）に整理・体系化を行った「文字情報データベース」の拡充を行った。経済産業省との契約に基づき、予定どおり本年度の成果報告書を提出した。

4. 日本語教育の調査研究

これまで日本語教育の主たる対象は、特定目的を持つ宣教師、外交官等政府関係者、就学生、技術研修生、留学生、就学生であった。近年、中国帰国者やインドシナ難民をはじめ、外国人児童生徒や邦人帰国生、日系人、外国人労働者など、日本語学習者層が拡大した。そのため、学習目的、学習ニーズ、滞在期間、言語学習経験、学習適性、経済的裏づけ、同伴家族、学習時間及び学習環境など、様々な面で多様化が著しくなった。

日本に滞在する外国人にとって、学業や技術習得や労働といった滞在の主たる目的のための日本語学習は不可欠である。同時に、日本社会で集団に属し、人間関係を築き、「豊かな暮らし」を送るための日本語学習も生活を支える意味で必要である。

現在、在留外国人は日本の総人口100人に対し1.5人の割合である。今後、日本国内における外国人労働者の受入れの増加は、日本社会において喫緊の課題となっている。この在留外国人に対して、「豊かな暮らし」を送るための日本語学習を支援することは、豊かな日本社会を世界にアピールすることであり、国際的に敬意を得る重要な機会である。

そこで、第2期中期計画では、「生活言語としての日本語」を柱として、これを教育・学習するために必要な日本語教育情報資料の作成・提供を目標とした。英語教育に比して、例えば外国人の日本語使用データや外国人の日本語習得データなど、段階別学習目標、学習教

材，能力試験を作成する際の基盤となる日本語使用情報や日本語習得情報などの言語教育資源が未整備であることは明白であり，日本語力測定方法の研究も不足していることは明らかである。

第2期中期計画では，以下の開発研究，成果の普及並びに日本語教育の基盤情報の整備を実施する。これらの日本語教育全体の質的向上に関わる活動を質的量的に充実するため，及び成果の普及のために，所内外の多くの関係者や専門家の協力体制を築く。その方策として，言語教育データベース研究会，日本語コミュニケーション能力研究会をセンターに設け，所内外の関係者との共同研究体制のもとに，活動を進めていく。

(1) 学習項目一覧・段階別目標基準の開発

日本で社会生活を送る上で必要な日本語コミュニケーション力を身に付けるための学習項目や，レベルごとの到達目標等を開発・提供する。第2期中期計画の初年度として，他のプロジェクトとの協力のもとに，生活言語としての日本語及びコミュニケーション能力とは何かについての検討を行った。

(2) 日本語能力の評価基準・項目の開発

社会生活に必要な日本語コミュニケーション能力の効率的な育成のために，「書く」，「話す」の評価基準・項目，測定方法を開発・提供する。第2期中期計画の初年度として，他のプロジェクトとの協力のもとに，コミュニケーション能力の評価観，技術の評価観についての検討を行った。

(3) 日本語学習のための用例用法辞書の開発

日本語学，言語学，言語教育学，比較文化論，異文化間コミュニケーション論等の研究成果や日本語教育現場からの情報をもとに，先導的なモデルとなる日本語学習のためのオンライン型辞書を開発・提供する。そのため，今年度は，学習者対象の辞書について様々な辞書やデータをもとに再検討し，基本方針の策定を行った。



(4) にほんご学びネットの構築

インターネットを通じて、日本語の「話す」、「書く」の練習、自分の日本語力を知ることができるシステムを開発・提供する。これにより、外国人の日本語の使用・理解に関する情報を収集し、活用する。そのため、今年度は、構造設計及び実験を行った。

(5) 日本語教育データベースの構築

日本語情報資料館を構成する「日本語教育ネットワーク」(<http://www.kokken.go.jp/nihongo>)を通じて、日本語教育の様々な基盤データや情報を提供する。今年度は、既存のデータベースの更新、改良を行うとともに、言語教育に必要な言語データ、データベースの枠組みの検討、所外作成のデータの活用の検討を行った。

(6) 成果の普及

中核的な日本語教育機関の中心的な人材を対象とした成果普及セミナーの開催、ITを活用した情報資料の閲覧環境の提供、研究成果の発表、一般普及書や学術図書等の刊行物の作成を行った。

5. 情報の発信

国立国語研究所の調査研究の成果、日本語・日本語研究、日本語教育に関する資料・情報、研究活動・研究成果の普及資料等の効果的かつ効率的な情報発信に務め、刊行物、インターネット、催しなどの適切な手段により発信した。

調査研究成果の公表に関しては、所員の研究発表活動の一層の活性化を奨励するとともに、専門家を対象とした研究発表会（「方言文法の全国分布と全国方言調査の将来像」）の開催や日本語研究、日本語教育の発展に寄与する査読付き論文誌として、『日本語科学』、『日本語教育論集』の2誌を編集刊行するなど、成果公表に務めた。

また、研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、普及・広報媒体の複合的利用を図り、異なった特徴を持つメディア相互の連携を円滑化し得るよう体制を整備し、これら媒体を複合的・総合的に活用して、普及広報を実施した。成果普及図書2種として『新「ことば」シリーズ』、『外来語言い換え提案』の普及書の刊行、一般向け講演会「ことば」フォーラムの開催等を実施するとともに、普及書、講演会、ビデオ及びインターネット等の複合的活用を図りつつ、総合的に普及広報を実施した。

電話等により、国民一般から研究所に寄せられる言葉に関する質問については、電話質問への対応を実施し、寄せられた質問に答えるとともに、質問内容の蓄積を行っている。

情報発信の充実のために、情報・資料の収集・整理等として、日本語・日本語研究や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行った。研究文献、研究情報の収集、整理を実施し、日本語、日本語教育の研究に関する目録情報の作成、図書館蔵書目録、日本語の状況に関する新聞記事目録等の公開、『国語年鑑2006年版』、『日本語教育年鑑2006年版』の刊行、研究所蓄積資料の整備、研究報告、研究資料の電子化と公開等を推進した。情報提供システムの一元化・強化を図るため、システムの改善を実施し、また、日本語情報資料館の基盤への日本語教育ネットワークの統合を実施するなど、着実に実施した。

6 . 内外関係機関との連携協力

研究所は、国内・海外の研究機関や研究者との研究交流や事業協力を行うことを重視し、以下のことを実施している。

(1) 研究者の受入及び派遣等

招へい研究員（海外の研究者の招へい）

海外研究員（海外の研究者への研究委嘱）

在外研究員（研究所の研究員の海外機関への派遣）

関係機関等との連携協力（学術交流協定書に基づく、韓国国語院、北京日本学研究中心センター及び華東師範大学との学術交流）

博報日本語海外研究者招へいプログラムによる海外の研究者の受入れ

(2) 国際シンポジウムの開催（隔年）


(3) 連携大学院への参画

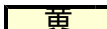
政策研究大学院大学、国際交流基金日本語国際センターとの連携大学院プログラム（修士・博士）

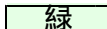
一橋大学大学院言語社会研究科との連携大学院プログラム（修士・博士）

(参 考) 第 2 期中期目標の序文等

[凡例]

：第 2 期中期目標の文言

：第 2 期中期計画の文言

：平成 1 8 年度計画の文言

〔中期目標〕

(序文)

独立行政法人通則法(平成 1 1 年法律第 1 0 3 号) 第 2 9 条の規定により、独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

(前文)

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであるとともに、国語施策の立案、国語教育、外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり、一層の振興を図る必要がある。

このため、研究所は、我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ、国語研究の国語政策との連結や国語研究の研究成果等を基盤とした日本語教育研究等の事業展開に配慮しつつ、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究等を実施することを通じて、我が国の国語の改善及び国民の言語生活の向上並びに外国人に対する日本語教育の振興を図る上での基盤を支える中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

〔中期計画〕

(序文)

独立行政法人通則法(平成 1 1 年法律第 1 0 3 号) 第 3 0 条の規定により、独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

〔年度計画〕

独立行政法人通則法(平成 1 1 年法律第 1 0 3 号) 第 3 1 条の規定により、平成 1 8 年 4 月 1 日付け 1 8 庁文第 6 号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき、平成 1 8 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

〔中期目標〕

中期目標の期間

研究所が行う業務、特に科学的な調査及び研究については、客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり、その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とする。

提供サービス・業務の質向上に関する措置

〔中期目標〕

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国語の記録・保存及び実態把握，国語政策への貢献等

〔中期目標〕

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

急激に進展する国際化，情報化など国語をとりまく社会状況の変化は，国民の言語生活に少なからぬ影響を与えている。研究所においては，このような現状を踏まえ，調査研究の柱となる基幹的調査研究を，中・長期的な視野に立って定期的かつ継続的に実施するとともに，その時々短期的な課題について喫緊課題対応型調査研究を実施し，その成果を文化庁における国語政策の企画立案資料及び文化審議会における国語政策の審議に資する資料として提供すること。

(1) 基幹的な調査研究の実施

〔中期目標〕

(1) 基幹的調査研究は，時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに，国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し，国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として，次の調査研究を実施すること。なお，この調査研究の成果は，文化庁における国語政策の企画立案に資する基礎資料として提出すること。

〔中期計画〕

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに，国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し，国語に関する問題点・課題等を明らかにするため，次のとおり研究課題を設定・実施するとともに，その成果の活用に取り組む。

〔年度計画〕

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに，国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し，国語に関する問題点・課題等を明らかにするため，次のとおり研究課題を設定・実施するとともに，その成果の活用に取り組む。

研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

〔中期目標〕

- 1) 言葉としての国語そのものについての実態把握を効果的かつ効率的に行うため、既存の複数のデータベースを取り込みつつ、現代の書き言葉を対象とした大規模汎用データベースを構築すること。

〔中期計画〕

研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」を実施し、次の3点に関して成果を得る。

- ア 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベースを構築する。
- イ 当該データベースを、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、自然言語処理、辞書編集、国語教育、日本語教育に係る教材の作成などに实际的に活用するための研究を行う。
- ウ 一般国民や産業界、大学等に対し、インターネットを通じたデータ提供を行うため、その方法を開発し、これを実現する。

〔年度計画〕

研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」について、次のことを実施する。

- ア 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベース構築を目指す。そのため、データベースの最終仕様を確定し、構築の各段階における作業を具体的に手順化し、全体計画を策定する。また、データベースに収録するテキストのサンプリング、著作権処理を進め、許諾が得られたものから入力を行う。
- イ 当該データベースを实际的に活用するための準備的な研究、及びインターネットを通じたデータ提供を行うための基礎的な研究を進める。

1. 現代日本語書き言葉コーパスの構築等

【事業概要】

本研究の目的は、これからの日本語研究において重要な研究基盤となる、大規模かつ高精度なデータベース（書き言葉均衡コーパス）を開発・構築することである。

本プロジェクトは、文部科学省科学研究費特定領域研究「代表性を有する大規模書き言葉コーパスの構築：21世紀の日本語研究の基盤整備」(平成18-22年度，領域代表者：前川喜久雄)と緊密な連携のもとに行うもので、両者は相互補完的な関係にある(特定領域研究については、97ページを参照)。

本コーパスは、現代日本語の書き言葉を対象とした初めての本格的なコーパスであり、統計的な考え方に基づいて設計する“均衡コーパス”である。

本コーパスの完成により、日本語研究は新たな段階を迎える。すなわち、英語や中国語などと比べて立ち遅れていた日本語のコーパス整備状況が大幅に改善され、正確な実態把握や定量的分析に基づく客観的な方法がより一般化し、日本語研究の活性化が図られる。社会的には、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、国語教育、日本語教育に係る教材の作成、国語辞典編集の効率化、言語情報処理の精度向上など幅広い分野での貢献が期待できる。本コーパスは、日本社会にとって多方面での活用が確実な知的資源としての価値を有する。

具体的には、新聞、雑誌、書籍等から書き言葉のサンプルをバランスよく収集し、言語研究用の情報を付与して高度な検索ができるデータを作成する。データは、著作権処理を施し、インターネット上で公開する。あわせて、本コーパスを実際に活用するための調査研究や構築に必要なデータ整備を進め、コーパスを使った日本語研究の基礎を確立する。

本コーパスの開発期間は5年間で、目標とする収録語数は1億語(運営費交付金により約5,000万語、外部資金により約5,000万語)以上である。

【研究組織】(*は、特定領域研究による雇用者を表す。)

責任者：前川喜久雄

担当者：山崎誠(副責任者)、田中牧郎、丸山岳彦、柏野和佳子、森本祥子、小沼悦、山口昌也、高田智和、小椋秀樹、小磯花絵、小木曾智信

特別奨励研究員：*佐野大樹(1/1~)、間淵洋子、*北村雅則(10/1~)、

*富士池優美(10/1~)、*近藤明日子(10/16~)

研究補佐員：秋元祐哉、稲益佐知子、吉田谷幸宏、*大石有香(9/1~)、*神野博子(9/1~)、

西部みちる、相馬さつき、*服部龍太郎(11/1~)、*渡部涼子(10/1~)、

*河内昭浩(10/1~)

非常勤研究員：近藤明日子(~10/15)、傳康晴、藤本雅子、大和淳

派遣社員：*阿左美厚子、*中村壮範(10/1~)

所外協力者：宮島達夫(国立国語研究所名誉所員)、ソ・サンギユ(韓国・延世大学)、

黄居仁(台湾・中央研究院)、マルコ・パローニ(イタリア・トレント大学)

【調査及び研究の進捗状況】

大規模データベースの構築

(1) 全体設計について

現代日本語書き言葉均衡コーパス(Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese, 略称BCCWJ)の設計を以下のように決定した(図1参照)。

図1 現代日本語書き言葉均衡コーパスの全体構成

生産実態サブコーパス	流通実態サブコーパス
約3,500万語 書籍, 雑誌, 新聞 2001~2005年	約3,000万語 書籍 1986~2005年
非母集団サブコーパス 約3,500万語 白書, 法律, 国会会議録, 検定教科書 ベストセラー, Web掲示板等 対象期間はさまざま(最長30年)	

BCCWJは、生産実態(出版)サブコーパス、流通実態(図書館)サブコーパス、非母集団(特定目的)サブコーパスの3つのサブコーパスから構成する。

生産実態(出版)サブコーパスは、2001年~2005年に発行された書籍、雑誌、新聞を母集団とするもので、収録語数は約3,500万語、それぞれの構成比率は74:16:10である。この比率は、母集団の総文字数推定値により決定した。

流通実態(図書館)サブコーパスは、1976年~2005年に東京都内の公共図書館に収蔵されている書籍を母集団とするもので、約3,000万語を収録する。

非母集団(特定目的)サブコーパスは、上記2つのサブコーパスでは十分に量が集まらないが、現代日本語の書き言葉の実態を知る上で重要な資料を収録する。語数は約3,500万語である。インターネット上の書き言葉のサンプルを含む。

(2) 構築作業について

生産実態(出版)サブコーパスについては、書籍、雑誌、新聞の母集団を確定した。書籍は、サンプリング台帳を作成し、2,500サンプルについてサンプリング・電子化を終了した。

流通実態(図書館)サブコーパスについては、東京都内の図書館のISBN総合目録を元にサンプリング台帳作成の基礎作業を進めた。

非母集団(特定目的)サブコーパスについては、政府の発行する白書(約500万語)のサンプリング・電子化を完了した。Web上の掲示板であるヤフー知恵袋(約500万語)についてサンプリング方法を決定した。

BCCWJの文字入力仕様及びタグの仕様を決定した。タグは、サンプリング情報、文字情報及び文書構造情報の3種類があり、特にサンプルとして採られたテキストの論理構造を記述できるように設計した。

解析用辞書unidicの整備拡充を行った。既存の資料等から見出し語の追加を行い、見出し語数を当初の約40,000語から約106,000語に増やした。

(3) 著作権処理について

主要新聞社(朝日, 読売, 毎日, 産経)との協議を終了。うち3紙とは覚書を取り交わした。また、西日本新聞, 中日新聞, 共同通信との交渉を行い、賛意を得た。

日本文藝家協会ほか4作家団体に協力依頼を行い、それぞれの団体から賛意が得られたため、4,226名の協会員等に対して一括許諾の文書を送付し、1,487通の回答を得た(3月26日現在)。回答における許諾率は98%であった。

小学館, 講談社, 学習研究社等の出版社に連絡先提供の依頼を行った。

国会会議録データに関する交渉を終了, データ提供を受けた。

ヤフー株式会社との交渉の結果, ヤフー知恵袋(掲示板)のデータ提供を受けた。

白書の許諾依頼を行った。対象45機関中32機関より回答を得た(内諾3機関を含む)。

生産実態(出版)サブコーパスの書籍のサンプルについて, 430サンプルについて依頼状を発送, 196サンプルについて許諾を得た(3月27日現在)。

データベースの活用に関する調査研究

BCCWJが構築途上であるため, 本格的な活用は先のことになる。今年度は, 次の3項目について実施した。

『日本語話し言葉コーパス(CSJ)』を使った研究

具体的成果は, 次項目「成果報告書等の作成状況」を参照のこと。

特定領域研究におけるコーパスを活用するための研究

コーパスを評価する5つの研究班が, それぞれBCCWJの活用を前提にした調査研究を行っている(具体的には97ページを参照)。特に, 言語政策班では, 言語問題グループの研究課題「研究成果の活用による日本語像の提案」と連携して, 医療分野における難解用語の抽出と言い換え, 常用漢字表・人名漢字表等の在り方に関する調査研究を進めている。

データ提供法の開発

公開可能になったサンプルを用いて, 全文検索のデモ(試験公開)を行うホームページの公開準備を進めた。また, 特定領域研究においては, 係り受け情報や語義タグ等により高度な検索を可能にする支援システムの開発を行っている。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 成果報告書

以下の内部報告書2冊を刊行した。

『現代日本語書き言葉均衡コーパス』短単位規程集Version 1.2(執筆:小椋秀樹)

『現代日本語書き言葉均衡コーパス』におけるサンプル構成比の算出法 現代日本語書き言葉の文字数調査 (執筆:丸山岳彦, 秋元祐哉)

は, 現代日本語書き言葉均衡コーパスに付与する形態論情報の基礎となる言語単位

の規程をまとめたもので、『日本語話し言葉コーパス』や国語研究所の語彙調査の成果を継承したものである。は、統計的な代表性を実現するために、母集団の言語量を文字数によって推定する方法とその結果をまとめたものである。

(2) 論文

査読付き論文

- [1] 前川喜久雄・五十嵐陽介「2モーラ有核助詞の韻律上の独立性 - 『日本語話し言葉コーパス』の分析 - , 音声研究 10-2, pp.33-42, 2006年8月

論文集掲載論文

- [1] 山崎誠「シソーラスの可能性」, 日本語科学 19, pp.133-141, 2006年4月
- [2] 柏野和佳子「『分類語彙表』の特徴と位置付け」, 日本語科学 19, pp.143-160, 2006年4月
- [3] 小磯花絵「会話データの構築法 - 収録と書き起こし - 」伝康晴・田中ゆかり(編)『講座社会言語科学 6 方法』pp.170-186, ひつじ書房, 2006年8月
- [4] 前川喜久雄「『日本語話し言葉コーパス』を利用した語形変異研究」田島・広瀬編『国際シンポジウム比較語彙研究』(語彙研究会), pp.151-158, 2006年9月
- [5] 前川喜久雄「日本語発音辞書の改良」土岐哲先生遺暦記念論文集編集委員会(編)『日本語の教育から研究へ』pp.119-132, くろしお出版, 2006年11月
- [6] 山崎誠「新聞記事データに見る「につれて」「にしたがって」」藤田保幸・山崎誠(編)『複合辞研究の現在』pp.103-112, 和泉書院, 2006年11月
- [7] 小椋秀樹「日本語話し言葉コーパスの語種構造」基盤研究(B)研究成果報告書『話し言葉コーパスに基づく言語変異現象の定量的分析』pp.179-191, 2007年3月招待寄稿
- [1] 前川喜久雄「イントネーション研究発展の要因」音声研究, 10-3, pp.7-17, 2006年12月
- ### 商業誌掲載論文
- [1] 柏野和佳子「書き言葉コーパスで探る日本語のありさま」, 日本語学 25-9, pp.18-27, 2006.
- [2] 柏野和佳子「新聞でとらえる日本語の姿 記事データベースが明らかにする特徴とは」新聞研究 No.666, pp.21-24, 2007.

(3) 学会発表(口頭発表, ポスター発表)

- [1] 柏野和佳子「国語辞典における多義語の意味区分の比較」第23回ことば工学研究会(2006年8月5日, 神奈川大学)資料集 SIG-SE-A601-4 pp.37-43.
- [2] 小磯花絵「『日本語話し言葉コーパス』を用いた対話と独話の比較 - 頭語的特徴に着目して - 」社会言語科学会第18回大会(2006年8月27日, 北星学園大学)
- [3] 前川喜久雄.「特定領域研究『日本語コーパス』のめざすもの」特定領域「日本語コーパス」平成18年度全体会議(2006年9月9日, 国立国語研究所)予稿集 pp.1-8.
- [4] 山崎誠・丸山岳彦・柏野和佳子・前川喜久雄・稲益佐知子・秋元祐哉・吉田谷幸宏「現代日本語書き言葉均衡コーパスのサンプリング方法について」計量国語学会第

- 50回大会（2006年9月30日，国立国語研究所）。
- [5] 小椋秀樹「『日本語話し言葉コーパス』の語種構造」第45回中部日本・日本語学研究会（2006年10月14日，岐阜大学）。
- [6] 丸山岳彦・佐野真一郎「『日本語話し言葉コーパス』に基づく言い直し表現の機能的分析」日本語文法学会第7回大会（2006年10月29日，神戸大学）。
- [7] Kikuo Maekawa, Analysis of Language Variation Using a Large-Scale Corpus of Spontaneous Speech, International Symposium on Linguistic Patterns in Spontaneous Speech[LPSS2006](2006年11月17日, Academia Sinica, Taiwan)(招待講演)。
- [8] Takehiko Maruyama and Shin ichiro Sano, Classification and annotation of self-repairs in Japanese spontaneous monologues, International Symposium on Linguistic Patterns in Spontaneous Speech[LPSS2006](2006年11月18日, Academia Sinica, Taiwan)。
- [9] 高田智和・山口昌也「文字・表記研究とコーパス」漢字文献情報処理研究会第9回大会(2006年12月16日，大津市)。
- [10] Kikuo Maekawa. "KOTONoha and BCCWJ: Development of a Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese." Corpora and Language Research: Proceedings of the First International Conference on Korean Language, Literature, and Culture. (2007年2月6日Seoul, Yonsei University) pp.158-177. (招待講演)
- [11] Kikuo Maekawa. "Design of a Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese." Proceedings of Symposium on Large-Scale Knowledge Resources (LKR2007) (2007年3月1日，東京工業大学) 予稿集 pp.55-58.
- [12] 菊池英明・前川喜久雄「韻律研究のための日本語話し言葉コーパスXML文書作成」第49回人工知能学会言語・音声理解と対話処理研究会（2007年3月2日，国立情報学研究所）SIG-SLUD-A603, pp.3-8.
- [13] 前川喜久雄「特定領域研究『日本語コーパス 目標，進捗状況，そして夢』特定領域研究「日本語コーパス」平成18年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（2007年3月17日，時事通信ホール）予稿集，pp.1-12.
- [14] 丸山岳彦・柏野和佳子・山崎誠・佐野大樹・秋元祐哉・稲益佐知子・吉田谷幸宏「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』におけるサンプリングの概要」特定領域研究「日本語コーパス」平成18年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（2007年3月18日，時事通信ホール）予稿集，pp.79-88.
- [15] 森本祥子・前川喜久雄・小沼悦・新井田貴之・松下愛・吉田谷幸宏・神野博子・大石有香「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における著作権処理について」特定領域研究「日本語コーパス」平成18年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（2007年3月18日，時事通信ホール）予稿集，pp.89-92.
- [16] 山口昌也・高田智和・北村雅則・間淵洋子・西部みちる「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における電子化フォーマットの概要」特定領域研究「日本語コーパス」平成18年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（2007年3月18日，時事通信ホール）予稿集，pp.93-100.

- [17] 小椋秀樹・小木曾智信・小磯花絵・富士池優美・相馬さつき・渡部涼子・服部龍太郎「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における短単位の概要」特定領域研究「日本語コーパス」平成18年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（2007年3月18日，時事通信ホール）予稿集，pp.101-108.
- [18] 山崎誠「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の基本設計について」特定領域研究「日本語コーパス」平成18年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（2007年3月18日，時事通信ホール）予稿集，pp.127-136.
- [19] 丸山岳彦・柏野和佳子・稲益佐知子・秋元祐哉・吉田谷幸宏・山崎誠「書き言葉の構造を捉える 書き言葉の多様な構造とサンプリング手法」言語処理学会第13回年次大会[NLP2007]（2007年3月21日，龍谷大学）予稿集pp.704-707.
- [20] 秋元祐哉・丸山岳彦・吉田谷幸宏・山崎誠・柏野和佳子・稲益佐知子・前川喜久雄「書き言葉の総量を捉える 書き言葉はどれだけ生産されるのか」言語処理学会第13回年次大会[NLP2007]（2007年3月21日，龍谷大学）予稿集pp.708-711.
- [21] 高田智和・間淵洋子・西部みちる・北村雅則・山口昌也「文字コードとタグによる漢字字体の記述」言語処理学会第13回年次大会[NLP2007]（2007年3月21日，龍谷大学）予稿集 pp.712-715.
- [22] 山口昌也「教えあいに基づく作文作成支援システムの設計」言語処理学会第13回年次大会[NLP2007]（2007年3月21日，龍谷大学）予稿集 pp.716-719.
- [23] 小椋秀樹・小木曾智信・小磯花絵・富士池優美・相馬さつき「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の短単位解析について」言語処理学会第13回年次大会[NLP2007]（2007年3月21日，龍谷大学）予稿集 pp.720-723.
- [24] 柏野和佳子「国語辞典における多義語の意味記述の比較」言語処理学会第13回年次大会[NLP2007]（2007年3月21日，龍谷大学）予稿集 pp.863-866.

（４）広報誌・マスコミ等

- [1] 小椋秀樹「漢字の使用実態をとらえるための語彙・文字調査」，文部科学教育通信 No.151，pp.28-29，2006年7月
- [2] 柏野和佳子「情報産業と辞書研究」文化庁月報 2006年10月号p.25，2006年10月
- [3] 山口昌也「言語研究・言語活動を支援するソフトウェアの開発」，文部科学教育通信 No.161，pp.22-23，2006年12月
- [4] 丸山岳彦「機械翻訳と言葉の理解」，文化庁月報 2006年12月号，pp.23,2006年12月
- [5] 山崎誠「現代語研究の動向に見るコーパス指向性」，文部科学教育通信 No.163，pp.22-23，2007年1月
- [6] 柏野和佳子「立体的な言葉の世界から探したい言葉を見つける」，文部科学教育通信 No.165，pp.22-23，2007年2月
- [7] 小木曾智信「日本語研究と自動形態素解析」，文部科学教育通信 No.166，pp.26-27，2007年2月

(5) その他

「KOTONOHA」のホームページを運用し、書き言葉コーパスの普及に努めた (<http://www.2.kokken.go.jp/kotonoha/>)。また、KOTONOHAのパンフレットを作成し、著作権者への説明に使用するほかイベント等での配布を行った。

研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

〔中期目標〕

- 2) 国語を使って生活する国民の言語行動・言語意識・言語能力の実態把握に資するため、過去の実態からの経年変化の継続的な把握・分析を行うとともに、現在の実態の迅速かつ効率的な把握・分析を行うこと。

〔中期計画〕

研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」を実施し、次の2点に関して成果を得る。

- ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする。
- イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

〔年度計画〕

研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」について、次のことを実施する。

- ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の模様を明らかにするために、予備調査を企画する。また、経年調査法に関する文献調査を実施するとともに、担当者と協力者の間で研究会を開催し検討を行う。
- イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を進めるために、次のことを行う。
- ・これまで研究所等が行ってきた各種調査の内容を整理し、さらに文字生活に関する新たな調査項目なども付加して、基盤となる共通調査項目の検討・選定を行う。
 - ・「ことば」情報全国ネットワークの構築に向けて、広域多人数調査（Web調査）の方法、及び地域詳細調査（協力調査）のデータ集約方法を検討する。
 - ・全国1000地点調査（面接調査）の調査項目等の検討を行うとともに、予備調査を実施する。

2. 国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究

【事業概要】

本研究の目的は、次の3つのプロジェクトに関して成果を得ることである。

(1) 敬語・敬意表現に関する経年調査

敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の様相を明らかにする。

(2) 全国規模の「ことば」情報の収集・分析

言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析する。

(3) 中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1,000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

以上3つのプロジェクトに共通する学術的な意義は、中・長期的な国語の変化を科学的に検討するための「全国的平均像」をとらえる点にある。計量的な側面から国語の使用実態に関する全国的平均像や「日本の縮図」を得た研究は、諸学界を見渡してもいまだ存在しない。この問題を解決するために、全国規模で人口比に基づくランダムサンプリングを行い、全国約1,000地点で面接調査を実施する。

さらに、Web調査（調査会社利用型ネット調査）の活用や情報通信技術を利用した研究所独自の「ことば」情報全国ネットワークの構築などを通して、言語生活の実態ならびに変化を全国規模で把握するための方法について、迅速性や信頼性等の観点からも検討する。このような重層的な実証的研究は世界でも初めての試みである。以上により、日本全体の中での岡崎市の位置づけを明確に把握するための基礎資料を得ることも期待できる。

これらの成果は、中・長期的な視点に立った「社会的な言語問題の芽生え」を的確に察知するという面で広く社会に寄与する。将来起こりうる言語問題の予知に向けた先端的な学術研究は社会基盤を支えるうえで不可欠であり、当研究所以外にその責務を担うべき機関は存在しない。

【研究組織】

責任者：横山詔一

担当者：大西拓一郎，尾崎喜光，熊谷智子，朝日祥之，米田純子，杉戸清樹，吉岡泰夫，
三井はるみ，高田智和

補佐員等：吉田雅子，鎌水兼貴

非常勤研究員：エリク・ロング，小西いずみ，和田志子

所外協力者：海外3名，国内22名（異なり数：多人数のため固有名は省略）

【調査及び研究の進捗状況】

(1) 敬語・敬意表現に関する経年調査

愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化の模様を明らかにするために、予備調査を企画し、ネット調査（Web調査）を実施した。また、経年調査法に関する文献調査を実施するとともに、担当者と協力者の間で研究会を開催し検討を行った。

以下、その具体的な内容を記す。岡崎市統計資料を用いて岡崎市の基本情報を整理した。第1次・2次調査のデータを電子化し、資料を整備した。2006年10月にカナダ・トロント大のJ.K.Chambers氏を招待した講演会を開催し、調査方法に関する知見を得た。岡崎経年調査委員会を発足させ、2006年10月と2007年2月に会合を開き、有益なコメントを得た。広域多人数調査（Web調査）の方法を検討する目的を兼ねて、Web調査を2006年12月に実施した。人口比に対応した厳密なランダムサンプリング法による全国約1,000地点での面接調査を2007年2月に実施した。このデータを手中にしたことで、日本全体の中での岡崎市の位置づけを明確に把握するための基礎資料を得ることが期待できる。以上により、第3次調査設計のための検討資料を作成した。

(2) 全国規模の「ことば」情報の収集・分析

信頼性の高い全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、確実な基盤を持った調査対象項目を構築することを目的として、「ことば」情報全国ネットワークにおける各地の中核的研究者から構成される「全国方言調査委員会」を立ち上げ、2006年8～9月ならびに2007年3月に打ち合わせの会合を開催し、手続きや方法・内容を検討するとともに、先行して行われてきた地理的調査における調査対象項目のデータベース化と調査項目確立に向けての整備を開始した。

また、広域多人数調査（Web調査）の方法を検討するために、文字生活研究の課題において略字に関する意識のWeb調査を実施し、調査法としての長所と短所の一部を確認した。

(3) 中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、人口比に対応した全国約1,000地点調査（面接調査）を実施した。この結果は、国語の使用実態に関する全国的平均像や地域差の概観を描き出すのに必要不可欠であるとともに、来年度から実施する調査の土台となる。

以下、これらの調査研究の具体的な内容を示す。地域間の伝達の障害という言語問題を引き起こす可能性がある「言葉の地域差」にどのようなものがあるかという観点から、『日本言語地図』（LAJ）や『方言文法全国地図』（GAJ）も参照しつつ調査項目候補の選定および質問文案の作成を進めた。2007年3月に実施した人口比に対応した全国約1,000地点調査（面接調査）においては、来年度から実施予定の調査で取り上げる調査項目候補について予備的調査を行った。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 成果報告書

今年度は刊行なし。

(2) 論文

査読付き論文

- [1] 熊谷智子・木谷直之「三者面接調査における回答者間の相互作用 - 同性の友人同士の場合 - 」『日本語科学』20 pp.47-65, (2006.10)
- [2] 横山詔一「異体字選好における単純接触効果と一般対応法則の関係」『計量国語学』, 25, pp.199-214, (2006.6)
- [3] Yokoyama, S. & Wada, Y. (2006.8). A logistic regression model of variant preference in Japanese kanji: an integration of mere exposure effect and the generalized matching law. *Glottometrics*, 12, 63-74.
- [4] 横山詔一・笹原宏之・當山日出夫「文字コミュニケーションにおける異体字の選好と親近度：再調査法による信頼性の検討」『社会言語科学』, 9, pp.16-26, (2006.9)

論文集掲載論文(単行本掲載論文, 科研報告書掲載論文などを含む。)

- [1] 大西拓一郎「言語地理学の再起動」, 『日本のフィールド言語学』(桂書房), pp.80-93, (2006.5)
- [2] 大西拓一郎「言語地図の作成」「方言の文法」「方言調査法」「奈良県の方言」, 『日本語学研究事典』(明治書院), (2007.1)
- [3] 鏑水兼貴「東北・北海道における方言文法の共通語化過程」『言語情報学VI 言語情報学と話ことばコーパス 言語学・応用言語学・情報工学の寄与』(東京外国語大学), pp.365-381, (2006.11)
- [4] 吉田雅子『デジタル版山梨方言集2006(CD-ROM + 冊子)』(科学研究費補助金若手研究B(研究代表者: 吉田雅子)研究成果報告書), (2007.3)
- [5] 吉田雅子「[20db]そして「デジタル版山梨方言辞典」作成のための調査研究とデータ構築」について」, 『山梨ことばの会会報14』(山梨ことばの会), pp.17-25, (2006.9)
- [6] 吉田雅子「山梨県奈良田方言の原因・理由表現」, 『全国方言文法辞典《原因・理由表現編》』(平成16(2004)年度~18(2006)年度科学研究費補助金基盤研究(C)「日本語諸方言の条件表現に関する対照研究」(課題番号:16520285・研究代表者: 前田直子)研究成果報告書),(方言文法研究会), pp69-86 (2007.2)
- [7] 吉田雅子「参考になる調査票目録」, 『ガイドブック方言調査』(ひつじ書房), (2007.3印刷中)
- [8] 吉田雅子「甲信越」, 『方言語源散策辞典』(東京堂出版), (2007.3印刷中)
- [9] 井上文子・三井はるみ「方言談話の中の地域差・世代差・場面差」, 『日本のフィールド言語学』(桂書房), (2006.5)
- [10] 三井はるみ「現代語調査法」「話しことば」, 『日本語学研究事典』(明治書院), (2007.1)
- [11] 横山詔一「漢字の使用量」『漢字のはたらき』(朝倉漢字講座2)8章, pp.169-186, 朝倉書店, (2006.6)
- [12] 横山詔一・高田智和・米田純子「東京山の手と葛飾・葛西における文字生活の地域差」『人文科学とコンピュータシンポジウム「文化情報学のパーспекティ

- ブ - デジタルアーカイブへの新地平 - 』379-386, 情報処理学会, (2006.12)
- [13] 横山詔一『電子政府6万字種データベースに準拠した海外日本語研究者向けWeb漢字辞書の作成』(平成16(2004)年度～平成18(2006)年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究(C)[研究代表者:横山詔一]研究成果報告書), (2007.3)
招待寄稿(依頼原稿を含む。)
- [1] 熊谷智子「コミュニケーションにおける「丁寧さ」について」『待遇コミュニケーション研究』4 pp.79-92, (2006.)
- [2] 尾崎喜光「山形県鶴岡市における「場面差調査」」, 『日本語科学』20(国立国語研究所), pp.89-106, (2006.10)
- [3] 横山詔一「文字・表記(理論・現代)」『日本語の研究』, 2-3, pp.76-81, (2006.7)
商業誌掲載論文
- [1] 大西拓一郎「『方言文法全国地図』の意義と方言分布研究のこれから」, 『言語』35-12(大修館書店), pp.20-27, (2006.12)
- [2] 大西拓一郎「書きます(か) 『方言文法全国地図』6集271図・273図」, 『言語』35-12(大修館書店), pp.76-79, (2006.12)
- [3] 三井はるみ「起きろ 『方言文法全国地図』5集209・210・212・213図」, 『言語』35-12(大修館書店), pp.60-63
- [4] 三井はるみ「おはようございます・こんばんは 『方言文法全国地図』6集349・350図」, 『言語』35-12(大修館書店), pp.80-83, (2006.12)
- [5] 吉田雅子「行くだらう 『方言文法全国地図』5集第237図」, 『言語』35-12(大修館書店), pp.64-67, (2006.12)
- [6] 横山詔一「潜在記憶と言語習得」『月刊言語』, 34-2, pp.52-57, (2006.4)
- [7] 横山詔一「文字認知の単位」『月刊言語』, 35-10, pp.36-43, (2006.10)【梅花女子大学2007年入学試験国語で出題】
- [8] 横山詔一「見間違いはなぜ起こる」『日本語学』, 25-4, pp.30-37, (2006.4)
- [9] 横山詔一「意思決定理論を援用した漢字研究」『日本語学』(新常用漢字表の作成に向けて)臨時増刊9月号, 25-11, pp.105-113, (2006.9)

(3) 学会発表(口頭発表, ポスター発表)

- [1] 大西拓一郎「言語地理学のあり方をめぐって」, 第120回変異理論研究会, (2006.7)
- [2] 大西拓一郎「編集者の立場から考える『方言文法全国地図』の意義」, 『日本方言研究会第83回研究発表会発表原稿集』, pp.57-60, (2006.11)
- [3] 大西拓一郎「方言分布の解明に向けて」, 『方言文法の全国分布と全国方言調査の将来像』(平成18年度国立国語研究所公開研究発表会), pp.19-24, (2006.12)
- [4] 大西拓一郎「地理情報としての方言情報」, 『方言文法の全国分布と全国方言調査の将来像』(平成18年度国立国語研究所公開研究発表会), pp.31-34, (2006.12)
- [5] 大西拓一郎「静岡県の文法・語彙」, 第122回変異理論研究会, (2007.1)
- [6] 三井はるみ「社会的地域名を冠した言語変種 - 「山の手ことば」「下町ことば」を中心に - 」, 第118回変異理論研究会, (2006.5.13)
- [7] 三井はるみ「共通語コードに現れた方言の影響」, 『方言文法の全国分布と全国方

- 言調査の将来像』(平成18年度国立国語研究所公開研究発表会), (2006.12.16)
- [8] 鎌水兼貴「『方言文法全国地図』における共通語化の状況 多変量解析を用いた分析」, 『方言文法の全国分布と全国方言調査の将来像』(平成18年度国立国語研究所公開研究発表会), pp.47-50, (2006.12.16)
- [9] 吉田雅子「『口語法分布図』と『方言文法全国地図』」, 『方言文法の全国分布と全国方言調査の将来像』(平成18年度国立国語研究所公開研究発表会), pp.51-54, (2006.12)
- [10] 高田智和・横山詔一・米田純子「インターネット・リサーチで文字用例をさがす」, 『東洋学へのコンピュータ利用第18回研究セミナー』, pp.175-182, (2007.3)
- [11] 横山詔一「文字生活の変異は予測可能か? 葛飾と山の手の手比較から」, 第118回変異理論研究会, (2006.5)
- [12] 横山詔一「文字生活を予測可能なコーパスを求めて Logistic回帰分析による評価の試み」『計量国語学』, 25-7, pp.328-329, (2006.9)
- [13] 横山詔一「自然言語の単純接触効果を予測するロジスティック回帰分析」『日本心理学会第70回大会発表論文集』, p.192, (2006.11)
- [14] 横山詔一「文字生活のロジスティック回帰モデル(1)」, 社会言語科学会第19回研究大会, (2007.3)
- [15] 横山詔一・真田治子「フィールド言語学にロジスティック回帰分析は寄与しうるか」『情報処理学会研究報告2007-CH-73』, pp.9-16, 情報処理学会, (2007.1)
- [16] 真田治子・横山詔一「漢字の諸性質の計量言語学的研究(1)」『情報処理学会研究報告2007-CH-73』, pp.17-24, 情報処理学会, (2007.1)
- [17] 横山詔一・米田純子「国立国語研究所の言語生活研究」, ドイツ - 日本研究所ワークショップ, (2007.3)

(4) 広報誌・マスコミ等

広報誌

- [1] 朝日祥之「サハリンの日本語」『文化庁月報』456号, (2006.)
- [2] 朝日祥之「敬語使用と敬語意識の変遷 - 愛知県岡崎市における継続調査から - 」『国語研の窓』29号, (2006.)
- [3] 大西拓一郎「『方言文法全国地図』の30年」, 『国語研の窓』29, pp.2-3, (2006.10)
- [4] 大西拓一郎「敬語とその地域差」, 『文部科学教育通信』164, pp.22-23, (2007.1)
- [5] 尾崎喜光「方言と共通語の使い分けをとらえる調査」, 『文部科学教育通信』155, (2006.9)
- [6] 三井はるみ「方言敬語から見る日本語の多様性」, 『文部科学教育通信』149, (2006.6)
- [7] 三井はるみ「方言敬語の多様性」, 『文化庁月報』, (2007.3)

マスコミ等

- [8] 大西拓一郎・三井はるみ・鎌水兼貴「学のいま: 方言地図の小宇宙を探る」(取材

- 協力),『朝日新聞』,(2007.1.18)
- [9] 杉戸清樹・横山詔一「学のいま：方言地図の小宇宙を探る」(取材協力),『朝日新聞』,(2007.1)
- [10] 尾崎喜光「夫は「主人」？ 呼称で激論」,『朝日新聞』,(2006.10.22) [コメント掲載]
- [11] 尾崎喜光「夫を何と呼ぶ?」,『北海道新聞』,(2006.11.10) [コメント掲載]
- [12] 尾崎喜光「家族の呼び方問題 緊急アンケート」,『女性セブン』(小学館),(2006.12.14) [コメント掲載]
- [13] 尾崎喜光「<あっと!@デ～タ> 敬語を一番使うのは20代」,『朝日新聞』(be on Sunday),(2007.1.14) [コメント掲載]
- [14] 尾崎喜光「<書評>『標語誕生! 大衆を動かす力』 - 熱気伝わる言語活動 - 」,『南日本新聞』,(2007.2.11)ほか [共同通信社配信]
- [15] 三井はるみ「衰退する東京弁:「ひ」と「し」が区別できない」,『東京新聞』,(2006.11.1)
- [16] 三井はるみ「衰退する東京弁:山の手言葉の「ざあます」」,『東京新聞』,(2006.11.8)
- [17] 三井はるみ「衰退する東京弁:消える明治のアクセント」,『東京新聞』,(2006.11.15)
- [18] 三井はるみ「衰退する東京弁:関西弁だった「てほしい」」,『東京新聞』,(2006.11.22)
- [19] 高田智和・横山詔一「漢字とつきあう」(取材協力),『朝日新聞』,(2007.2)
- [20] 横山詔一「文字と社会の関係について」,(2006.9)TBSテレビ,ブロードキャスター(コメント出演)

研究成果の活用による日本語像の提案

〔中期目標〕

- 3) 国語の改善及び国民の言語生活の向上に資するため、上記調査研究の成果を活用して、言葉の分かりやすさの観点から具体的な提案を行うこと。

〔中期計画〕

上記 及び の調査研究の成果については、これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等について、文化庁との連絡協議の上、国語政策の企画立案や推進のための基礎資料として提出するほか、この成果を活用して、次の2点に関して、あるべき日本語像の具体的な提案を行う。

ア 分野別の「外来語」について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う。

イ 公用文の言葉遣いや表記法等について、現代の国語使用の実態に即した「分かりやすく、親しみやすい」方向への改善例を提案する。

〔年度計画〕

上記 及び の調査研究の成果の活用等については、次のことを実施する。

ア 国語政策の企画立案や推進に役立つ基礎資料の提出に向けて、下記(2)の喫緊課題を含む問題点・課題等について文化庁との連絡協議を行う。

イ 分野別の「外来語」を中心とする難解用語について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行うために、外部有識者も含めた検討委員会を組織し、提案のための態勢を整える。また、公共的な場面で使用される外来語等の難解用語の実態把握、及び問題の解消に向けた方策等の検討に着手する。

3. 研究成果の活用による日本語像の提案

【事業概要】

学術的に信頼度の高い調査研究や大規模データベースに基づき、日本語のあるべき姿についての提案を行う。調査研究の成果や大規模データベースの活用により、改善が期待される言語問題の現状を把握し、改善に向けた提案を行う。そのことによって、国語の科学的な調査研究に基づいた社会的貢献を果たすことを目指す。

(1) 外来語等の難解な言葉を分かりやすくする提案

第2期中期計画の、1(1) ア「分野別の『外来語』」について、適切な言い換えや分か

りやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う」ことについては、第1期中期計画期間中に実施した「外来語言い換え提案」の成果と方法を継承し、医療・介護分野の難解な用語を、分かりやすくする言葉遣いの工夫について提案を行う。この活動は、「病院の言葉」委員会を設立し、この委員会から「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)を発表する形で進める。あわせて、委員会の活動を支える調査研究を行い、検討のための資料を作成し、委員会に提出する。実施は、平成18年度～20年度とする。

(2) 公用文の言葉遣いや表記法等の改善例の提案

1(1) イ「公用文の言葉遣いや表記法等について、現代の国語使用の実態に即した分かりやすく、親しみやすい方向への改善例の提案」については、1(1) で構築する「大規模汎用日本語データベース」を主たる資料として、国語の一般的な使用実態を明らかにした上で、現行の公用文の言葉遣いや表記法等の規範及び実態と突き合わせ、その改善例を検討し、提案する。実施は、平成21年度から22年度とする。

【研究組織】

平成18年度の研究組織は次のとおりである。

責任者：田中牧郎

担当者：相澤正夫，吉岡泰夫，柏野和佳子，山口昌也

補佐員等：桐生りか

所外協力者：関根健一（読売新聞社），徳田安春（聖路加国際病院），中山恵利子（阪南大学），宮田公治（松蔭大学），茂木俊伸（鳴門教育大学）

【調査及び研究の進捗状況】

(1) 外来語等の難解な言葉を分かりやすくする提案

平成18年度は、A「外来語言い換え提案」の普及書の刊行、B「外来語言い換え提案」を支えた調査研究の報告書の編集発行、C「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)の準備、の三つのことを行った。

「外来語言い換え提案」の普及書の刊行

第1期中期計画期間中に実施した「外来語言い換え提案」の全体を、普及書にまとめた。普及書には、外来語に関する調査研究に基づく、外来語の使用実態や、国民の外来語への意識などについての解説も加えた。また、「外来語言い換え提案」に寄せられた意見や、議論になったことなども記した。8,000部を作成し、省庁・地方自治体・報道機関に配布するとともに市販し、「外来語言い換え提案」の普及に努めた。

「外来語言い換え提案」を支えた調査研究の報告書の編集発行

第1期中期計画期間中に行った、「外来語言い換え提案」を支えた調査研究を、報告書1冊に集成した。調査研究自体は、第1期中期計画期間に行ったものだが、平成18年度の時点でデータや論文にまとめた。報告書は約450ページで、3部構成である。

第1部 「外来語言い換え提案」で取り上げた外来語

「外来語言い換え提案」で取り上げた176の外来語につき、定着度・使用頻度などの基本的データと、言い換え提案を行う際に論点となったことなどを記した。

第2部 外来語についての世論調査と分析例

国民に対して面接によって行った、外来語の定着度調査、外来語に関する意識調査の結果を紹介し、視点を定めた分析例を論文3本にまとめた。

第3部 コーパスを活用した外来語の研究

白書・広報誌・新聞などの公共媒体の電子的化資料をコーパスとして活用した、外来語の使用実態に関するコーパス言語学の方法による論文を9本収録した。

「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)の準備

「外来語言い換え提案」の目指した、専門的な概念を一般の人に分かりやすく伝える工夫の提案を、より効果的に実行するには、専門分野を限ってその分野の専門家を交えて、言葉遣いの検討を行うことが求められる。そこで、分かりやすい表現を求める国民の期待の高い分野である医療・介護分野を対象として、「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)を行う準備に着手した。平成18年度は、「病院の言葉」委員会を設立して検討を始めるための準備的な調査研究を幅広く実施し、外部協力者を招いた作業部会を12回開催し、提案の理念・方法の基盤整備を行った。平成18年度に実施した準備的な調査は、次のものである。

- ・ 医療従事者に対するインターネット調査
- ・ 医療従事者・介護従事者・患者・被介護者等に対するインタビュー調査
- ・ 医療用語の定着度調査
- ・ 医療媒体についてのコーパス調査

これらの調査結果を分析することを通して、難解な医療・介護の用語の問題が、どのようなところにあるのかについて、探索的な研究を行った。

(2) 公用文の言葉遣いや表記法等の改善例の提案

平成18年度は実施していない。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 外来語等の難解な言葉を分かりやすくする提案

報告書の作成状況は次のとおりである。

「外来語言い換え提案」の普及書の刊行

国立国語研究所「外来語」委員会編『分かりやすくする外来語言い換え手引き』(平成18年6月、ぎょうせい)1冊を刊行した。

「外来語言い換え提案」を支えた調査研究の報告書の編集発行

国立国語研究所編『公共媒体の外来語 「外来語言い換え提案」を支える調査研究』(国立国語研究所報告126)を編集し、平成18年3月に発行した。

「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)の準備

平成18年度は事前準備期間であるため、成果報告書は作成していない。

論文・学会・マスコミ等での発表状況は次のとおりである。

- [1] 田中牧郎「『外来語』言い換え提案」『文化庁月報』452, pp.24-25, 平成18年
- [2] 田中牧郎「外来語の分かりにくさ」『文部科学教育通信』154, pp.24-25, 平成18

年

- [3] 田中牧郎「外来語の定着度」『日本行動計量学会第34回大会発表論文抄録集』, pp. 64-65, 平成18年
- [4] 田中牧郎「連載 続なるほど言葉の万人向け設計 カタカナ外来語言い換え道場」『情報通信ジャーナル』 25-1～25-3, 平成19年
- [5] 田中牧郎「国立国語研究所の『外来語言い換え提案』」, 韓国・国立国語院講演, 平成19年2月21日
- [6] 吉岡泰夫「言葉による医療コミュニケーション」『医療コミュニケーションとインフォメーションマネジメント』(日本看護協会出版会), pp.14-21, 平成18年
- [7] 吉岡泰夫・相澤正夫・朝日祥之「医療コミュニケーション適切化のための医学・医療用語の課題 世論調査に見る国民の期待とそれに応える医師の工夫」『日本語科学』 21, pp.23-41, 平成19年
- [8] 吉岡泰夫・田中牧郎「医療のことば」(NHK-BS文字放送), 平成18～19年

(2) 公用文の言葉遣いや表記法等の改善例の提案

平成18年度は実施していない。

(2) 喫緊の課題に対応した調査研究の実施

〔中期目標〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究は、文化庁及び文化審議会等からの要請に基づき、国語の改善及び国民の言語生活の向上に関し、既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として企画・実施すること。

〔中期計画〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として、喫緊課題対応型調査研究を実施する。なお、教育現場及びマスコミ報道等で広く国民一般から提起された問題についても、適宜取り上げその解決に資する調査研究を実施する。

具体的には、例えば、文化審議会国語分科会で審議中の「敬語」「漢字」に関する調査研究、既に審議された「国語力」に関する調査研究を実施し、施策の遂行や審議に資する基礎資料を提出する。

〔年度計画〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的とする喫緊課題対応型調査研究については、次の及びを実施する。なお、現在の緊急度の高い調査研究として、公共的な場面におけるコミュニケーションの言語問題を対象とするを併せて実施する。

文化審議会国語分科会で審議中の「漢字」について、審議に資する基礎資料を作成し提出する。

「国語力」に関する調査を行うために、前年度に実施した準備調査の分析結果を報告書にまとめるとともに、本調査の準備を進める。

医療や介護の現場におけるコミュニケーション上の言語問題を中心とした調査研究を行う。

4. 文化審議会の審議課題に関する調査研究

【事業概要】

中期計画の「喫緊課題対応型調査研究の実施」の具体的な事業の一つとして、「文化審議会の審議課題に関する調査研究」を実施する。これにより、(1)文化審議会国語分科会で

現在進行中の審議に資する基礎資料を作成・提供するとともに、(2)既に審議され答申が出ている課題についても、施策の遂行に資する基礎資料を作成・提供する。(1)については、現在審議中の「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料を、(2)については、既に審議された「国語力」に関する基礎資料を作成・提供する。なお、遂行に当たっては、国語施策の企画立案や推進に役立つ基礎資料とするため、文化審議会国語分科会の審議動向を的確にとらえるとともに、担当する文化庁国語課との連絡協議を緊密に行う。

【研究組織】

責任者：相澤正夫

担当者：田中牧郎，三井はるみ，熊谷智子，小椋秀樹，朝日祥之

【調査及び研究の進捗状況】

(1)「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料の作成・提供

平成17年4月から文化審議会国語分科会で審議を継続している「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」では、常用漢字表の見直しが重要な審議課題となっている。本課題では、国立国語研究所が既に実施した「現代雑誌200万字言語調査」の成果を活用して、この現在進行中の審議に直接役立つ基礎資料を作成し提供することを目指した。

平成17年度から作業を進め、既に『現代雑誌の漢字調査(頻度表)』(平成17年10月)、『現代雑誌の語彙調査』に基づく漢字音訓一覧表』(平成17年11月)の2冊を作成・提供しているが、本年度は、新たに現代雑誌に出現した語の表記の観点から、漢字、平仮名、片仮名による書き分けや送り仮名の付け方の実態を明らかにする基礎資料の作成を行い、11月に完成、年度内に文化庁国語課に提出した。

(2)「国語力」に関する基礎資料の作成・提供

文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」(平成16年2月)では、「国語力」はきわめて多様な側面を持つ重層的な「力」として示されており、複雑な内容を持っている。本課題では、そもそも国民が「国語力」をどのようにとらえているか、すなわち、国民の「国語力観」に立ち返って基礎的な知見を得るとともに、「国語力」とかかわる日常の言語活動がどのように行われているか、それに際して国民がどのような気がかりを感じているか等を探索して、関連施策の遂行に資する基礎資料を得ることを目指した。

平成17年度から企画に着手し、平成18年2月に全国規模の意識調査を実施した。本年度は、調査結果の分析を進め、必要な補充調査を8月に実施した。その後、ただちに報告書の作成を行い、12月に完成、年度内に文化庁国語課に提出した。

【成果報告書等の作成状況】

(1)「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料の作成・提供

文化審議会国語分科会の審議資料として、次の1冊を作成した。

- ・ 『現代雑誌の語彙調査』に基づく表記一覧』(平成18年11月)

また、本課題に関連して、次の学術論文を執筆・投稿した。

- ・ 小椋秀樹，相澤正夫「現代雑誌70誌における漢字の使用実態と常用漢字表 国語施策へのコーパス活用に向けた基礎調査」(『日本語科学』22に投稿，審査中)

(2) 「国語力」に関する基礎資料の作成・提供

2回の意識調査をまとめた成果報告書として、次の1冊を作成した。

- ・ 『「国語力観」に関する全国調査』(平成18年12月)

また、本課題に関連して、次の研究発表を行った。

- ・ 三井はるみ，相澤正夫，小椋秀樹，朝日祥之「『国語力観』を探る 日常の言語活動との関連で」(社会言語科学会第19回大会のポスター発表(平成19年3月4日)，予稿集あり)

5. 電子政府のための調査研究

【事業概要】

本研究は、競争的公募により経済産業省からの委託を受け、国立国語研究所，情報処理学会，日本規格協会が3者連合体を組んで実施する調査研究（平成14年度～17年度には「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ1を実施，平成18年度～20年度では「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ2として継続）である。

このプロジェクトで構築中の「文字情報データベース」に蓄積された約7万字に及ぶ文字情報は当研究所だけが保持・管理している国家レベルの資産である。具体的には，戸籍や住民基本台帳，登記簿の行政情報処理の実務で扱われている人名・地名・法人名等の固有名についての学術的な文字同定の成果をも含み，量のみならず質の面でも価値の高い独創的な資料となっている。それはあたかも「メートル原器」のような「行政用文字の原器」だと称されている。

このプロジェクトの成果は，総務省の住民基本台帳ネットワークシステムや法務省の登記業務の根幹を支えており，政府の施策に果たす役割の大きさははかりしれない。そのほか，経済界や産業界への波及効果も小さくない。例えば，マイクロソフト社の新OS「ビスタ」に搭載されたフォントは，本事業の成果に基づいている。

【研究組織】

責任者：横山詔一

担当者：高田智和，田中牧郎，米田純子

補佐員等：井手順子，虎岩千賀子

非常勤研究員：笹原宏之，豊島正之

研究協力者：(社)情報処理学会，(財)日本規格協会，(株)大修館書店

【調査及び研究の進捗状況】

平成14年度～17年度までの「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ1では、「戸籍統一文字」約56,000字及び「住民基本台帳ネットワーク統一文字」約21,000字の合わせて約77,000字に対して、辞書、国語施策、戸籍行政、文字コード規格などに基づいて文字情報を付与し、体系性を有する文字情報データを作成し、文字情報データベースに登載した。平成18年度からの「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ2では、法務省の登記事務の電子化に必要な「登記固有文字」を調査対象に加え、フェーズ1で整理・体系化を行った文字情報データの拡充を行う。

平成18年度は、下記2点の課題を設定し、調査研究を行った。

- (1) 行政用文字に関する調査研究
- (2) 文字情報を収集するための調査手法の研究

(1) 行政用文字に関する調査研究

「登記固有文字」の検討

「登記固有文字」約12,000字のうち約2,500字について、フェーズ1の整理方法に基づき、辞書、文字コード規格などの文字情報を付与し、学識経験者や実務家などに意見を求めつつ、文字情報データベースに蓄積された文字との同定を行った。「登記固有文字」には現行の中国簡体字も含まれており、今後の調査研究において、東アジア漢字文化圏を視野に入れる必要性を確認した。

また、「登記固有文字」とフェーズ1までに制作された平成明朝体グリフとの照合も行い、既存の平成明朝体がいまだ準備されていない文字の一覧表を日本規格協会に提示し、日本規格協会の本事業内課題の一つであるグリフ制作を支援した。

「戸籍統一文字」の典拠追跡調査

フェーズ1での文字同定の際に辞書に見出せなかった「戸籍統一文字」約1,200字について、ほかの辞書や古文献などとの照合を行い、典拠及び使用例の追跡調査を行った。約1,200字のうち、800字程度は文献用例の追跡調査が完了し、後述する成果報告書の付属資料にまとめた。この追跡調査の成果は、国際文字コード規格(ISO/IEC10646)への追加文字提案の際に必要な「エビデンス」として活用され、情報処理学会の本事業内課題である文字コード標準の国際提案作業に協力した。

(2) 文字情報を収集するための調査手法の研究

Web調査の実施

電子政府で必要とされる文字の中には、現在市販されている辞書に掲載されておらず、かつ府省庁から提供された諸データだけでは字義や使用例が不明であるものが多数存在する。このような「辞書非掲載字」や「音義未詳字」の文字情報を収集するため、Web調査会社に協力を求め、アンケート方式によるWeb調査を平成17年度に実験的に実施した。平成18年度は、Web調査の手法を検証し、さらに洗練させることを目的として、行政用文字に含まれる「略字」、「俗字」を対象に第2回Web調査を行った。この調査は、「略字」、「俗字」の使用範囲、使用層、伝承の過程などの実態を解明するための意識調査も兼ねている。第2回Web調査によって、Web調査の手法の有効性と課

題を再確認し、「略字」、「俗字」の使用には年代差が存することの知見が得られた。
なお、本調査は言語生活グループとの連携の下で行われた。

文字景観調査の実施

Web調査により寄せられた文字用例を確認・検証するため、街路の文字を対象とした文字景観調査を実施した。本調査も言語生活グループとの連携によって行われた。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 成果報告書

『平成18年度汎用電子情報交換環境整備プログラム成果報告書』（執筆：高田智和）

これは、国立国語研究所、情報処理学会及び日本規格協会の3者連合が取りまとめた経済産業省に提出した報告書である。ここでは、国立国語研究所が担当した文字情報の整理・体系化について、平成18年度の達成状況及び成果を報告した。この成果報告書は、学識経験者や実業界の代表による委員会のほか経済産業省によって内容が精査され、その充実度が所定の水準を満たすことが認定された。

(2) 論文

査読付き論文

なし

論文集掲載論文（単行本掲載論文、科研報告書掲載論文などを含む）

[1] 高田智和、「漢字字体研究 文字情報」,『漢文讀法 東 文字』,
, 2006年12月

[2] 高田智和「漢籍訓点資料構造化の試み 京都国立博物館蔵『世説新書』を例として」,『国際的視野から見た日本語・朝鮮語における漢文訓読に関する実証的研究』
(科研費報告書, 研究代表者: 小助川貞次), 2007年3月

招待寄稿

なし

商業誌掲載論文

[1] 高田智和,「「新しい文字」の発生とその要因」,『日本語学』第25巻第9号, 明治書院, 2006年8月

[2] 高田智和「公共サービスの文字」,『新「ことば」シリーズ20 文字と社会』, ぎょうせい, 2007年3月

(3) 学会発表（口頭発表, ポスター発表）

[1] 高田智和・岡牆裕剛「漢字字体規範データベースの現状」, 国際ワークショップ典籍交流（訓読）と漢字情報, 於北海道大学大学院文学研究科, 2006年8月

[2] 横山詔一・高田智和・米田純子「東京山の手と葛飾・葛西における文字生活の地域差」, 人文科学とコンピュータシンポジウム「文化情報学のパースペクティブ デジタルアーカイブへの新地平」(情報処理学会人文科学とコンピュータ研究会), 於同志社大学, 2006年12月

[3] 當山日出夫・笹原宏之・高田智和「文字研究におけるGPSの利用」, 情報処理学会人文科学とコンピュータ研究会, 於総合研究大学院大学, 2007年1月

- [4] 高田智和「ネットを利用した俗字調査」, 日本の言語・文字生活ワークショップ, 於ドイツ - 日本研究所, 2007年3月
- [5] 高田智和・横山詔一・米田純子「インターネット・リサーチで文字用例を探す」, 東洋学へのコンピュータ利用第18回研究セミナー, 於京都大学学術情報メディアセンター, 2007年3月

(4) 広報誌・マスコミ等

- [1] 高田智和「「電子政府」の基盤を支える漢字研究」, 『情報通信ジャーナル』第24巻第9号, 電気通信振興会, 2006年9月
- [2] 高田智和「電子政府の漢字」, 『時報市町村教委』204号, 全国市町村教育委員会連合会, 2006年9月
- [3] 高田智和「富山県の「地域文字」にみる漢字が内包する歴史と物語」, 『情報通信ジャーナル』第24巻第10号, 電気通信振興会, 2006年10月
- [4] 高田智和「戸籍の文字」, 『文化庁月報』458号, 文化庁, 2006年11月
- [5] 高田智和「行政情報処理と漢字」『国語研の窓』30号, 国立国語研究所, 2007年1月
- [6] 「漢字とつきあう」, 『朝日新聞』, 2007年2月1日朝刊

2 日本語教育に関する情報の提供

〔中期目標〕

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

在住外国人や国内外の日本語学習者の増加は、学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており、これに対応した日本語学習支援を図る必要がある。このため、研究所においては、国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し、日本語学習上の配慮に関する研究成果を踏まえて、国語の国内外における正しい理解と普及を図る視点から、日本語教育に関する情報資料の作成・提供とそのために必要な基盤整備を行うこと。

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

〔中期目標〕

(1) 日本語教育振興のために必要な共通的な基盤整備を行う視点から、国内外の日本語教育機関等に対し、日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる次の情報を作成し、利用しやすい形態で提供すること。

- 1) 日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報
- 2) 外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報

〔中期計画〕

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。

学習項目一覧と段階別目標基準の開発

日本語教育機関において日本語学習内容の選定やカリキュラムの作成、教材や試験の作成における基盤的な資料として、学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し、提供する。

日本語学習のための用例用法辞書の開発

対照言語学、比較文化、異文化間コミュニケーション等の研究成果を活用し、3,000語を対象に用例用法、習得情報、誤用情報、指導情報等が内包された先導的か

つ典型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発，提供する。

学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活に必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために，評価基準の項目等評価基準を開発し，提供する。また，この評価基準に基づくテストを開発し，典型的な日本語コミュニケーション力の測定手段として提供する。

〔年度計画〕

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して，実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため，大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て，これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い，その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供するために，以下のことを実施する。

学習項目一覧と段階別目標基準の開発

学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し，提供するため，国内外における先行研究及び先行事例を概観し，コミュニケーション能力がどうとらえられてきたかを分析・整理する。また，コミュニケーション能力研究会を開催する。

日本語学習のための用例用法辞書の開発

先導的かつ典型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発，提供するため，基本デザイン及び作業工程に関する基礎研究を行う。

学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活に必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために，評価基準及びそれに基づくテストを開発し，提供する。そのために，国内外の先行研究を分析する。また，日本語教師と日本語母語話者が学習者の「書く」「話す」に対し，どのような反応を示すかについて分析，整理する。

6．日本語教育情報資料の作成・提供

【事業概要】

「生活言語としての日本語」の教育や学習に必要な基盤言語情報の整備・提供を行う。第2期中期計画では，日本社会での生活に必要な日本語の教育や学習の指針となる情報資料を開発し，利用しやすい形で日本語教育関係機関に提供する。具体的には，日本語研究において構築されたデータベース等から抽出した日本人の日本語の使用実態に関する言語データ，

日本語教育研究の成果や日本語教育現場から得た誤用例や習得難易度などの言語教育データを整備し，日本語の用例用法等の情報，到達目標の設定に必要な日本語学習内容の情報，日本語コミュニケーション力の評価の情報についての開発研究を行い，研究成果の公表並びに具体的な形で社会に提供する。そのため，初年度の今年度は，年次計画とおり生活言語としての日本語，コミュニケーション能力，その評価，学習者のための辞書とは何かについて検討を進めた。

【研究組織】

総括責任者：柳澤好昭

(1) 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

責任者：金田智子

担当者：福永由佳

補佐員等：笠井淳子

所外協力者：武田聡子（NPO法人日本語教育研究所，桜美林大学）

(2) 日本語学習のための用例用法辞書の開発

責任者：井上優

担当者：植木正裕

補佐員等：二瓶知子，有賀千佳子（非常勤研究員），片岡喜代子（非常勤研究員）

所外協力者：委嘱なし

(3) 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

責任者：宇佐美洋

担当者：杉本明子，柳澤好昭，菅井英明（8月末日退職）

補佐員等：鎌水兼貴，佐藤真理緒

所外協力者：委嘱なし

【調査及び研究の進捗状況】

(1) 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

日本社会の一員として地域に根付き，職場や学校等で活躍するために外国人が身につけるべき日本語能力<生活者に必要な日本語能力>とは何かを明らかにすることが本研究の課題である。この課題を，(1)「コミュニケーション能力の枠組みと構成要素の同定」，(2)「学習項目一覧と段階別目標基準の作成」の二段階に分けてとらえ，段階(1)の準備を行った。

日本語コミュニケーション能力に関する先行研究の分析

過去20年余の国内の先行研究及びシラバス，カリキュラム，教育実践を収集した。

日本語コミュニケーション能力に関する論文は全147件収集し，要旨のないものについては要約を行った（71件）。日本語能力及びコミュニケーション能力の捉え方，調査方法，結果の記述方法等について，実態を明らかにすると同時に，それらの特徴や課題を分析した。合わせて，主だった初級教科書10種に関し，日本語能力の捉え方，指導方法の傾向を明らかにするため，場面・機能・活動の観点から内容を分析した。

海外言語教育政策におけるコミュニケーション能力の捉え方の分析

諸外国における移民等に対する言語教育政策に関する情報を収集し、コミュニケーション能力の扱い（定義，基準，調査方法，評価方法，教育方法等）について比較検討するため，韓国，米国，ドイツ，オランダの臨地調査を行った。カナダは文献による情報収集を行った。

日本語を介するコミュニケーション場面のリスト化に向けた情報収集として，日本語学習者が遭遇するコミュニケーション場面をリスト化するため，国内外の実践・シラバス・テスト等で扱われているコミュニケーション場面についての情報を収集した。

日本語教育基盤情報センターのコミュニケーション能力研究会の運営を担当しつつ，海外の言語教育政策，国内事例，コミュニケーション能力に関わる事柄をテーマに据え，所内外の専門家と情報収集・意見交換を行った。

平成19年度からの外国人と日本人の接触場面における日本語使用の実態調査，ニーズ調査のために，シラバス策定のためにとられた調査研究手法についても情報収集した。また，国内外の動向や実態，言語教育政策についての情報として，平成18年9月より新聞・雑誌等の記事の収集・共有を行った。

（２）日本語学習のための用例用法辞書の開発

既存の学習者用辞書（Learner's Dictionary）に関する情報の収集と分析として，国内外で発行されている辞書類を収集し，形式・内容について検討した。また，学習者辞書関連の論文の収集，並びに『外国人のための韓国語学習辞典』を編集した延世大学校言語情報研究院（韓国）でコーパスを利用した辞書の編集，学習者用韓国語辞書の編集に関する情報収集を行った。

用例用法辞書の基本デザインに関する検討し，次のような基本方針を立てた。

ア 従来の辞書のように「語」を見出し項目として，種々の情報を盛り込むのではなく，「意味上・使用上の単位となる表現」を見出し項目とし，その表現の使用上のポイントとなる点を記述する。

イ 従来の辞書のように表現の意味を一般化・抽象化した形で記述するのではなく，表現の使い方（使用上の注意）を具体的に記述する。

ウ 一つの完結した辞書を作るというよりは，辞書記述上問題になる点を体系的に整理し，表現の性質に最も即した，そして日本語学習者にとって分かりやすい辞書記述の在り方を追求することに主眼を置く。

エ 日本語教育基本語彙を選定し，その語彙の範囲内で記述を行うということまでは，今回は行わない。

オ 上記に基づき，「意味・使用の単位となる表現のリスト＋用例」からなる基礎データ，約3,000項目の選出，「形式」「意味」「使用上の注意」「用例」「関連表現」等に関する情報を付与した「用例用法辞書のモデル」の作成を進める。

日本語教育基盤情報センターの言語教育データベース研究会（整備普及グループが運営を担当）を活用し，辞書編集に携わった方と研究会を開催した。鳥飼浩二氏，矢澤真人氏（『明鏡国語辞典』（大修館書店，編集委員），砂川有里子氏（『日本語文型辞典』（くろしお出版，編著者），姫野 昌子氏ほか（『日本語表現活用辞典』（研究社，編著者）

(3) 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

従来の評価研究は、学習者が持っている言語能力はどのように記述できるか、そして評価者が、その能力記述に沿って信頼性の高い評価を行うためにはどうすればよいか、という観点から行われてきた。しかし、言語能力の記述・評価の方法には唯一のものが存在するわけではなく、場面・目的に応じてそれぞれ適切な評価基準を選択・作成していくことが重要であり、そのためには評価者自身が、自分が持っている「評価観」を自覚し、相対化できるようになることが必要である。このため当プロジェクトでは、日本語母語話者が持っている「言語評価観のばらつき」という点に重点を置いて研究を進めることとした。こうした観点はこれまであまり着目されてこなかったものであり、また他機関で現在行われている評価関連の研究とは相互補完的な関係をなすものであると言える。

一般日本語母語話者がどのような観点で学習者の作文を評価するかについて、量的・質的側面から実際に調査と考察を行った。

過去に収集した学習者の発話データの整理を行うとともに、新たに日常生活における外国人同士・日本人同士の日本語会話の収録を行った。

過去の会話ストラテジーに関する研究成果の再検討、学会発表、論文等の収集・分析を行うとともに、中国帰国者に関する調査研究で作成した場面文脈別コミュニケーション機能一覧の再検討を行った。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

外部協力者を交えたセンターのコミュニケーション能力研究会において、海外調査（韓国）の成果、コミュニケーション能力の先行研究のまとめを報告した。

ホームページを作成し、収集文献の書誌情報、コミュニケーション能力研究会の要録、海外言語教育政策関係情報を公開した（正式公開は、研究所ホームページ改訂が終了する5月中）。

(2) 日本語学習のための用例用法辞書の開発

井上優・有賀千佳子(2006)「これからの学習者用日本語辞書」『日本語学』25巻8号，明治書院を執筆した。

(3) 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

国外の作文テストの評価・分析基準に関する文献・資料のデータベースを作成した。

コンピュータネットワークを通じて作文・添削情報を収集蓄積するシステムを作成し、学会においてその仕様を発表するとともに、試験的運用を開始した。

一般日本語母語話者がどのような観点で学習者の作文を評価するかについて、量的・質的側面から実際に調査を行い、成果は科研費報告書（「日本語学習者の書き言葉に関する対照言語学的・文章論的研究」）の形で公開した。

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

〔中期目標〕

- (2) 上記日本語教育情報を効果的かつ効率的に作成するための基盤整備として、日本語教育に関するデータベースを構築する。また、効率的、効果的な普及のためにインターネットを活用するとともに、日本語教育機関の指導者等を対象として研修・セミナーを年1回以上実施すること。研修・セミナー等による情報提供については、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図ること。

〔中期計画〕

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

日本語教育データベースの構築

日本語教育情報を作成するための基盤として、大規模汎用日本語データベース等から抽出した国語の使用実態に関するデータと、日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。

成果の効果的・効率的な普及

日本語教育情報資料を普及させるとともに、関連する国語研究と日本語教育研究の成果に関する情報を提供する視点から、インターネットを活用するとともに、国内の日本語教育機関、国際交流基金、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象とする研修・セミナーを開催する。なお、満足度調査を実施し、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図る。

〔年度計画〕

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

日本語教育データベースの構築

上記(1)の、及びの開発に必要な日本語教育情報を作成するために、国語研究の成果から抽出した国語の使用実態に関するデータと、日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。そのために、以下のことを実施する。

- ・言語データや情報資料の収集と発信のための再構成
- ・公開した内容についての利用調査の実施
- ・言語教育データベース研究会の開催
- ・「にほんご学びネット」の構造設計
- ・国内外の言語教育データベース及び海外における自国語普及活動の分析
成果の効果的・効率的な普及のため、次のことを行う。
- ・インターネットの活用による成果物の迅速な公開とともに利用状況を把握し改善に努める。
- ・前項(1)の ， 及び から得られた知見を含む日本語教育研究や国語研究の成果に基づき、80%以上の参加者から肯定的な評価を得られる内容で、国内の日本語教育機関、国際交流基金、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象としたセミナーを開催する。

7. 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

【事業概要】

6の事業概要(36ページ)で述べたように、在留する日本語学習者の文化的背景、母語、学習目的、学習環境、学習適性は様々である。日本社会で人間関係を築きつつ暮らしていくために必要な日本語コミュニケーション力の習得には、このような多様化を考慮した日本語教育が必要である。しかし、これまでの日本語教育において、基盤となるデータとして、研究所の雑誌九十種、七十種、テレビ放送語彙、中学高校教科書語彙、話し言葉コーパスといった日本人の日本語使用実態のものはあった。しかし、外国人の日本語使用実態のものは小規模なものしかない。また、外国人の学習を前提とした言語教育、言語発達、言語習得からの大量の言語データはないと言える。そこで、日本語教育の基盤整備の一環として、国語研究や日本語教育研究の成果を踏まえ、日本語教育や日本語学習に必要な情報が付加された様々なデータベースを作成・提供する。そのため、初年度の今年度は、基本的枠組、共同研究体制作り、既存データの再活用などの検討を年次計画とおりに進めた。

【研究組織】

総括責任者：柳澤好昭

(1) 日本語教育データベースの構築

責任者：野山広

担当者：柳澤好昭、島村直己、菅井英明(8月末日退職)、早田美智子

補佐員等：高橋悦子

「にほんご学びネットの構築」：柳澤好昭、宇佐美洋、菅井英明(8月末日退職)

所外協力者：宇佐美まゆみ(東京外国語大学)、大曾美恵子(姫路独協大学)、

鎌田修(南山大学)、山田恒夫(メディア教育開発センター)

(2) 成果の効果的・効率的な普及

責任者：野山広

担当者：柳澤好昭，島村直己，菅井英明（ 8 月末日退職 ），早田美智子

補佐員等：高橋悦子，二瓶知子（『日本語教育論集』，『日本語教育ブックレット』）

個別の成果普及事業の担当者は以下のとおりである。

『日本語教育年鑑』：野山広，早田美智子，柳澤好昭

『日本語教育論集』：金田智子，井上優，宇佐美洋，野山広

『日本語教育ブックレット』：井上優

「成果普及セミナー」：センター全員

「日本語教育資料室」：野山広，早田美智子

所外協力者：『日本語教育年鑑』執筆者・編集協力者，『日本語教育論集』編集委員会委員，『日本語教育ブックレット』執筆者，「成果普及セミナー」協力者，「にほんご学びネットの構築」技術補助者

【調査及び研究の進捗状況】

(1) 日本語教育データベースの構築

日本語教育データベースの情報収集の対象，方法，活動組織，アプローチの仕方などに関して検討した。具体的には，基盤情報の「基盤」ということについて，言語教育データベース研究会，コミュニケーション能力研究会等を活用し，人，物，データ，情報等の観点から言語教育データベースの基本的枠組みについて検討した。

国内外の言語教育データベースの構築・運営及び自国語普及政策・施策等の検討に関しては，アメリカ，イギリス，韓国に焦点を当てて実態調査（委託調査）を行った。

現有言語データ等の発信のための再構成として，過去の言語データ（作文語彙，教育基本語彙，会話ストラテジー調査データ，中国帰国者教材開発調査データ，二字漢字語属性情報，擬態語・擬声語データ等）の再整理（「にほんご学びネット」と連携），追加更新，改変，ネット発信を行った。

言語データ（外国人の誤用・正用，習得等）の収集対象の検討とサンプル収集として，を含め，言語データの収集方法や外部提供方法を検討した。また，新規言語データ（小学館漫画表現意図データベース，会話データベース等）の試行版の作成を実施した。

言語データの発信について，メディア教育開発センター（NIME）等のコンソーシアム（GLOBE）の活用などの外部環境の利用をはじめ，外部機関との協議を行い，役割分担等について検討した。

外部機関の言語データ等の資源の活用として，東京外国語大学，姫路独協大学及び南山大学等の日本語教育関係者が作成した/作成している言語データを対象に，移管を含む日本語教育界での有効活用を前提に，権利関係の検討と手続き，内容構成の改変等の検討を進めた。

国内のリソースルーム等に関する臨地調査を実施し，収集資料の提供の場の一つである日本語教育資料室の収集対象と配置（レイアウト変更等）の検討を行った。資料室所蔵の図書等の収集（今年度350冊）については，図書館と連携して整理を実施し，

一部を図書館に移管した。

日本語教育情報の効率的な提供と利用者の利便性のために、情報資料部門の「日本語情報資料館」とセンターの「日本語教育ネットワーク」、旧日本語教育研修室と研修修了生組織のWebサイト「日本語教育の世界J-Web」との統合化を図るため、情報資料部門、サーバ保管者、国立国語研究所HP改変担当者と、リンク、移管等について協議を行い、作業を進めた。具体的には、平成14年度～17年度までの政府e-Japan戦略事業で作成したものをはじめ、「J-Web」の情報資料を精選し、約2GB、1,000Webページの「日本語教育ネットワーク」への移管を行った。

日本語教育基盤情報センターでは、外部機関との連携強化、共同研究体制構築の一環として、日本語教育研究・開発を進めていく上で、年次計画とおり二つの研究会を設けた。今年度は、外部協力者を交えて、学習項目グループが運営事務を担当するコミュニケーション能力研究会（7回）、整備普及グループが運営事務を担当する言語教育データベース研究会（7回）を開催した。

言語教育データベースの構築に向けて、センターでは言語教育データベース研究会の活用や外部機関との連携強化を図り、共同研究員体制作りを進めている。このほか、研究所が博報財団とともに実施している博報財団招へいプログラムで来年度来日する當作靖彦氏（カリフォルニア大学サンディエゴ校教授）、桶谷仁美氏（イースタン・ミシガン大学準教授）他数名も含まれている。なお、人材確保のため情報収集を継続しつつ、博報財団招へいプログラムの活用に重きを置き、海外研究員については、今年度は行わなかった。

成果普及セミナーについては、今年度は2つの形態で実施した。1つは、他機関の催事を利用し、平成17年度までの研究成果の普及と今後の広報という観点から実施（大学2機関、日本語学校3校、独立行政法人1機関）した（合計170名）。また、3月29日に研究所において、効率的な普及のため特定の4機関を対象を絞り、6名を対象にセミナーを開催した。セミナー参加者が、春休みに所属機関でその内容についての勉強会を開く際の支援を行った。なお、セミナー参加者全員から、内容・構成、分かりやすさ、興味深さ等について、100%の評価を得た。

（2）成果の効果的・効率的な普及

「日本語教育ネットワーク」のアクセス数は約2.2万件（4月～1月）、新規利用登録者497名であった。「日本語教育の世界J-Web」のアクセス数は約1.3万件（月平均）であった。効率的な発信を目指し、この二つは日本語情報資料館との統合を進めた。その他、平成18年度は、研修修了生を中心に特定機関を対象として、関連した調査を年度末に実施した。

成果普及事業として、『日本語教育年鑑』、『日本語教育論集』、『日本語教育ブックレット』、『e-Japan刊行物』を作成した。

収集した日本語教育文献資料の情報は『日本語教育年鑑』でも活用しているが、出版社の同意を得てインターネットでも公開している。この日本語教育文献等情報検索のアクセス数は、271,766件（4月～12月）であった。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 日本語教育データベースの構築

以下のものを作成した。

『海外主要国におけるデータベース作り及び自国語普及政策に関する調査研究（仮題） - アメリカ・イギリス編』

『海外主要国におけるデータベース作り及び自国語普及政策に関する調査研究（仮題） - 韓国編』（19年度初頭に刊行）

(2) 成果の効果的・効率的な普及

『日本語教育年鑑2006年版』（くろしお出版，12月），『日本語教育論集23』（国立国語研究所，3月），『日本語教育ブックレット9 教室活動における「協働」を考える』（国立国語研究所，3月），e-Japan刊行物 『コンピュータと新日本語教育：日本語教師のためのコンピュータ利用日本語教育入門』（凡人社，8月刊行計画が図版の著作権処理で遅延し翌年3月）を刊行した。なお，『日本語教育ブックレット3，4』を増刷した。

平成17年度までの研究成果の普及として，日本語教育国際大会（米国コロンビア大学，8月5日・6日）において，以下の口頭発表を行った。

- [1] 金田智子，笠井淳子，小河原義朗（現北海道大学）「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究：教師調査を中心に」
- [2] 山中恵美「語用論的スキル育成のためのウェブ教材とその使用実例の分析」（ハーバード大学，e-Japan事業共同研究者）
- [3] 野山広「日本におけるJSL児童生徒への言語政策：共生社会に向けての課題」
- [4] 鄭起永，高橋悦子，柳澤好昭「日本語学習サイト開発過程での問題点と日本語教師の役割」（釜山外国語大学，e-Japan事業共同研究者）

3 情報発信

〔中期目標〕

- 3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等，国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

〔中期目標〕

- (1) 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果については，次の方法により積極的に情報を発信すること。

〔中期計画〕

- (1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

〔年度計画〕

- (1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

〔中期目標〕

学術誌への掲載や学会等での発表を促進し、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも増加させること。また、研究発表会の開催と査読付論文誌の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容の充実を図ること。

〔中期計画〕

調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進することとし、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも1割増加させ、また、研究発表会（年1回）と査読付論文誌（年2種）の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容を充実させるなど、調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

〔年度計画〕

調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進する。また、研究発表会（年1回）と査読付論文誌（2種 「日本語科学」、「日本語教育論集」）の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるようにする。

8. 調査研究成果の公表

【事業概要】

学術誌への掲載や学会等での発表を促進するとともに、研究発表会を年1回開催し、その内容の充実を図るとともに、査読付論文誌2種、『日本語科学』、『日本語教育論集』を刊行するなど、調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

研究発表会は、研究所の研究・事業の成果を、主として研究者、教育関係者、学生・大学院生など、それぞれの分野の専門家をはじめとした各層を対象として公開し、発表・質疑・討論・研究室公開などを通じて、評価や批判を受ける機会とするものであり、そこで行われた議論や得られた評価・批判を、その後の研究・事業の実施や企画に生かすことを目的としている。研究所では「ことば」フォーラムも開催しているが、「ことば」フォーラムが、専門家ではなく広く一般市民を対象として、啓発的な姿勢を持ちながら講演や公開討論を行う

ことに主眼を置くものであるのに対して、研究発表会は主として所内プロジェクトによる研究課題について、より専門的な成果を世に問う場として開くものである。

『日本語科学』は、研究所における調査研究、並びにそれらと関連を有する調査研究の成果を学術論文の形で公表することを通じて、広範な日本語研究の発展に寄与することを目的とする。

研究所は日本語及び日本語教育に関する我が国のみならず世界唯一の研究機関であり、世界の日本語研究センターとして国の内外の日本語研究の発展に寄与することは、その社会的使命の1つである。『日本語科学』を、良質で高度な研究成果を厳密な査読制度に基づいて収録した専門学術誌として編集・刊行することは、そうした社会的使命を果たすための重要な事業である。

研究所が行う現代日本語や国民の言語生活についての科学的な調査研究、日本語教育の内容や方法に関する科学的・実践的な調査研究・事業は、他の大学や学会で組織的にこれらを専門に行うところのない独自の領域を形成している。こうした領域に関する研究論文等を収録する専門学術誌は、その領域を維持し拡大する上で大きな学術的有用性を持つ。

前述のような独自の領域における学術論文を公表する場として、本誌はひとり研究所員だけに開かれているものではなく、所外の研究者や教育関係者に広く開放されており、社会全体としてみるとき必ずしも多くはない人文・語学系の専門学術誌の貴重な1つとして社会的有用性を堅持している。この点は、大学等のいわゆる紀要類はもとより、世の学会機関誌がほとんどの場合、論文投稿・掲載を所属する教員や大学院生、あるいは学会会員にのみ開いているのと対照的である。

『日本語教育論集』は、日本語教育及び日本語教師教育の内容・方法にかかわる研究、その中でも特に、教育実践に基づいた研究、新たな視点に立つ研究、将来の展開が期待される研究などの成果を積極的に収録・公表することにより、日本語教育の発展に寄与することを目的とする。

本誌を発行することにより、日本語教育の実践研究や記述法が現場教師から研究者に至る幅広い層の間で確立し、「教師による教育実践研究」が日本語教育における研究領域の一分野として成立していくことが期待できる。これは、日本語教育学会の機関誌をはじめとし、大学の紀要や関連する雑誌においては期待しにくい独自の学術的な貢献である。

また、研究所が各種研修事業を通じて目指している教師の資質能力の向上や教育の改善については、本誌は、具体的な議論のための素材を蓄積・共有する場として大切な学術的有用性を持っている。

日本語教育の実践に基づいた研究（実践研究、教室研究）は、日本語教育の発展のために必用不可欠のものである。しかしながら、実践研究の方法論及び記述方は他の研究分野に比べ、未成熟でもあり、従来の学術研究論文の枠組みになじまない部分も多いため、発表の場が非常に限られている。

こうした状況に対して、本誌を日本語教育における実践研究のための専門的学術雑誌として発行することにより、教師間で広く経験や成果を共有したり相互交流させたりする媒体を確保し、教師自身による実践研究の促進、供試の資質能力の向上、教育の改善の基盤を固め

ることが期待できる。

【担当組織】

(1) 公開研究発表会

責任者：大西拓一郎

担当者：三井はるみ，塚田美知代，関達夫

(2) 日本語科学

責任者：熊谷智子

担当者：井上文子，宇佐美洋，柏野和佳子，新野直哉，丸山岳彦，鈴木美保子

所外委員：田野村忠温（大阪外国語大学）

(3) 日本語教育論集

責任者：金田智子

担当者：井上優，宇佐美洋，野山広

研究補佐員：二瓶知子

所外委員：阿久津智（拓殖大学），阿部洋子（国際交流基金日本語国際センター），
河野俊之（横浜国立大学），文野峯子（人間環境大学）

【実施状況】

研究成果の学術誌への掲載や学会等での発表を行い，また，研究発表会を開催し，査読付論文誌として、『日本語科学』と『日本語教育論集』を刊行した。

(1) 学術誌への掲載や学会等での発表

平成18年度成果公表の実績

A	所刊行物の件数	報告書による公表	29件
B	所員執筆・編集単行本等件数	単行本による公表	11件
C	学術雑誌・商業雑誌に掲載された論文等の数		58件
	査読誌への掲載件数	9件	
	専門誌等からの依頼掲載件数	47件	
D	論文集等掲載件数	論文による公表	27件
E	口頭・ポスター発表件数		111件
	E1 口頭・ポスター発表(予稿集あり)	86件	
	E2 口頭・ポスター発表(予稿集なし)	25件	
F	その他(広報誌，ニュースレター，新聞コラム等掲載件数)		92件

(2) 研究発表会

例年，研究所の創立記念日（12月20日）当日ないしその前後に開催するのを原則としており，平成18年度は参加者の集まりやすい土曜日を選んで12月16日に開催した。

以下の内容で実施した。

タイトル：方言文法の全国分布と全国方言調査の将来像

日 時：平成18年12月16日(土) 14：00～17：30

場 所：国立国語研究所

『方言文法全国地図』は、方言の文法に関する全国的な分布を明らかにすることを目的とした方言地図集で、全国約800地点を対象とした合計350枚の地図から構成されている。1976年に計画を立ててから30年、1979年に調査を開始してから27年の歳月を経て、2006年3月に『方言文法全国地図』全6巻が完成した。

『方言文法全国地図』は、綿密な方針に基づき編集するとともに、調査データや地図の元になるデータの多くを公開している点に特徴がある。この地図集や膨大なデータをどのように活用していくか、また、国立国語研究所として全国的な方言調査を、どう展開していくかが、今後の大きな課題である。

平成18年度の公開研究発表会は、多様な角度から『方言文法全国地図』に光を当て、方言分布の分析方法・調査方法などについて討議し、方言文法・方言分布研究の将来を考える目的で、以下の内容で開催した。

- ・ 全体を2部構成にして、前半のシンポジウムで全般的な討論を行い、後半のポスター発表で個別の話題について研究発表ができるように構成した。具体的な内容は以下のとおり。

シンポジウム：発表者4名

『方言文法全国地図』作成の経緯と意義・立ち上げから完成まで・

..... 佐藤亮一(元国立国語研究所)

『方言文法全国地図』にみる文法化の事例 日高水穂(秋田大学)

地域研究からみた『方言文法全国地図』の評価と今後の課題

..... 中井精一(富山大学)

方言分布の解明に向けて 大西拓一郎(国立国語研究所)

ポスター発表：発表者7名

間投助詞の全国分布と方言談話資料 井上文子(国立国語研究所)

地理情報としての方言情報 大西拓一郎(国立国語研究所)

『方言文法全国地図』における回答語形数 小西いずみ(東京都立大学)

方言文法全国地図資料のデータベース化 沢木幹栄(信州大学)

共通語コードに現れた方言の影響 三井はるみ(国立国語研究所)

『方言文法全国地図』における共通語化の状況

-多変量解析を用いた分析- 鎌水兼貴(国立国語研究所)

『口語法分布図』と『方言文法全国地図』 吉田雅子(国立国語研究所)

- ・ シンポジウム・ポスター発表以外の展示も活用して充実を図った。
展示室で、「『方言文法全国地図』ができるまで」のパネル展示
別室で、「国語研究所における方言研究の歴史と展望」(パワーポイント)の放映
- ・ 参加者数 154名

(3) 日本語科学

平成18年度は、『日本語科学』第19号(平成18年4月)と第20号(同10月)を編集・刊行した。各号の内容は以下のとおりである。

第19号(176ページ):

研究論文4編, 調査報告1編, 研究ノート1編, 研究所報告2編, その他

[研究論文]

- ・「敬語動詞における日本語学習者の中間言語の量的研究 中国人および韓国人学習者と日本語母語話者の比較から」宮田剛章
- ・「新潟県南部方言のオ段長音開合現象 老年男・女各1名の音響的実相及び発音口形の比較」大橋勝男・大橋純一・河内秀樹
- ・「指示表現の情意 語り手の視点ストラテジーとして」泉子・K・メイナード
- ・「近代関西語の順接仮定表現 ナラからタラへの交代をめぐる」矢島正浩

[調査報告]

- ・「宇和島方言アクセントについて」清水誠治

[研究ノート]

- ・「コア図式を用いた多義動詞「とる」の認知意味論的説明」松田文子

[研究所報告]

- ・「シソーラスの可能性」山崎誠
- ・「『分類語彙表』の特徴と位置付け」柏野和佳子

[世界の言語研究所19]

- ・「言語資源コンソーシアム(LDC)(アメリカ合衆国)」黒橋禎夫

第20号(124ページ):

研究論文3編, 調査報告1編, 書評1編, 研究所報告1編, その他

[研究論文]

- ・「台湾残存日本語にみられる否定辞「ナイ」と「ン」 花蓮県をフィールドに」簡月真
- ・「格助詞「へ」で終わる広告コピーにおける「へ」の機能 格助詞「に」との互換性という観点から」李欣怡
- ・「三者面接調査における回答者間の相互作用 同性の友人同士の場合」熊谷智子, 木谷直之

[調査報告]

- ・「非漢字圏日本語学習者の漢字学習意識に関する研究 スリランカの学習者を対象として」ガヤトゥリ・ハットトワ - ガマゲ

[書評]

- ・「国立国語研究所編『太陽コーパス 雑誌『太陽』日本語データベース』, 『雑誌『太陽』による確立期現代語の研究 『太陽コーパス』研究論文集』」岡島昭浩(依頼論文)

[研究所報告]

- ・「山形県鶴岡市における「場面差調査」」尾崎喜光

[世界の言語研究所20]

- ・ 「言語資源協会 (G S K) (日本) 」 橋田浩一・田中穂積

(4) 日本語教育論集

平成18年度は、日本語教育論集編集委員会を3回開催し、投稿論文の審査、論文集全体の内容・構成に関する検討、編集作業を行い、『日本語教育論集23号』を刊行した。

[研究論文]

- ・ 「日本語学習者による格助詞の混同 - 存在場所の「に」と範囲限定の「で」 - 」
岡田美穂・林田実
- ・ 「文法学習に関する信念・態度、学習ストラテジー、学習成果の関連 - 暗示的帰納的指導のコンテキストの中で - 」 向山陽子

[報 告]

- ・ 「学習者は「ね」の意味をどのようにとらえているか - 「ね」の自然さに関する評定調査に基づく考察 - 」 堀池晋平

査読協力者：浜田麻里（京都教育大学）、ボイクマン総子（筑波大学）、島田めぐみ（東京学芸大学）、庄司恵雄（お茶の水女子大学）、柴原智代（国際交流基金日本語国際センター）、池上摩希子（早稲田大学）、小河原義朗（北海道大学）、館岡洋子（東海大学）、佐藤琢三（学習院女子大学）、山内博之（実践女子大学）、才田いずみ（東北大学）

[配布数] 867（うち海外は92）

【内容の充実度】

(1) 公開研究発表会

(アンケート調査における満足度)

アンケートの回答は以下のとおりであり、有意義であったという92%の肯定的評価を得ており、全体に高い評価が得られたと考える。

- ・ 参加者数 154名
- ・ アンケート（回答者64名）結果
 - 有意義 59名（92%）
 - 分かりやすかった 51名（79%）
 - 新しい情報が得られた 59名（92%）

(2) 日本語科学

第19号、20号、合わせて、年間約300ページという分量は、学会機関誌等の学術雑誌に比べても、遜色のない分量である。

『日本語科学』に掲載される論文は、所内外の研究者による厳正な審査を経て掲載される。平成18年度の投稿状況は、投稿49（うち海外9）、採用5、不採用12、修正中・査読中26、返却6である（返却は投稿規程に合致しないために不受理としたもの）。また、平成18年度の編集協力者（平成18年度投稿分の査読者）は70人（うち外部45人）である。

(3) 日本語教育論集

第23号の掲載論文の公募に対しては、14本の投稿があった。編集委員を含む所内外の専門家による厳正な査読及び修正依頼後の査読を経て、最終的に3本が採録となった。

22号に引き続き、実践研究の意義を示すと同時に、実践研究論文の在り方について考える機会を提供することを目指し、掲載論文に関するコメントを記した。また、実践研究及び教師教育研究の振興を図るとともに、本誌の独自性をより積極的に打ち出すため、24号に特集を設けるべく、テーマについての議論を行い、現在も検討中である。

【公表手段・広報手段の適切性】

多様な媒体を通して、情報が伝わるよう、周知に努めた。

(1) 公開研究発表会

広報は次の3つの方法で行った。

電子メール、ホームページ

ポスター、チラシ、案内状

新聞、雑誌、広報誌

- ・ 参加者数、154名

参加者へのアンケート（回収数64名分。発表者を除く所外参加者116名を対象者とする）と、回収率55.2%）では、「今回の「公開研究発表会」については、何から情報を得られましたか。（いくつでも）」という質問に対する回答は以下のようになっていた。

- ・ 研究所からの案内状 17名
- ・ 研究所からのメール 5名
- ・ ポスター 14名
- ・ 研究所のホームページ 12名
- ・ 他のホームページ 0名
- ・ 新聞 0名
- ・ 雑誌 2名
- ・ その他 26名

国語研の窓2名、日本方言研究会から（チラシ・メール）7名、日本語学会から3名、国研所員・関係者から2名、大学・大学院の教官・先生から6名、友人・研究仲間から3名、他に、回答なし1名

(2) 日本語科学

『日本語科学』は、毎号1,100部を(株)国書刊行会から刊行し、そのうち300部を研究所が買い上げて、約260部を関係機関（海外を含む）に無償で配布し、成果の公表と配布先との間での学術成果物の交流を実現している。これとともに、800部を同社から市販し、個人研究者等の需要にこたえている。

刊行については、研究所ホームページへの案内情報の掲載、関係領域の専門雑誌への広告、印刷パンフレットによる広報などによって周知に努めている。

(3) 日本語教育論集

国内外の日本語教育関係機関及び関係者に対し、867部配布した。このうち、海外の日本語教育関係者への周知及び海外からの投稿を促進するため、海外92か所の教育機関にも配布している。

〔中期目標〕

成果普及図書等を作成する他，効果的に研究成果の普及広報事業を実施すること。

〔中期計画〕

普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため，時宜に応じた重点テーマの設定，普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ，これを基軸として，下記のような媒体等を総合的に活用し，運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を年2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・講演会，施設公開等を実施する。

〔年度計画〕

普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため，時宜に応じた重点テーマの設定，普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ，これを基軸として，下記のような媒体等を総合的に活用し，運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・「ことば」フォーラム，施設公開等を実施する。

9．普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

【事業概要】

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため，第2期中期目標・中期計画期間の5年間を通じて，時宜に応じた重点テーマを設定し，また，刊行物・広報資料の発行，インターネットによる普及広報，公開事業等の開催等，異なった特徴を持つ様々なメディアを複合的・総合的に活用し，運営する。

具体的には，以下の内容を実施する。

日本語に関する興味・関心を一般の人々に持ってもらうため，普及書の『新「ことば」シリーズ』を毎年1冊発行する。また，これとは別に，研究所の調査研究・事業の成果を

広く公表普及し，これを通じて日本語・言葉遣い・日本語教育等について興味・関心を持ってもらうため，一般を対象とした成果普及図書を1種作成する。

研究所の研究・事業を紹介し，広範かつ適切な認知と理解を得るために，概要等を作成する。

ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。

国語について国民の意識を高め，また研究所の調査及び研究の成果を公表するため，広く一般を対象にした公開事業として「ことば」フォーラム，施設公開等を実施する。

【担当組織】

(1) 普及広報部会

責任者：池田理恵子

担当者：熊谷智子，横山詔一，金田智子，大西拓一郎，伊藤雅光，田島正幸

(2) 新「ことば」シリーズ編集小委員会

責任者：横山詔一

担当者：新野直哉，小椋秀樹，高田智和，米田純子，鈴木美保子

執筆協力者：阿刀田高氏（小説家），養老孟司氏（解剖学者），桜井洋子氏（NHKアナウンサー），柴田実氏（NHK放送文化研究所），P.バックハウス氏（ドイツ - 日本研究所），杉戸清樹（国立国語研究所）ほか

(3) 「「外来語言い換え提案」の普及書の刊行」については，事業項目3（25ページ）の箇所を参照されたい。

(4) ホームページ改訂小委員会（平成18年12月～平成19年3月）

責任者：池田理恵子

担当者：横山詔一，井上文子，宇佐美洋，鈴木美保子，木村友恵

協力者：榎本誠（国立国語研究所ネットワークヘルプ担当）

(5) 『ことばビデオ』活用検討小委員会（平成18年4月～12月）

『ことばビデオ』活用小委員会（平成18年12月～平成19年3月）

責任者：金田智子

担当者：大西拓一郎*，尾崎喜光*，熊谷智子，関達夫，木村友恵

*印は、『ことばビデオ』活用検討小委員会のみ

(6) 「ことばフォーラム」小委員会

責任者：伊藤雅光

担当者：野山広，三井はるみ，森本祥子，塚田実知代，鈴木美保子

(7) 普及広報担当グループ

「概要等の作成」「インターネットによる普及広報」「施設公開」をはじめとする各種普及広報事業

責任者：池田理恵子

担当者：塚田実知代，関達夫，鈴木美保子

協力者：榎本誠（国立国語研究所ネットワークヘルプ担当）

【実施状況】

刊行物・広報資料の発行，インターネットによる普及広報，公開事業等の開催等，異なった特徴を持つメディア相互の連携をとり，より効果的かつ効率的な普及広報を実施するため，これらを複合的・総合的に活用し，以下のことを行った。

メディア相互の連携体制をより円滑に行うことのできるよう，普及広報部会，関連の各小委員会，普及広報担当グループをはじめとする連携体制の下，相互連絡，企画実施を行った。

「ことばビデオシリーズ」と連携した「ことば」フォーラムを企画立案した（実施は平成19年度）。

「ことばビデオシリーズ」（既刊5巻）について，ビデオクリップを作成し，各巻概要や購入方法等の情報とともにホームページ上で公開した。

「外来語」言い換え提案とは別の視点から「外来語・外国語」を取り上げ，「ことば」フォーラムを開催した。

「外来語」言い換え提案については，昨年度まで何度か「ことば」フォーラムで取り上げてきたが，提案の全体を普及書『分かりやすくする外来語言い換え手引き』にまとめた。なお，この本と関連する別の内容の刊行物としては，平成18年3月刊行の『新「ことば」シリーズ19』「外来語と現代社会」（国立印刷局）があり，こちらは，現代社会に生きる私たちは外来語とどう付き合っていけばよいのかという立場で，より広い話題をまとめている。

広報紙「国語研の窓」において，「ことば」フォーラム等の開催案内や開催記録，『新「ことば」シリーズ』や『分かりやすくする外来語言い換え手引き』をはじめとする各種刊行物の紹介等，また，「ことばビデオ」クリップのホームページ掲載等について，随時，紹介記事を掲載した。

各種案内・報告等の情報はホームページ上でも公開を行った。また，ホームページの構成・使いやすさの点から検討を加え，業者委託により全面改訂を行った。

「国立国語研究所概要」を作成し，関係機関等に配布した。また，研究所主催の行事等において，参加者へ積極的に配布した。

テレビ・ラジオへの出演，新聞・雑誌等への寄稿，資料提供等，マスメディアを媒介とした普及広報活動も実施した。

以下，個々の活動について，やや具体的に示す。

（1）『新「ことば」シリーズ』の刊行

平成18年度は『新「ことば」シリーズ20』「文字と社会」（A5判112ページ，定価500円（税込み），ぎょうせい）を平成19年3月30日に刊行した。

本号の構成は以下のとおりである。

- ・ 巻頭エッセイ「私の文字生活」（阿刀田高氏）
- ・ 座談会「放送現場の文字，心に伝わる文字，強い言葉」（養老孟司氏，桜井洋子氏，杉戸清樹）
- ・ 問答形式の解説「ことば事情」：「放送と漢字」（柴田実氏），「教科書の文字」（小椋秀樹），「公共サービスの文字」（高田智和）
- ・ 問答集「ことばの質問BOX」：15編，コラム：2編，外国人から見た日本語「ことばと社会」（P.バックハウス氏）

(2) 「外来語言い換え提案」の普及書の刊行

国立国語研究所「外来語」委員会編『分かりやすくする外来語言い換え手引き』(四六判276ページ, 定価1,600円(税込み), ぎょうせい) 1冊を刊行した。

具体的な内容等については, 事業項目3(25ページ)の箇所を参照されたい。

(3) 「国立国語研究所概要」の作成

平成18年度版概要(和文, A4判24ページ)を年度当初に3,000部作成し, 文部科学省所管の機関・独立行政法人, 国立大学人文系研究所, 人文系大学共同利用機関のほか, 研究所の各種行事の参加者に対しても積極的に配布した。研究所内の来訪者用ブックスタンドでの需要も多く, 8月に2,000部を増し刷りした。

(4) 広報紙「国語研の窓」の作成

従来と同様, 1年4回発行した。28号(平成18年7月), 29号(同年10月), 30号(平成19年1月), 31号(同年4月)を作成した。7月号までは約6,000部発行していたが, 配布先と残部数を検討した結果, 10月号からは各号約5,000部とした。

各号はいずれもA4判8ページで, 基本構成は以下のとおりである。

- p.1 表紙写真, 「暮らしに生きることば」(言葉に関するエッセイ)
- p.2~3 「研究室から」(国立国語研究所の研究事業の紹介・解説)
- p.4~5 「解説」「刊行物紹介」「ことば」フォーラムの報告」ほか
- p.6~7 「ことばQ&A」「文字さんぽ」(文字に関するコラム)「新刊」ほか
- p.8 「ことば」フォーラムの案内」ほか

(5) ホームページ等のインターネットによる普及広報

普及広報グループでは, ネットワーク委員会情報セキュリティ管理部会との間で, 検討事項と担当範囲の確認を行い, 連携を図りつつ, 各プロジェクトの成果発信, 刊行物や各種催し物の案内等, 研究所の研究成果の公開に対応し, ホームページ内容の運用整備を行った。さらに, ホームページの構成・使いやすさ等の点から検討を行った。この結果を踏まえ, ホームページ改訂小委員会を設置し, 全面改訂(基本的にはwww.koken.go.jpサーバ上の内容を対象)を業者委託により実施した。

アクセス件数(ページビュー)に関しては, 以下のように推移している。

平成10年度	115,680件
平成11年度	250,086件
平成12年度	434,405件
平成13年度	1,498,758件
平成14年度	3,818,474件
平成15年度	6,086,098件
平成16年度	5,232,532件
平成17年度	5,433,785件
平成18年度	11,057,543件

基調としては, 順調に推移している。平成18年度は, 前年に比べ倍増している。

(6)「ことばビデオ」の活用

平成13年度から国語研究所が毎年1巻作成した『ことばビデオ』シリーズ<豊かな言語生活をめざして>(既刊5巻)について、『ことばビデオ』活用検討小委員会では、普及広報のための方法を検討し、アンケート(国語問題研究協議会参加者対象、回収数225)を実施・集計するなどを経て、各巻の紹介用ビデオクリップを作成し、各巻概要や無料配布先、購入方法等の情報とともにホームページに掲載し、広報の充実を図るという具体案をまとめた。そして『ことばビデオ』活用小委員会がその案を実施した。

(7)「ことば」フォーラムの開催

第2期中期目標・中期計画期間における「ことば」フォーラムの方針・計画について検討した結果を踏まえて、平成18年度は以下の内容で2回開催した(前年度までに通算29回開催)。なお、第30回では、政府刊行物寄託書店であるオリオン書房(立川市)の出店を行った。

- ・ 第30回(平成19年2月24日 立川市:国立国語研究所・講堂 後援:朝日新聞, NHK放送文化研究所, 立川市)

テーマ:日本語の中の外来語と外国語

「新聞記事の外来語」福田亮氏(朝日新聞),「雑誌に見られる外来語と外国語」伊藤雅光(国立国語研究所),「テレビ・ラジオにおける外来語の過去と現在」塩田雄大氏(NHK放送文化研究所)

参加者: 140名

- ・ 第31回(平成19年3月24日 京都市:キャンパスプラザ京都(京都駅前) 共催:同志社大学)

テーマ:日本語の中の外来語と外国語

「新聞の中の外来語・外国語」橋本和佳氏(同志社大学),「テレビの単語使用 - 外来語を中心に - 」石井正彦氏(大阪大学),「J-popの中の外来語・外国語」伊藤雅光(国立国語研究所)

参加者: 76名

(8)施設の公開等

研究所の活動と研究成果を広く国民一般に伝えることを目的として、施設の一般公開を行っている。平成17年2月の立川庁舎への移転に伴い、展示室に年表、説明用パネル、刊行物などを展示し、随時見学ができるよう受入れ体制を整備した。平成18年度は、ノートパソコンを設置し、国語研究所及び国語研究所の研究事業に関連するホームページを閲覧できるようにしたり、公開研究発表会等にあわせて展示内容を入れ替えたりするなど工夫した。

小学校、中学校、高等学校、大学の教育機関、生涯教育機関等の団体、個人で訪れた一般市民に施設公開を行った。研究所への見学案内実績は、計14団体189名と個人56名の計245名であった。

- ・ 施設の公開等（見学案内内訳）

公的な依頼のあったもの：計 15 件（同一団体からの 2 件を含む） 189 名

東京外国語大学中川裕助教授のゼミ学生	27 名
関東地方整備局甲武営繕事務所	25 名（2 回）
東京都高等学校国語教育研究会	10 名
国際交流基金ソウル日本文化センター	1 名
国土交通省関東地方整備局営繕部	6 名
東京都退職校長会北多摩西部支部	20 名
岡山県立岡山操山中学校	3 名
つくば市立竹園東小学校	6 名
専門図書館協議会関東地区協議会	30 名
富山県立新湊高等学校	1 名
清水建設株式会社	20 名
K K 東条設計	22 名
統計数理研究所	7 名
財団法人日本コースホテル協会	11 名
<u>その他（建物見学等）</u>	<u>56 名</u>

（9）マスメディア等の取材・出演内容

マスメディア等からの取材及び出演要請については、51件の依頼中48件に対応した。取材等に関しては、平成15年度より事務処理を総務課に一元化することにより、迅速な対応が図られている。

依頼 51 件中 48 件対応

- ・ 単発対応（44 件）

新聞社 16 件，出版社 9 件，テレビ局 7 件，ラジオ局 3 件，企業 1 件，
国の機関 3 件，その他 5 件

- ・ 連載対応（4 件）

国の機関 1 件，出版社 2 件，ラジオ局 1 件

派遣先例：朝日新聞社，読売新聞社，日本経済新聞社，時事通信社，NHK，TBS

【内容の充実度】

（1）『新「ことば」シリーズ』の刊行

私たちの暮らしや社会は「文字」に支えられている。日本全国で、様々な文字が用いられているが、その実態はどうなっているのだろうか。文字は人間の「脳」や「心」にも影響を及ぼしているようである。ゲーム機に搭載された漢字ドリルが高齢者に歓迎されていることから明らかなように、文字に対する世の中の関心は高いものがある。この号は「文字と社会」のほかに「人間」とのかかわりをめぐる話題も提供し、心豊かな言語生活を楽しめるよう工夫した。執筆者には一流の文化人、学識経験者、実務経験者を依頼した。

なお、今回の号は、文化や学術研究の話題に加えて、全国の行政窓口などで行われて

いる実務（戸籍業務など）にも直結した解説を準備した。

（２）「国立国語研究所概要」の作成と配布

第２期中期目標・中期計画期間の始まりに当たり、各プロジェクトの計画について、関連プロジェクトの実績・成果を踏まえ、担当グループ間の関連・連携が分かるよう、紙面構成や説明の記述に工夫を加えた。また、写真や図表を効果的に利用することにより、調査研究事業の内容を分かりやすく伝えるよう工夫した。

（３）広報紙「国語研の窓」の作成

研究所の活動の諸側面を、所外に広く分かりやすく知らせるよう、以下のように工夫している。

原稿の執筆は所員に依頼している。その際、広く国民一般に理解してもらえような文体用語表記等の工夫を念頭に置くように要請している。

催事案内だけでなく、例えば「ことば」フォーラム開催後には、内容や当日の様子をまとめた記事を写真とともに掲載するなど、参加していない人にも概要を知らせる工夫をした。

第２期中期目標・中期計画期間の始まりに当たり、28号（7月1日刊行）において要点を紹介した。

紙面デザインについても、印刷所との連絡・協力体制の充実を図り、より効果的な読みやすい紙面構成を工夫した。

（４）ホームページ等のインターネットによる普及広報

定常的な運用整備を継続して行うことと平行して、ホームページの全面改訂を進めた。改訂の要点は以下のとおり。

利用のしやすさ、使い勝手のよさの向上：だれにとっても使いやすく、また、目的のページに効率的にたどりつけるように。

ブログシステムの導入とWeb標準規格への対応：デザインの統一性を保ちつつ情報発信力を高めることができる。

探しやすい情報の提示：プルダウンメニューを廃止し、トップページでは、各カテゴリを説明付きで表示するとともに、内容一覧のリンクを掲載した。また、各ページの上部には共通に表示されるグローバルナビゲーションを配し、右側にはサイドメニューを配し、パンくずリスト表示により現在地の把握とページ移動を助ける工夫を施した。

コンテンツの再構成と情報の充実：既存コンテンツを整理し再構成するとともに、新規コンテンツの掲載を行った。例えば、研究情報としては、進行中のプロジェクト情報、研究員情報等。広報的な情報としては、「国語研の窓」、「ことばビデオ」等。

（５）「ことばビデオ」の活用

紹介用ビデオクリップをホームページに掲載することにより、クリック一つで『ことばビデオ』の中身に触れることができるようになった。実際の映像や音声を体験できる

ため、本ビデオのねらいや有用性が多くの人に伝わりやすくなった。また、ホームページには入手方法についての情報等も掲載したため、今後、本ビデオの利用者が増えることが期待できる。

(6)「ことば」フォーラムの開催

参加者による満足度評定は、2回全体の平均で87.2%（延べ肯定的評価数130 / 延べ回答数149）であり、高い充実度を得ることができたと言える。

【公表手段・広報手段の適切性】

第2期中期目標・中期計画期間の開始に伴い、公開研究発表会、「ことば」フォーラム、新「ことば」シリーズ、「国語研の窓」などの開催・編集にかかわる小委員会・担当グループが置かれ、それらの調整機関として各小委員会・担当グループの責任者から成る普及広報部会を設け、普及広報の基本計画を策定し、普及広報に関する重要事項を検討する場として、統一性を持った普及広報活動を遂行できる体制を整備した。この体制の下で直接対面、活字・映像、通信、マスメディアの4つの媒介手段を適宜活用するとともに、地域の自治体や諸団体への働き掛けを行うなど積極的な普及広報活動を展開した。

直接対面型：研究所への見学案内、施設の公開、「ことば」フォーラムの開催

活字・映像利用型：「国立国語研究所概要」の配布、普及書「新『ことば』シリーズ」の配布・販売、広報紙「国語研の窓」の配布、「ことばビデオシリーズ」の配布・販売

通信型：ホームページの拡充（ホームページの全面改訂、「ことばビデオシリーズ」ビデオクリップの公開、「国語研の窓」の掲載等）

マスメディア媒介型 テレビ・ラジオへの出演、新聞・雑誌等への寄稿、資料提供等以下、個々の活動について、やや具体的に示す。

(1)『新「ことば」シリーズ』の刊行

『新「ことば」シリーズ』は、これまでどおり、全国の学校等に約6万部を無償配布したほか、今回は戸籍などに関連する解説記事を掲載していることから法務省や全国の法務局にも見本を配布した。さらに、東京都内の一部の病院で待合室に置いてもらう試みを始めた。一般市民が直接手に取って本誌の存在や内容を知る機会を増やすための試みである。そのほか、売品も作成し、書店販売などによって広く普及させた。

広報手段は、チラシ、新聞広告、『国語研の窓』、『文化庁月報』などを利用した。

(2)「国語研の窓」の作成

「国語研の窓」は、主に以下の方法で配布するとともに、研究所を紹介するパンフレットとして広く活用している。

[配布先]

「ことば」フォーラム、公開研究発表会などの参加者。

全国の教育委員会、関係機関、新聞社、テレビ局、大学、日本語学校等、及び近隣の学校

役所・公民館・図書館等。

また、ホームページの全面改訂にあわせ、より広範囲の人々に読んでもらえるよう、ホームページ上での公開を開始した。

(3) ホームページ等のインターネットによる普及広報

研究所のホームページの全面改訂により、利用のしやすさ、情報の探しやすさが向上した。また、研究情報や広報的情報を新たに公開するなど、情報の充実を図った。さらに、RSS機能登載を導入し、関心のある情報の更新を迅速に入手したいという利用者の要求への対応も向上し、アクセスの件数のみならず、質の面での向上が期待できる。

(4) 「ことばビデオ」の活用

『国語研の窓』31号を通じ、紹介用ビデオクリップのホームページ掲載を広報した。

(5) 「ことば」フォーラムの開催

新聞、タウン誌への掲載

毎回の開催案内が有力紙で紹介された。東京開催の場合は朝日新聞、産経新聞、東京新聞、日本語教育新聞、リビング多摩、多摩マリオンに掲載された。京都開催の場合は朝日新聞、大阪産経新聞、京都新聞、日本語教育新聞に掲載された。なお、京都開催の報告は朝日新聞に掲載される予定。

ラジオでの放送

東京開催の案内がエフエム多摩から放送された。

地方自治体との連携・協力

毎回、開催地域の自治体（立川市、京都市）が発行する広報紙、メールマガジン（京都ほっと情報）等で開催案内が掲載・発送された。

月刊誌への掲載

月刊雑誌の『日本語学』（明治書院）、『月刊言語』（大修館書店）、『月刊日本語』（アルク）に、毎回の開催案内が掲載された。

学会や研究会のメーリングリストによる案内送付

毎回、社会言語科学会、言語処理学会、Linguistics、「メディアとことば」研究会のメーリングリストにより開催案内を送付した。

学会・研究所・出版社のホームページでの掲載

毎回、日本語学会、国語研究所、大修館書店、新文化通信社、スリーエーネットワークのホームページに掲載した。

チラシとポスターによる公共機関での掲示

従来はチラシだけであったが、第30回からはポスターも作成し、各公共機関、開催地域の駅構内（JR立川駅、モノレール立川北駅、JR京都駅、阪急河原町駅）に掲示した。

開催後には「国語研の窓」に、内容や当日の様子をまとめた記事を写真とともに掲載するなど、参加していない人にも概要を知らせる工夫をした。

〔中期計画〕

電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施する。

〔年度計画〕

電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施するとともに、質問応答内容の記録、蓄積を行う。

10．電話質問への対応

【事業概要】

国民から電話・ファクシミリ・書簡・来訪などで寄せられる「ことば（国語・日本語・言語）」に関する質問への対応を実施する。また、専門研究機関としてふさわしい回答を用意し、原則として電話による直接対話の対応を行うとともに、質問応答内容の記録、蓄積、活用を行う。

【担当組織】

責任者：山田貞雄（常勤研究員）

担当者：和田 潔（研究補佐員）、宮崎ユカ（事務補佐員）

【対応状況】

- （1）平成18年度は、1,883件の電話質問等に対応した。
- （2）研究所宛書簡・研究所soumu及びgai raigoアドレス宛メール、及び図書館への質問をも一括集約し、電話による直接の対応（一部海外宛及び高齢者・障害者宛にメール対応。）を行った。その際、電話回答の仕組みや回答準備を知らせるメール又ははがきの文面を定型化し、対応手順を恒常化した。
- （3）当年度より、研究補佐員一名を採用し、いわゆる定番の質問について、過去に回答が行われているものや、既刊刊行物などで容易に回答の得られるものについて、回答内容を洗練・定型化し、回答を分担した。また、刊行物や関連著作所収の、質問内容として頻繁に問題となる項目を、語彙一覧に作成し、参照活用を開始した。
- （4）回答に際して過去の回答記録を応用したかどうか、所内研究員へ協力を要請したかどうかの依頼と状況、受け付け及び回答に要した時間、に関する記録を開始した。
- （5）質問対応内容を紹介し『国語研の窓』28～30号に「ことばQ & A」を連載執筆した。
- （6）研究所Webサイト所内ページに上記語彙一覧を、公開ページ「電話質問回答の部屋（仮題）」に回答内容の紹介(12か月12問)・関連統計・関連資料の掲載準備を整えた。（平成

19年5月公開予定)

(7) 平成17年度までの質問応答記録による冊子体の報告書(問答集所内試作版)の企画・編集を行った。(平成19年4月末完成予定)

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

〔中期目標〕

(2) 国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システム「日本語情報資料館」への一元化・強化を図ること。なお、情報提供システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させること。

〔中期計画〕

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

〔年度計画〕

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

情報データの収集・作成

〔中期計画〕

情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

〔年度計画〕

情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

このため、次のことを行う。

- ・日本語・日本語教育に関する図書継続的な収集・整理、目録整備を行う。
- ・国語に関する研究文献情報等を収集・整理し、『国語年鑑2006年版』を編集、刊行する。
- ・日本語教育に関する研究文献情報等を収集・整理し、『日本語教育年鑑2006年版』

を編集，刊行する。

- ・国民の言語生活に関し，新聞記事から情報収集し記事目録データベースを作成・公開する。
- ・国語に関する動向や資料を一般向けに整理した『日本語ブックレット2005』を編集し，Webでの公開を行う。
- ・研究所が蓄積している研究資料の詳細な整備計画を策定する。
- ・蓄積資料の整理，目録の作成を進めるとともに，電子化研究資料，データベースなどの整備を推進し，電子化報告書3000ページのインターネット公開，方言談話データベース3巻(シリーズ全20巻完結)の刊行等の資料の公開を行う。
- ・言語生活調査関係の蓄積資料に基づき鶴岡市における継続調査の報告書を作成する。

1 1 . 情報・データの収集・作成

【事業概要】

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行う。情報の効率的な蓄積のため，情報収集方法の改善を進めつつ，研究文献，情報資料の収集や目録・データの作成を実施し，また，研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し，情報内容の充実を図る。

日本語や日本語教育に関する研究文献，資料やその目録・データ等は，日本語や日本語教育に関する研究の基盤的情報である。日本語や日本語教育に関する研究機関として，一般には入手しにくい文献・資料も含め，広く深く収集，整理，蓄積し，これを広く社会に向けて公開，提供することは，日本語・日本語教育の研究基盤として，また，日本語・日本語教育の研究や社会の動向を把握するための基礎として，学術的にも，社会的にも有用で意義がある。

また，国立国語研究所には，創立以来の日本語に関するオリジナルの研究成果，調査研究資料が多く蓄積されている。これらは日本語に関する重要な基礎的な資料であり，これらを後世に確実に伝えていくとともに，基礎的な研究資料として公開と利用を進めていくため，蓄積した調査研究資料の整理と情報整備ならびに研究資料の電子化による蓄積と公開を推進することは，学術的にも社会的にも意義の深いものである。日本語に関する基礎的な資料を電子化し，ネットワークやCD-ROM等，一般にも利用しやすい形で情報・資料を提供することは，調査研究のための基盤作りに寄与するのみならず，研究成果の一般への普及など，裾野を広げる効果も期待される。

情報・データの収集・作成として，以下のことを実施する。

(1) 図書館

日本語・日本語教育に関する文献・資料の継続的な収集・整理を行う。

研究所の専門図書館としての機能を十分に果たすため，図書館蔵書目録データベー

スを充実・整備しつつ，日本語・日本語教育に関する研究文献・資料を広く収集・整理・蓄積し，また，国内外の利用者の求めにこたえて，研究所が所蔵する日本語・日本語教育に関する文献・資料を広く国内外に提供する。

(2) 文献情報

研究文献，情報資料の収集や目録・データの編集・作成等を実施する。

日本語に関する研究情報と言語生活情報の2つの観点から情報収集を行う。研究情報としては，日本語研究に関する刊行図書や専門雑誌掲載文献を対象に日本語に関するものを調査し，その情報をデータベース化する。言語生活情報に関しては，メディア上に現れた言語生活関連情報として新聞記事や総合雑誌・文芸誌・PR誌掲載の記事を収集することとし，その情報をデータベース化する。これらのデータに分析を加え，その動向を明らかにする。これらの成果は，『国語年鑑』，『日本語ブックレット』，データベース等の形で公開する。

(3) 日本語教育年鑑

日本語教育に関する研究文献情報等を収集・整理し，教育，研究，施策等の日本語教育情報を提供する『日本語教育年鑑』を編集，刊行する。

(4) 資料整備

研究所が蓄積する日本語に関する情報・資料の継続的な整備を行う。このため，中央資料庫に蓄積した資料に関する整理と情報整備，目録作成，研究資料の電子化等を推進するとともに，研究所が蓄積する情報資料の組織的な蓄積，利用と情報発信のための日本語情報資料館システムを整備・運用し，資料の保存と活用を推進する。中央資料庫内の蓄積資料に関しては，本中期計画期間中に基礎的な整備を完了することを目指す。

【担当組織】

統括責任者：熊谷康雄

(1) 図書館

責任者：熊谷康雄

担当者：井上文子，中山典子，綱川博子

補佐員：加納恵子，加藤論子

(2) 文献情報

責任者：伊藤雅光

担当者：池田理恵子，新野直哉

補佐員：五味由香，杉本裕子，竹部歩美

非常勤研究員：福島佐知

(3) 日本語教育年鑑

責任者：野山広

担当者：早田美智子，柳澤好昭

(4) 資料整備

責任者：井上文子

担当者：米田正人，森本祥子，磯部よし子，小高京子，中山典子

所外協力者：佐藤亮一，江川清（広島国際大学），田原広史（大阪樟蔭女子大学），
鳥谷善史，真田信治（大阪大学），真鍋一史（関西学院），水野義道（京都工芸
繊維大学），半沢康（福島大学），ウォルフガング・ヤゴチンスキー（ドイツ，
ケルン大学）

【実施状況・進捗状況】

(1) 図書館

日本語・日本語教育に関する図書の継続的な収集・整理，目録整備

ア 平成18年度は，図書館蔵書目録データベースに，図書9,008冊，雑誌214種・4,746冊，視聴覚資料等654点のデータを追加し，運用管理を行った。所蔵図書・所蔵雑誌の遡及登録はほぼ完了した。

イ 研究所のホームページ上で図書館蔵書目録データベースの公開を継続している。平成19年3月31日現在の総データ数は，図書111,327冊，雑誌4,737種類・73,932冊，視聴覚資料等2,698点である。来館利用者には，図書館蔵書目録データベースを活用してもらうために，必要に応じて検索方法などのガイダンスを実施している。平成18年度の一般の来館利用者は延べ1,193名であった。

ウ 国立情報学研究所の総合目録データベースにも，所蔵図書・所蔵雑誌の登録を継続して実施している。国立情報学研究所のホームページ上の総合目録データベースによっても，研究所の所蔵図書・所蔵雑誌の検索が可能である。

エ 図書館間相互文献複写サービスによる複写受付は，平成18年度は2,125件であった。平成16年度は551件，平成17年度は1,472件であるので，利用件数が急激に増加している。依頼は127件であった。

オ 寄贈資料の受入れを実施した。林大元所長寄贈資料488箱・輿水実氏寄贈資料122箱を受入れ，図書館蔵書目録データベースへの登録に備えて，バーコード貼付など図書・雑誌の装備を完了した。その内訳は，和図書6,630冊，洋図書1,761冊，和雑誌1,992冊，洋雑誌154冊，合計10,537冊である。（平成19年度に図書館蔵書目録データベースに登録を完了する予定）

(2) 文献情報

[国語に関する研究文献情報等の収集・整理，『国語年鑑2006年版』の編集，刊行]

ア 日本語研究文献，日本語関連書籍の情報収集と整理，目録作成，動向分析に関し，平成18年度のデータの収集・整理，動向分析を行った。

イ 『国語年鑑』2006年版を編集・刊行した。収録した刊行図書文献は1,173件，雑誌論文は4,418件であり（追補を含む）。動向（刊行図書の動向，雑誌文献の動向，総合雑誌記事の傾向，新聞記事に見る分野，話題の推移），文献目録（刊行図書，雑誌論文），名簿（国語関係者名簿，各学会・県警団体一覧等），著編者名索引，付録CD-ROM（文献の部）からなる。

ウ インターネット上に公開中の研究文献目録データベース（雑誌論文）について，『国語年鑑』1992～2003年版に相当するデータ約3万件の追加公開（更新後は，1954年～2002年の合計約15万件）を行った。

国民の言語生活に関し，新聞記事から情報収集し記事目録データベースを作成・公開

エ メディア上に現れた言語生活関連情報の収集と整理，目録作成，動向分析として，「ことばに関する新聞記事」の収集と目録作成は，2006年分として約4千件のデータを収集・整理した。2006年度公開分として，2005年分データをweb上で公開した（更新後は1949年～2005年の約13万1千件が検索可能となった）。なお，整理作業中の記事データ（2005年～2006年）は所内専用サイトで所内検索利用に供している。

オ 新聞記事画像データベース（1949年～1998年の50年分）については，新聞社各社にその意義を認めてもらい，在京4社（朝日・毎日・読売・産経）とは公開に向けての大枠に合意し，公開のための条件面での具体的な話し合いを進めている。

国語に関する動向や資料を一般向けに整理した『日本語ブックレット2005』を編集，Web公開

カ 『日本語ブックレット』は，日本語に関する動向や資料を分かりやすい形で広く提供するものである。一般向けに，動向（図書，総合雑誌，新聞記事），資料（日本語に関する文献目録）を内容とし，日本語に関する最新の情報や動向を提供することを意図したものである。日本語に関する図書情報の収集，「ことばに関する新聞記事」データの利用のほか，総合雑誌等の日本語関係記事の収集と目録作成を行い，動向分析，掲載データの整備を行い，『日本語ブックレット2005』を編集，Web版として公開した。

（3）日本語教育年鑑

日本語教育に関する研究文献情報等の収集・整理，『日本語教育年鑑2006年版』の編集，刊行

ア 日本語教育年鑑2006年版を編集刊行した。掲載日本語教育関係論文の数は1,859編で平成16年4月～17年3月発行の紀要・論集等に掲載されたものである（追補含む）。発行部数800部。前年と比べて大きな変更点は，冊子形態の『日本語教育年鑑』とWebでの日本語教育情報提供との役割を区別し，冊子による情報提供は論文と科研だけとし，冊子は，特集や特別寄稿，機関動向等で，日本語教育界の年々の概況を示すものとしての性格を強めた。

（4）資料整備

研究所の蓄積研究資料の整備計画の策定

ア 整備計画

日本語に関する蓄積資料の総合的な整備について，作業対象・作業量・作業スピ

ードなどの情報を収集・把握した。研究資料群全体にわたって、研究及び資料の内容を検討し、資料の蓄積、整備、利用のシステムの検討を行いつつ、作業内容、目録の精度、整備の優先順位などを考慮した上で、資料整備計画の立案に向けて作業を進め、今中期計画期間中に、中央資料庫内の蓄積資料の整備を完了させることを目指した資料整備計画を作成した。

蓄積資料の整理、目録の作成

イ 資料整理目録作成

中央資料庫の資料（創立以来の各種調査の原資料、関連資料等）を整備し、目録作成（概要記述、詳細記述など）を継続実施している。

平成18年度に記述が終了したのは、429箱である。

なお、中央資料庫内の保存箱2,580箱（平成17年新庁舎移転時）のうち、平成17年度以前に目録作成の終了したものは587箱、現時点で処理の必要な箱数は1,564箱となっている。

電子化研究資料、データベースなどの整備の推進、電子化報告書のインターネット公開、方言談話データベース刊行等の資料の公開

ウ 資料電子化

- ・ 資料整備計画の詳細作成に必要な電子化に関する情報整備を進行中である。
- ・ 研究所報告書の電子化に関しては、3,000ページ分の公開用PDF（目次に対応した分割PDF版、1冊全体の一括PDF版）の作成を完了し、ホームページ上に公開した。
- ・ 『日本言語地図』の電子化に関しては、第6巻の地図画像のPDFファイル作成を完了した。ホームページ上に公開を行い、全6巻の公開を完成させた。また、地図画像のページを作成公開した。
- ・ 蓄積ビデオ資料の電子化に関しては、オープンリールビデオテープをデジタル化したものから電子ファイル（41ファイル）を作成した。あわせて、画像の電子化関係を効率的に行えるよう、工程の整備を行った。また、X線映画（『日本語の発音』）の16mmフィルムをデジタル化し、ムビーファイルを作成した。
- ・ 蓄積音声資料の電子化に関しては、オープンリールやアナログカセットをデジタル化したものから電子ファイルを作成した。旧話しことば研究室関連資料、方言資料、言語生活調査から2,159ファイルを作成した。あわせて、音声資料の電子化関係作業を効率的に行えるよう、作業工程の整備を行った。
- ・ 『方言談話データベース』に関しては、第18・19・20巻の3巻を編集・刊行し、シリーズ全20巻を完結させる予定であったが、データの整備と予定の原稿は完成した。これは、沖縄の巻について、本文の表記を、原則にしたがい、緊急調査時の報告に基づいて作成することとし、音声記号による原稿としていたが、一般の読者の利用も考えれば、カナを用いた音韻表記の必要性があると認められ、その手当をした上で刊行した方がよいとの判断をしたためである。

言語生活調査関係の蓄積資料に基づく鶴岡市における継続調査の報告書

エ 報告書の作成

- ・ 報告書『地域社会の言語生活 鶴岡における20年間隔3回の継続調査 - 』を作成した。この調査は、山形県鶴岡市に於て、昭和25(1950)年度、昭和46(1971)年度、平成3(1991)年度と、20年間隔3回におよぶ継続調査であり、戦後40年間の言語生活の変化を記述した、世界的にも類を見ない大がかりな調査である。本報告書は、この3回目の調査の結果を分析・報告するものである。

【成果物の作成・公表状況】

- [1] 研究所のホームページ上で図書館蔵書目録データベースの公開を継続した。平成18年度は、図書館蔵書目録データベースに、図書9,008冊、雑誌214種・4,746冊、視聴覚資料等654点のデータを追加し、平成19年3月31日現在の総データ数は、図書111,327冊、雑誌4,737種類・73,932冊、視聴覚資料等2,698点である。
- [2] 国立情報学研究所が管理・公開している総合目録データベースにも、所蔵図書・所蔵雑誌の登録を継続して実施した。
- [3] 『国語年鑑』2006年版を刊行した。
- [4] 『日本語教育年鑑』2006年版を刊行した。
- [5] 「日本語ブックレット2005」をWeb上に公開した。
- [6] 公開中の研究文献目録データベース（雑誌論文）について、『国語年鑑』1992～2003年版に相当するデータ約3万件の追加公開を行った。
- [7] 「ことばに関する新聞記事」について、2005年分データをWeb上で公開した（更新後は1949年～2005年の約13万1千件が検索可能となった）。
- [8] 電子化報告書3,000ページの公開を行った。
- [9] 『日本言語地図』第6集地図画像をWeb公開し、全6巻の公開を完成した。
- [10] 『方言談話データベース』第18・19・20巻の3巻のデータの整備と予定の原稿は完成した。刊行は平成19年度に繰り延べた。
- [11] 報告書『地域社会の言語生活 鶴岡における20年間隔3回の継続調査 - 』を作成した。

情報の集積・提供システムの整備・改善

〔中期計画〕

情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、システムの強化と効率化を推進する。なお、システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させる。

〔年度計画〕

情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、統合後のシステムの強化と効率化を検討する。

1 2 . 情報の集積・提供システムの整備・改善

【事業概要】

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理と並行して、情報提供システムの一元化・強化を図るため、情報の集積・提供システムの整備・改善を進める。

このため、情報提供システムの一元化・強化を図り、「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、システムの強化と効率化を推進する。なお、システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させる。

日本語情報資料館は、研究所が蓄積する研究成果・資料・情報を電子化し、インターネットを活用した情報発信を行うものである。「日本語教育ネットワーク」システム（「日本語教育支援総合ネットワークシステム」）はインターネットにより、日本語教育に関する情報・研究成果を発信するものとして、別個のシステムとして構築されたが、このシステムを「日本語情報資料館」システムの基盤に統合する。研究所が蓄積する日本語・日本語研究、日本語教育に関する情報を一体的に集積、提供することにより、日本語・日本語研究に関する情報と日本語教育に関する情報の一体的管理、提供と情報の相互流通の促進に寄与することができ、日本語に関する情報提供の強化を図ることができる。

【担当組織】

責任者：井上文子

担当者：熊谷康雄，柳澤好昭，野山広，植木正裕，早田美智子

【事業の進捗状況】

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施した。また、日本語情報資料館システムの改善、強化、システムの運用・管理を行った。

（１）日本語教育ネットワーク」システムの統合

「日本語教育支援ネットワーク」システムの基盤を「日本語情報資料館」システムへ統合するための検討を行い、統合を実施した。

具体的なコンテンツ、システムについて検討、調整等を行った。「日本語教育ネットワーク」については、平成14年度～17年度の政府e-Japan戦略事業で作成したものをはじめ、当初は研修修了生支援のためのWebサイトであった「日本語教育の世界J-Web」の情報資料を精選し、両者合わせた約2GB、1,000Webページの内容を「日本語教育ネットワーク」に移管した。研究所のホームページのリニューアル（平成19年5月予定）と連係して、「日本語教育ネットワーク」は「日本語情報資料館」に統合された形で情報資料を日本語教育関係者に提供する。

（２）整備・運用

「日本語情報資料館」の整備・運用を継続するとともに、「日本語情報資料館」の改善点・強化すべき点について検討を進め、研究所のホームページのリニューアル作業と連係しつつ、トップページ、コンテンツの案内画面など、アクセシビリティの改善を考慮しつつ、改良を行った。ユーザの側から、情報内容がより見えやすいシステムとなることを目指して検討し、改良を加えた。また、電子化資料の発信として、データベースへの登録だけでなく、国立国語研究所の電子化報告書の分類別一覧や『日本言語地図』全6巻の地図画像の公開ページなどを新たに作成し、全体が整理された分かりやすい情報提供の充実を図った。

4 内外関係機関との連携協力

〔中期目標〕

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、研究者交流、国際シンポジウム、連携大学院への参画等により、内外の関係機関との連携協力を促進すること。

〔中期計画〕

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力を行う。

〔年度計画〕

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力の在り方について検討する。

1 3 . 研究者の受入及び派遣等

【事業概要】

上記の中期目標、中期計画に基づき、次の4つの事業を実施する。(1)～(3)は研究員からの要請があった場合に実施する。(4)は学術交流協定に基づき実施する。

(1) 招へい研究員(海外の研究者の招へい)

(2) 海外研究員(海外の研究者への研究委嘱)

(3) 在外研究員(研究所の研究員の海外機関への派遣)

(4) 関係機関等との連携協力(学術交流協定書に基づく、韓国国語院、北京日本学研究中心、華東師範大学との学術交流)

これらの事業は、以下の構成員からなる国際交流部会が担当する。国際交流部会はまた、

国内・海外との研究交流に関する研究所の実績把握も行う。

国際交流部会：井上優（部会長）、朝日祥之、宇佐美洋、森本祥子（以上研究部）、
田島正幸、新井田貴之（以上管理部）

上記の事業のうち、研究所は、中期目標、中期計画に基づく事業のほかに、次の海外研究者招へいプログラムに、招へい研究者の受入機関として参画している。

（５）「博報日本語海外研究者招聘プログラム」（主催：財団法人博報児童教育振興会）

上記事業の（１）「招へい研究員」が、研究所の研究レベル向上のための招へいであり、招へいする研究者の研究分野等は特に限定されないのに対し、（５）「博報日本語海外研究者招聘プログラム」による研究者招へいは、日本語研究、日本語教育研究に関する優れた業績を有する海外在住の研究者、ならびに将来が期待できる若手研究者に日本で研究を行う機会を提供することを目的としたものである。

【実績】

上記（１）～（５）の事業に関する平成18年度の実績は以下のとおりである。

（１）招へい研究員

- ・ 年度内の招へいの要請がなかったため、平成18年度は実施しなかった。
- ・ 平成19年度以降の実施のための所内手続きを整備し、平成19年度の招へい計画について検討した（１名を１か月間招へいする予定）。

（２）海外研究員

- ・ 年度内の研究委嘱の要請がなかったため、平成18年度は実施しなかった。
- ・ 事業内容と事業形態について見直しを行った。平成19年度も引き続き見直しを行い、平成20年度以降の計画を策定する。

（３）在外研究員

- ・ 派遣実施のための所内手続きを整備し、小磯花絵研究員（研究開発部門）を派遣した（平成18年11月1日～19年9月30日、コロンビア大学（アメリカ））。平成19年度は、平成20年度以降の派遣計画を立てる。

（４）関係機関等との連携協力

- ・ 海外の研究機関との学術交流協定の在り方について再検討を行った。平成19年度の前半に提言としてまとめる。
- ・ 韓国国語院、北京日本学研究中心、華東師範大学と以下の学術交流を行った。
ア 華東師範大学における講演（６月：杉戸清樹、金田智子）（研究所からの派遣）
イ 韓国国語院における講演（１１月：野山広）（２月：大西拓一郎、田中牧郎）（韓国国語院の招へい）

ウ 北京日本学研究中心の大学院生の訪日研究の受入れ及び研究指導

（井上優：博士1名、熊谷智子：修士1名）

（５）博報日本語海外研究者招聘プログラムによる海外研究者招へい

- ・ 招へい研究者５名を受入れた（韓国、中国、オーストラリア、スロベニア、フランス）。それぞれの研究テーマに沿った研究を行うと同時に、研究所の研究員とも、研究会や共同研究を通じた研究交流を行っている。

これ以外に、以下の学術交流の実績があった（プロジェクト予算，研究員が代表者である科学研究費による海外調査等は除く）。

- ・ 滞在研究員 5名（日本，中国，台湾，インド，アメリカ）
- ・ 研究所における海外研究者の講演 2件（イスラエル，スロベニア）
- ・ 海外研究者の研究所への訪問・研究交流 1件（語言文字応用研究所（中国））
- ・ 海外機関の大学院生の研修受入れ 1件（延世大学校言語情報研究院（韓国））
- ・ 海外からの依頼による講師派遣 2件（台湾）
- ・ 国内からの依頼による海外調査 2件（オーストラリア，サハリン）
- ・ 国内からの依頼による講師派遣等 53件

〔中期計画〕

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がり鑑み、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウム（隔年）を開催する。

〔年度計画〕

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がり鑑み、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウムの次年度開催に向けて準備を進める。

14. 国際シンポジウムの開催

【事業概要】

中期目標、中期計画にそった形で、国際シンポジウム（隔年）を開催する。

【担当組織】（国際シンポジウム小委員会）

責任者：大西拓一郎（委員長）

担当者：朝日祥之、井上優（以上研究部）、新井田貴之（以上管理部）

【準備状況】

平成19年度の国際シンポジウム実施のために、上記の国際シンポジウム小委員会を発足させた。以下のテーマと日程でシンポジウムを開催することを決め、予算措置を含む具体的な実施計画を立てた。

テーマ：世界の言語地理学

日 程：平成19年8月22日（水）～23日（木）、

会 場：全社協・灘尾ホール（千代田区霞が関）

講演者（予定）：イ サンギョ（韓国・国立国語院）、Joachim Herregen（ドイツ・マルブルグ大学）、Heinrich Ramisch（ドイツ・バンベルグ大学）、Maria-Pilar Perea（スペイン・バルセロナ大学）、Hans Goebel（オーストリア・ザルツブルグ大学）、David Heap（カナダ・西オンタリオ大学）、岩田礼（金沢大学）、真田信治（大阪大学）、福嶋秩子（県立新潟女子短期大学）、大西拓一郎（国立国語研究所）

〔中期計画〕

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される，日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

〔年度計画〕

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される，日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

15．連携大学院への参画

連携大学院

【事業概要】

国立国語研究所は，政策研究大学院大学（以下，政研大と略す）や一橋大学との間で実施される，連携大学院事業（日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する事業）に参画している。運営に関しては，大学院運営委員会，並びに政研大部会，一橋部会を設けている。

政研大連携プログラムにおいては，日本語教育の理論的研究・実践的研究に関する人材と知見を中心にして参画する一方，一橋大学連携プログラムにおいては，日本語研究に関する人材と知見を中心にして参画している。両プログラムへの参画に関しては，こうした重点化・棲み分け，及び各プログラムの特長に留意しながら，参画・貢献の充実化・有効化を図っている。

【運営組織】

大学院運営委員会：

杉戸清樹（委員長），齊藤秀昭，上野喜代人，相澤正夫，柳澤好昭，熊谷康雄，
野山広（政研大部会），井上優（一橋部会）

政研大連携大学院

【事業概要】

本連携プログラムは，政研大の大学院政策研究科に属する1プログラムとして位置付けられており，「日本語教育指導者養成プログラム」（修士課程）と「日本言語文化研究プロ

グラム」(博士課程)によって構成されている。政研大及び国際交流基金日本語国際センター(浦和センター)、そして国立国語研究所の3機関が連携して、本大学院課程の事業を運営しており、外国人を対象としたプログラムとして、平成13年10月に修士課程が、平成15年10月に博士課程が創設された。

本プログラムの目的は、海外における日本語教育を充実させるために不可欠な日本語教育の拠点作りと人材の育成である。具体的には、それぞれの国・地域において、直接日本語を介して日本の関連情報を正確に理解、活用し得る人材を擁した日本語教育の拠点を整備すること、とりわけ、その拠点の活動を運営し発展させるための指導的な役割を担う人材の養成・確保・配置等に貢献することである。換言すれば、各国の日本語教育関連機関において指導的役割を果たせるような、高度な知識と能力を備えた日本語教員や、日本語教育施策の企画・推進に当たるための知見や能力を備えた実務者の育成を図ろうとするものである。

修士課程では、連携3機関の教員が分担して、言語領域(日本語表現法、日本語学、言語学、社会言語学、対照言語学等)、言語教育領域(日本語教育概論、日本語教授法、第二言語教育論、日本語教育教材論等)、社会・文化領域(現代日本の社会と教育、比較文化論、異文化コミュニケーション論等)の講義や演習を行っている。研究所は、このうち、言語領域及び言語教育領域の指導を主として分担している。学生は講義・演習の指導を受けるほか、数週間の母国滞在研究(調査、実験授業等)などの成果を基に特定課題研究論文・修了レポートなどをまとめ、原則として1年間で課程修了と修士号取得を目指す。

博士課程では、学生の進学以前の蓄積や経験を踏まえて、個別の研究指導カリキュラムを編成する。研究指導には各学生に3機関から数名の教員がチームを組んで当たり、「日本言語文化特別演習」等の演習形式の授業や、国際的な研究会議、国内外の学会・研究会等での発表や研究所等の進めている研究プロジェクト等に参加する「プロジェクト研究」などの指導を行う。学生は、原則として3年間の在籍期間を与えられ、その間に、博士論文執筆資格試験等を経て、論文執筆・完成、課程修了、博士号取得を目指す。

【担当組織】

政研大部会

責任者：野山広

担当者(プログラム委員の名称のみ記載)：柳澤好昭(～9月)、熊谷智子、福永由佳、
金田智子、横山詔一(～9月)、宇佐美洋(10月～)

関連庶務担当(管理部)：上野喜代人、仙波恵子、國谷勝伸

所外：連携機関である政研大、浦和センターの教員、

「日本語教育指導者養成プログラム運営審議会」委員

有馬龍夫(日本国政府代表)

梅田博之(麗澤大学学長)

海老沢勝二(前日本放送協会会長)

鈴木孝夫(慶應義塾大学名誉教授)

神長善次(元在ネパール、大阪各特命全権大使) 水谷修(名古屋外国語大学学長)

長谷川正明(日本国際教育支援協会理事長)

宮地裕(大阪大学名誉教授)

【連携・協力状況】

(1) 運営関係

研究所内の大学院運営委員会、及び政研大部会（修士課程グループと博士課程グループ）において、大学院課程の連携運営に係る事項の所内協議を行った。

政研大部会の部会員は、3機関の協議の場である「プログラム委員会（修士課程、博士課程、合同）」にプログラム委員として出席し、カリキュラムの策定、入試、指導体制の策定等の審議に参加するとともに、講義・演習の円滑な遂行、院生指導担当者間の連絡調整等の実務を担当した。また、連携3機関に対する助言・指導を行う機関として「日本語教育指導者養成プログラム運営審議会」を外部有識者により構成し、大学院運営に関する助言・指導を受けた。

また、平成16年度に設立された日本言語文化研究会の運営を継続して行い、現役生や修了生との関係強化、大学院プログラムの一層の充実を図った。平成17年度には、この研究会活動の一環として、これまでの報告集を改め、修了生の投稿論文や院生の修了レポートなどを掲載する機関誌『日本語文化研究会論集』を創刊したが、平成18年度は、この論集の第2号を発刊した。その他、本研究会活動の一環として、研究会を開催するなど、日本語文化研究会の活動の充実を図っている。

(2) 講義・指導関係

修士課程

平成17年10月に受入れた修士課程第5期生（11名）に対して、講義・演習・修了レポート・論文等の作成指導を継続し、平成18年9月に全員が学位を取得して課程を修了した。修了論文・レポートは『日本語文化研究会論集第2号』に収録された。

これに続いて、入試選抜を経た10名を第6期生として平成18年10月に受入れ、平成19年9月の課程修了を目指して講義・演習・修了論文等作成指導を行っている。なお、10月には、修士課程への研究生（中国）が初めて受入れられ、彼女は、平成19年度中に博士課程への進学を目指している。

各院生は、母国や所属する大学等の日本語教育が直面している課題を中心に、それぞれ研究課題を設定して修了課題に向けた調査研究を行っている。このうちには「日本語文化研究会」の下、院生（修士、博士とも）が主体的に企画運営する研究発表会や研究交流の活動も含まれる。これらの指導には、研究所員延べ16名が、政研大の非常勤講師（プログラム委員の場合は連携教授、修了論文レポート指導担当の場合は客員教授の名称を付与される）として当たっている。

さらに、第7期生を平成19年10月から受入れることを目指して、その募集、選抜試験（書類審査、筆記試験、面接試験等）を18年度末までに進めた。第2次選抜試験を行った結果、8名の入学許可対象者を選んだ（次年度初頭に正式許可を与える予定）。

なお、本プログラムでは、毎年、特定課題研究を指導する教員や授業を担当する教員に対して、指導内容・方法及び課程の実績と今後の方針に関するアンケート調査を実施している。また、政策研究大学院大学の各プログラムのディレクターにプログラムの教育活動についてのアンケート調査を実施している。これらの結果は、修士・博士のプログラム委員会で検討され、次年度以降の課程の構成や指導の改善に反映され

ている。

なお、帰国した修了生に対しては、プログラムの内容検討についての追跡調査を実施し、この調査結果が言語文化研究会の設立につながった。平成16年度には、本人、推薦者、所属機関に対して追跡調査を実施し、本大学院修了後の修了生の動向について把握することに努めてきており、こうした資料は、プログラム委員会で、プログラムの今後についての検討に活用されている。

博士課程

第1期生については、1名(中国)を平成15年10月から受入れて指導を継続している。指導には、研究所から杉戸清樹が主担当指導教員、金田智子が副担当指導教員として参加しているほか、政策研究大学院大学から1名、日本語国際センターから1名、さらに中国・北京日本学研究中心(研究所と学术交流協定関係にある)の教官が1名、計5名が参加している。

第2期生については、1名(タイ)を平成16年10月から受入れて指導を継続している(平成18年5月から1年間は休学中)。この指導には、研究所から相澤正夫が主担当指導教員、宇佐美洋が副担当指導教員として参加しているほか、政策研究大学院大学から1名、日本語国際センターから1名、計4名が参加している。

第3期生については、1名(中国)を平成18年4月から受入れて指導を継続している(平成19年度途中から休学の予定)。この指導には、研究所から野山広が副担当指導教員として参加しているほか、日本語国際センターから2名(主担当・副担当)、計3名が参加している。

また、4期生については、1名(インド)を平成19年4月から受入れて指導を行う予定である。ない、5期生については、19年3月に選抜試験(2次試験)が行われ、1名が選抜された。

博士課程院生は、研究所としては招へい研究員の身分を付与して受入れている。当人は、母国では現職の日本語教師であり、日本語や日本語教育についての学問的業績や実務経験の蓄積も有している。その研究課題は、研究所の進める研究プロジェクトに関連性のある内容であり、今後、主体的に参加する能力を有していることを評価しつつ、その必要性からも招へい研究員としているものである。

【今後について】

平成18年度の学生までは、募集要項にODA諸国限定という条件があったが、平成19年度入学者予定者からはこの枠がはずされた。今後は、ますます多様な国・地域からの学生の受入れを図るとともに、修了・帰国後の、母国における所属機関と日本の関連機関(国立国語研究所、国際交流基金、政研大など)との研究活動や事業とのつながりを図るなど、連携関係の強化へ向けた活動を継続・発展させる。

【事業概要】

本連携大学院（一橋大学言語社会研究科第二部門，日本語教育学位取得プログラム）は，一橋大学大学院言語社会研究科（以下，言語社会研究科と略す）を本体とし，一橋大学留学生センター（以下，留学生センターと略す）の教員，及び研究所の研究員がスタッフとして参画して運営される大学院である。平成17年4月に修士課程が創設され，平成19年4月には博士課程が創設された。対象は日本人及び滞日留学生である。

本プログラムの目的は，日本語教育学，日本語学，日本社会・文化に関する高度で専門的な知識と能力を備えた日本語教育者を育成することである。大学院生は，言語社会研究科の学生として，通常の大学院と同じく，2年間での単位取得と修士論文執筆を目指す。修了後は，学術修士・学術博士の学位が授与される。

研究所からは，3名の研究員がコア・スタッフ（連携教授）として入試業務を含む大学院の運営，学生の論文指導，講義・演習に参画している。また，1名が協力スタッフ（非常勤講師）として講義を担当している。

平成18年4月に修士課程第2期生（9名）が入学した。また，平成19年3月には修士課程第1期生10名が課程を修了し，うち5名が博士課程に進学した。

【担当組織】

責任者：井上優（コア・スタッフ）

担当者：前川喜久雄，山崎誠（以上コア・スタッフ），田中牧郎（協力スタッフ）

【連携・協力状況】

平成18年度は，以下の業務を行った。

（1）[コア・スタッフ（井上，前川，山崎）]

演習（週1回，前期・後期）

担当科目：記述文法・対照言語研究（井上），音声・音韻論（前川），
語彙研究・計量日本語学（山崎）

修士論文作成指導

井上 修士2年2名，前川 修士1年1名，山崎 修士2年1名

修士論文審査（2月）

1人8～10編（他大学からの博士課程編入希望者を含む）

入試関連業務

7月 入試説明会

9月 修士課程（問題作成，採点，面接，判定会議）

3月 博士課程（修士論文・研究計画書による審査，面接，判定会議）

会議への出席

コア・スタッフ会議（随時），言語社会研究科研究科委員会（月1回）

その他

新入生ガイダンス（4月）

修士論文中間報告会（9月）、修士論文構想発表会（1月）
（2）[協力スタッフ（田中）]
講義（週1回、後期）
担当科目 言語コーパス研究（田中）

本連携大学院において、研究所は、日本語研究の専門機関としての特色をふまえた教育、日本語研究のセンターとして保有する資源を活用した教育を行うことが期待されている。演習及び講義の内容は、担当者が研究所において行った、あるいは現在行っている研究と密接に関係するものである。学生も図書館などの研究所の資源を積極的に活用している。平成19年度も、引き続き、上記業務を行う予定である。

業務運営の効率化に関する措置等

〔中期目標〕

業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑かつ効果的に遂行するため、組織見直し等効率的な業務運営を行うこと。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させること。なお、外部有識者の検証については、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるようにすること。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上の削減を達成すること。
また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進めること。

その他業務運営に関する重要事項

- 1 非公務員化を踏まえ、他機関との人事交流の促進や任期付き研究員制度の導入により、研究所の業務の効果的な推進に資すること。

〔中期計画〕

業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。
 - (1) 自己点検・評価委員会において、毎年度、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、毎年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。
 - (2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を毎年度実施する。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上を削減する。

具体的には、下記の措置を講じる。

- (1) 一般競争入札による外部委託を推進することにより、業務運営を効率化する。
 - (2) 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進する。
- 4 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、民間賃金との地域差、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与体系の見直しに取り組む。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

非公務員化を踏まえ、調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。

大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

(参考1)

期初の常勤職員数	61人
期末の常勤職員数の見込み	57人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額 2,495百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

〔年度計画〕

業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。
 - (1) 自己点検評価委員会において、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、

その効果的な推進に資する。

(2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を実施する。

3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上の削減を実現するため、平成18年度においては、例えば、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進するなどして、一般管理費及び事業費の節減を図る。

4 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減するため、平成18年度においては、平成17年度予算比で概ね1%の人件費削減を行う。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、民間賃金との地域差、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与体系の見直しに取り組む。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。

大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

16. 業務運営の効率化措置

【事業概要】

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」（政委第18号/17.11.14）、文部科学省独立行政法人評価委員会による「中期目標期間に係る業務実績評価」（18独評委第5号/18.8.31）等における研究所の運営・管理の改善に関する意見・指摘を踏まえ、第2期中期計画に掲げた4つの観点から業務運営の効率化を図る。

【業務運営体制の整備】

運営会議を研究所運営の中心機関として位置付け、各委員会・部会が研究所を取り巻く諸課題に適時・的確に対処するという従来の体制を継続しつつ、平成18年4月に以下の措置を

講じた。

(1) 研究組織の再編

第 2 期中期計画に掲げた研究事業の効率的・効果的な遂行を目的とし、研究組織を 3 部門 6 領域制から 2 部門 1 センター 11 グループ制に再編した(詳細は巻末資料「組織図」参照)。

(2) 研究事業委員会の新設

研究事業に関する重要事項の検討及び連絡調整を目的として、幹部職員、グループ長、部会長を構成員とする研究事業委員会を設置し、毎月 1 回開催した。

(3) 普及広報担当グループ、知的財産担当グループの新設

より効果的な普及広報活動の実施を目的として、催事・刊行物等の企画・運営を一括して担当する普及広報担当グループを総務課に設置した。また、今後更に重要性が増すと見込まれる著作権処理等の専門チームとして、知的財産担当グループを会計課に設置した。

【自己点検評価・外部評価の実施状況】

(1) 自己点検評価

拡大自己点検評価委員会を中間(10月)、最終(1月)の 2 回開催し、各グループの研究事業の進捗状況、予算の執行状況についての聴取を行った。1月の委員会では併せて次年度事業計画の聴取も行った。聴取の結果は、予算の再配分、事業計画の修正等に活用された。

(2) 評議員会

外部有識者で構成される評議員会を 2 回開催し、研究所の事業計画その他の重要事項について指導・助言を求めた。評議員からは、研究所の運営は効果的・効率的になされており、適切かつ有効である旨の評価を得た。

(3) 外部評価委員会

外部有識者で構成される外部評価委員会を 2 回開催し、研究所の平成 17 年度及び第 1 期中期目標期間の組織・運営全般について評価を受けた。その結果は以下のとおりであり、研究所の事務・事業は全般的に適切かつ計画どおりに実施されている旨の評価を得た。

評 定	平成 17 年度	第 1 期
項 目 数	2 0	2 0
A+ (特優)	2	0
A (十分に履行)	1 7	2 0
B (ほぼ履行)	1	0
C (不十分な履行)	0	0
C- (改善が必要)	0	0

なお、平成17年度評価においてB評定とされた情報発信に係る項目については、普及広報の専門チームとして普及広報担当グループを新設し、普及広報活動の強化・一元化を図ることで対応している。

【業務の効率化状況】

(1) 業務情報化の推進

平成18年度は、以下の事項を実施し、事務及び業務の情報化を図った。

財務会計システムを見直し、各予算管理者等が各自のパソコンで予算の執行状況などリアルタイムで確認可能なシステムを稼働させ、効率的かつ透明性の高い業務運営を図った。

研究所を紹介するホームページサイトを全面改訂し情報発信機能の効率化を図った。

研究事業委員会など所内委員会等を見直し、年度途中において研究事業の進捗状況や予算の執行状況など業務の効率的、計画的な運営ができるよう、所内体制の整備を行った。

(2) 契約事務見直しの実施

平成18年度は、契約事務の見直しを実施し、以下の事項を行った。

一般競争入札の促進や契約方式の見直しを行うとともに、所内への契約事務の周知徹底を行った。

(3) 環境に負担の少ない業務運用

省エネルギー、ペーパーレス化の推進等により、業務の効率化を図るため、以下の事項を行った。

コピー用紙は、両面印刷を励行し、事務連絡等は、所内LANによる電子メールを活用することにより使用の削減に努めた。また、グリーン購入法に基づく基本方針の判断に準じ、特定調達物品に関しては環境負荷の少ない物品、かつ再生材料を多く使用しているもの等の調達に努めた。

夏期において全職員に向け、業務中の軽装奨励を呼びかけ、更に年間を通して毎週水曜日に早期退庁日を設けた。また、所内設定温度の適切な管理と経済効率的な設備運用に心掛けエネルギー消費の削減に努めた。

【人件費削減状況】

平成18年度においては平成17年度予算比で概ね1%の人件費削減を行うこととされており、管理部で1名の人員削減を実施し、研究部においても退職者の後任補充を暫時凍結するなどの削減策を講じ、削減目標を達成した。

【人事計画等】(以下のデータは平成19年3月末時点)

(1) 人事計画

事務系職員の人事交流実績

役 職	転 入	転 出
課長補佐	1名(東京大学より)	1名(東京大学へ)
係 長	1名(東京医科歯科大学より)	2名(東京大学, 東京医科歯科大学へ)
合 計	2名	3名

研究系職員の異動実績

職 名	在 職 者	新規採用	転出・退職等
研究員(常勤) 1	42名	1名	3名
任期付研究員 2	0名		
特別奨励研究員 3	5名	4名	

- 1 文化庁国語課との連携強化, 若手研究職員の国語施策面への視野の拡大, 資質の向上をねらい, 研究職員1名を文化庁国語課へ出向させた。
- 2 調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため, 任期付研究員制度を導入し, 公募を行ったが, 適任者を得るには至らなかった。
- 3 平成17年度から, 特定の時限的なプロジェクトに従事するものとして, 常勤職員と同等の勤務形態で採用しているが, 新たに外部資金による採用を行った。

(2) 研究機関等への職員派遣実績

研究機関等の求めに応じ, 職員を派遣した。なお, マスメディア対応実績については, 「9. 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施」を参照のこと。

派 遣 先	件 数	内 訳
大学非常勤講師	50件	国公立大学35件, 私立大学12件, その他3件
委員会等委員	54件	国の機関等10件, その他44件
講師派遣等	57件	国の機関等6件, 地方公共団体4件, 大学等37件, 民間団体5件, 海外機関2件, その他3件
合 計	161件	

(3) 職員の健康管理

定期健康診断は人間ドック受診者も含めてほぼ全員が受診した。そのほか, VDT作業従事者に対する健康診断, インフルエンザ予防接種, 毎月1回の産業医による健康相談を実施し, 職員の健康管理を図っている。

(4) 能力開発研修への参加実績

研 修 種 類	件数・参加者数
所内研修会(科研費, 人事評価)	4件 187名
所外研修会(人事院研修, 著作権関係等)	11件 12名
教育公務員特例法第22条準用の研究職員の研修	14件 21名

〔中期目標〕

財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

- 1 積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

〔中期計画〕

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。また、研究所の業務の効率化を進めるとの観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画中の予算） 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、2億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、調査研究、情報提供、内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに、これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

〔年度計画〕

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

- 1 予算 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借入を行う計画はない。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は，調査研究，情報提供，内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに，これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

17. 予算・資金計画・収支計画

外部資金の獲得状況

(1) 平成18年度及び過去4年間の外部資金の獲得状況は以下のようになっている。

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
獲得金額合計	22,294万円	24,848万円	12,174万円	8,769万円	16,139万円
(内訳)					
科学研究費補助金 (件数)	5,051万円 21件	5,402万円 22件	4,691万円 22件	4,646万円 25件	11,356万円 31件
科学技術振興調整費	12,095万円 1件	11,996万円 1件	0万円 0件	0万円 0件	0万円 0件
国等の委託費等	4,216万円 2件	6,323万円 3件	5,464万円 4件	2,895万円 4件	1,567万円 2件
博報日本語海外研究者 招へいプログラム事業					2,164万円 1件
著作権及び著作権使用料 ほか	932万円 337件	1,127万円 352件	2,019万円 520件	1,228万円 385件	1,052万円 301件

(科学研究費補助金には，外部分担金，間接経費を含む。)

(2) 外部資金の獲得状況は，下記のとおり平成17年度から経済産業省公募事業の予算が半減したが，下記のとおり科学研究費補助金新規採択，新規委託事業の実施により増額となっている。

科学研究費補助金は，平成17年度から6件増加し，金額は6,710万円の増である。

国等の委託事業について，平成18年度は「汎用電子情報交換環境整備プログラム」(経済産業省産業技術研究開発委託事業，日本規格協会及び情報処理学会との共同事業，平成18年度から3年計画)が継続採択(1,447万円)された。

また，平成18年度は新規事業で「博報日本語海外研究者招へいプログラム事業」(財団法人博報児童教育振興会の委託事業)及び継続事業で「かな漢字変換システムの利用実

態データに見られる現代日本語の動向」(マイクロソフトディベロップメント㈱との共同研究，平成16年度から3年計画)120万円を実施した。

(3) 外部資金獲得のための手段の適切性

独立行政法人は，業務運営のための国からの財源措置を講じられている一方，積極的に外部資金の導入を図ることに努めることとされている。

当研究所において考えられる外部資金としては，以下のものが挙げられる。

- ・ 科学研究費補助金をはじめとするいわゆる国からの競争的資金
- ・ 寄附金，受託事業，及び共同研究
- ・ 著作権，特許権等の知的財産に基づく著作権料，特許料等

外部資金獲得のために次のように多方面にわたる手段をとっている。

科学研究費補助金採択件数の増加を図るため，研究課題内容の検討会を開催した。

経済産業省の公募事業の獲得に努め，共同研究を実施した。

財団法人博報児童教育振興会と「博報日本語海外研究者招へいプログラム事業」を実施した。

知的財産の取り扱いに関する成果の取り扱いに関する基本原則を整理し，知的財産の重要性の認識向上を図っている。

成果物の刊行等

ア 出版社から増刷を含め，調査研究の成果を内容とする市販本等の出版が行われた。

イ 平成15年度刊行した「分類語彙表増補改訂版」のデータベースの市販を継続した。

ウ 「ことば」ビデオについては，広範な普及を図るという観点から，市販を継続した。

エ 「日本語話し言葉コーパス」のデータベースの市販を継続した。

オ 「太陽コーパス」研究論文集と「太陽」日本語データベースの有償販売を継続した。

その他，フォーラム等においての関連刊行物の展示即売，民間の講演会への積極的参加・協力，新聞への連載記事・コメント掲載などにより，活動の成果を広く社会へ還元すると同時に収入を得ている。

科学研究費補助金による 研究の実施状況

平成18年度科学研究費補助金による研究の実施状況一覧

種目	代表者名	課題名	…	
特定領域	前川 喜久雄	代表性を有する大規模日本語書き言葉コーパスの構築：21世紀の日本語研究の基盤整備	…	97
基盤B	前川 喜久雄	話し言葉コーパスに基づく言語変異現象の定量的分析	…	100
	野山 広	多文化共生社会に対応した言語教育政策の構築に向けた学際的研究	…	101
	大西 拓一郎	地理情報システムに基づく言語地理学の再構築	…	102
基盤C	井上 優	対照研究の成果を生かした中国語母語話者向け日本語文法教材の開発	…	103
	横山 詔一	電子政府6万字種データベースに準拠した海外日本語研究者向けWeb漢字辞書の作成	…	104
	金田 智子	日本語教育における協働志向の実践研究に関する調査研究	…	105
	吉岡 泰夫	医療における専門家と非専門家のコミュニケーションの適切化のための社会言語学的研究	…	106
	宇佐美 洋	日本語学習者の書き言葉に関する対照言語学的・文章論的研究	…	107
	熊谷 智子	三者面接調査における回答者間相互作用のバリエーションに関する研究	…	108
	井上 文子	方言談話データベースを活用した表現法の変化に関する研究	…	109
	田中 牧郎	コーパス言語学の方法に基づく言文一致現象の解析	…	110
	杉本 明子	日本語教育場面における社会的相互作用と学習の関係性の解明	…	111

種目	代表者名	課題名		
萌芽	尾崎 喜光	加齢による社会活動の変化にともなう言語使用の変化に関する研究	...	112
若手B	小磯 花絵	音声コーパスを用いた対話と独話の比較 - 韻律的・統語的特徴に着目して -	...	113
	丸山 岳彦	現代日本語の話しことばに現れる「言い直し表現」の体系化に関する研究	...	114
	柏野 和佳子	国語辞典における多義語の意味レベルの使用実態と意味構造の解明	...	115
	朝日 祥之	サハリンに残存する日本語の地位に関する調査研究	...	116
	吉田 雅子	「デジタル版山梨方言辞典」作成のための調査研究とデータ構築	...	117
	和田 志子	海外日本語教育用Web漢字辞書の開発研究	...	118
	植木 正裕	「外国人にとってわかりにくい日本語」の判断基準に関する研究	...	119

【研究課題名】 代表性を有する大規模書き言葉コーパスの構築：21 世紀の日本語研究の基盤整備（特定領域研究）

【研究期間】平成 18 年度～平成 22 年度（1 年次）

【研究組織】領域代表者：前川喜久雄

総括班：*前川喜久雄，山崎誠，松本裕治（奈良先端科学技術大学院大学），伝康晴（千葉大学），田野村忠温（大阪外国語大学），砂川有里子（筑波大学），田中牧郎，荻野綱男（日本大学），奥村学（東京工業大学）

データ班：*山崎誠，丸山岳彦，柏野和佳子，山口昌也，間淵洋子，高田智和，小椋秀樹，森本祥子，大和淳（横浜国立大学）

ツール班：*松本裕治（奈良先端科学技術大学院大学），徳永健伸（東京工業大学），乾健太郎（奈良先端科学技術大学院大学）橋田浩一（産業技術総合研究所），橋本泰一（東京工業大学），浅原正幸（奈良先端科学技術大学院大学）

電子化辞書班：*伝康晴（千葉大学），山田篤（京都高度技術研究所），峯松信明（東京大学），内元清貴（情報通信研究機構），小木曾智信，小磯花絵

日本語学班：*田野村忠温（大阪外国語大学），服部匡（同志社女子大学），杉本武（筑波大学），石井正彦（大阪大学）

日本語教育班：*砂川有里子（筑波大学），井上優，小林ミナ（早稲田大学），滝沢直宏（名古屋大学），投野由紀夫（明海大学），山内博之（実践女子大学）

言語政策班：*田中牧郎，相澤正夫，棚橋尚子（奈良教育大学），野村敏夫（桜美林大学）

辞書編集班：*荻野綱男（日本大学），近藤泰弘（青山学院大学），矢澤真人（筑波大学），丸山直子（東京女子大学）

言語処理班：*奥村学（東京工業大学），白井清昭（北陸先端科学技術大学院大学），竹内孔一（岡山大学），中村誠（北陸先端科学技術大学院大学）

*は，各班の班長。

【研究概要】

本特定領域研究では，21 世紀の日本語研究を支える研究インフラの要となる，代表性を備えた大規模日本語書き言葉コーパスを設計・構築して一般公開するとともに，構築したコーパスの実用上の価値を評価するために，関連する諸分野においてコーパスを利用した研究を推進する。

本領域は，コーパスを構築する研究班（データ班，ツール班，電子化辞書班）とコーパスを評価する研究班（日本語学班，日本語教育班，言語政策班，辞書編集班，言語処理班）及び総括班とから構成される。2 年次より，公募班数件がこれに加わる。

コーパスの構築を行う 3 班は，緊密な連携の下に，書籍を対象とした約 5,000 万語規模のコーパスの構築（データ班），自動解析システム及びタグ付け支援ツールの開発（ツール班），形態素解析用電子化辞書の開発（電子化辞書班）をそれぞれ行う。

コーパスの評価を行う 5 班は，相互に情報交換を行いつつ，コーパスを利用した新しい研究領域・手法の開発（日本語学班），日本語教育のための教材の改善及びツール開発（日本語教育班），国語政策・国語教育に役立てるための語彙表・漢字表の調査研究（言語政策班），国語辞典の記述の質的向上に貢献する調査研究（辞書編集班），多義性解消や新

語義の発見，語彙概念構造辞書の半自動構築等の意味解析手法の開発（言語処理班）をそれぞれ行う。

本研究が与える学術的貢献の規模は，その関連する分野の多さを考慮すれば，非常に広範囲かつ莫大なものになることは明らかである。社会的にも，常用漢字表の見直しや難解な言葉の言い換えのための基礎資料として活用される。また，誰でもアクセス可能なコーパスの公開によって，言葉に関心を持つ人々に正確な日本語の使用実態を提供することができる。

【研究実施状況】

国立国語研究所のプロジェクト「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」に関係する部分について，概要を述べる。

1．調査研究体制の充実

特定領域研究の発足に伴い，以下の特別奨励研究員，研究補佐員，派遣社員を雇用し，調査研究の充実を図った。

- ・特別奨励研究員：北村雅則（10/1～），富士池優美（10/1～），近藤明日子（10/16～），佐野大樹（1/1～）
- ・研究補佐員：大石有香（9/1～），神野博子（9/1～），河内昭浩（10/1～），渡部涼子（10/1～），服部龍太郎（11/1～）
- ・派遣社員：阿左美厚子（8/1～），中村壮範（10/1～）

2．構築作業について

(1)生産実態（出版）サブコーパスのうち，書籍の母集団を確定，サンプリング台帳を作成し，2,500 サンプルについてサンプリング及び電子化を終了した。

(2)流通実態（図書館）サブコーパスについては，東京都内の公共図書館の ISBN 総合目録を元にサンプリング台帳作成の基礎作業を進めた。

(3)非母集団（特定目的）サブコーパスについては，政府の発行する白書（500万語）のサンプリング・電子化を完了した。言語政策班で利用する検定教科書については，小学校～高等学校の現行の教科書 121 冊（約 800 万字）を入力した。日本語教育班で利用する日本語教科書については，中級 30 冊（約 375 万字）を入力した。これらの教科書については，電子化仕様を統一して，データが有効に活用できるようにした。

(4)解析用辞書 unidic の整備拡充を行った。見出し語数を当初の約 40,000 語から約 106,000 語に増やすとともに，茶釜の辞書との互換性を図るために，ipadic との比較を行い，単位の長さや品詞の相違点について検討した。

【研究成果】

国立国語研究所のプロジェクト「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」に関係する部分について，研究成果を記述する。

1．成果報告書

以下の 2 冊の報告書を刊行した。

- (1)『現代日本語書き言葉均衡コーパス』短単位規程集 Version 1.2（執筆：小椋秀樹）
- (2)『現代日本語書き言葉均衡コーパス』におけるサンプル構成比の算出法 現代日本語書き言葉の文字数調査（執筆：丸山岳彦，秋元祐哉）

2．研究発表

以下の学会，研究会において研究発表を行った。

- (1)社会言語科学会第 18 回大会（2006 年 8 月 27 日，北星学園大学）1 件
- (2)計量国語学会第 50 回大会（2006 年 9 月 30 日，国立国語研究所）1 件
- (3)第 45 回中部日本・日本語学研究会（2006 年 10 月 14 日，岐阜大学）1 件
- (4)日本語文法学会第 7 回大会（2006 年 10 月 29 日，神戸大学）1 件，
- (5)International Symposium on Linguistic Patterns in Spontaneous Speech[LPSS2006](2006 年 11 月 17 日,Academia Sinica,Taiwan) 2 件
- (6)漢字文献情報処理研究会第 9 回大会(2006 年 12 月 16 日，大津市) 1 件
- (7)第 13 回言語処理学会（2007 年 3 月 20～22 日，龍谷大学瀬田学舎）5 件

3．会議，研究会等

- (1)特定領域「日本語コーパス」平成 18 年度全体会議（2006 年 9 月 9～10 日，国立国語研究所）
- (2)現代日本語書き言葉均衡コーパス仕様説明会(2006 年 11 月 7 日 NAIST 東京事務所)
- (3)特定領域研究「日本語コーパス」平成 18 年度公開ワークショップ（研究成果報告会）（2007 年 3 月 17～18 日，時事通信ホール）

【研究課題名】話し言葉コーパスに基づく言語変異現象の定量的分析

(基盤研究B)

【研究期間】平成 16 年度～平成 18 年度(第 3 年次)

【研究組織】代表者：前川喜久雄

分担者：小磯花絵, 小椋秀樹, 菊池英明(早稲田大学), 伝康晴(千葉大学)
日比谷潤子(国際基督教大学)

【研究概要】

代表者らが 1999～2003 年に構築して一般公開した世界最大の自発音声データベースである『日本語話し言葉コーパス』を定量的かつ多面的に解析することによって、現代日本語の自然な話し言葉における種々の言語変異(linguistic variations)の実情を把握し、その分類を確立することである。音声、音韻、形態論、統語、談話の各レベルにおける変異現象を取り上げる。

【研究実施状況】

今年度は研究の最終年度にあたる。データ整備の面では、昨年からの課題となっていた韻律分析用 XML データ(CSJ コアのデータをアクセント句を単位とした新しい XML 文書として再生成したデータ)を作成し、分析に供した。これと上記と並行して過去 2 年間に蓄積してきた研究成果を国内外の各種学会で発表した。ただし当初予定していた各種変異現象の総合的分析は実施することができなかった。

これまでに研究の対象とした言語変異現象は、分節音(ガ行鼻濁音, 母音無声化), イントネーション(有核助詞のアクセント句としての独立性), 形態論(助詞の撥音化, 接続詞の分布のジャンルによる差), 談話(フィラーの分布, 接続詞中の母音の延長)の各レベルに及んだ。これらの発表物をまとめた研究成果報告書(252 ページ)を刊行した。

【研究成果】

菊池英明, 前川喜久雄. "韻律研究のための日本語話し言葉コーパス XML 文書作成," 人工知能学会研究会資料, SIG-SLUD-49, pp.3-8, 2007:03.

小磯花絵. 『日本語話し言葉コーパス』を用いた対話と独話の比較 - 統語的特徴に着目して - 『社会言語科学会第 18 回大会発表論文集』, pp. 208-211, 2006:8.

前川喜久雄, 五十嵐陽介. 「2 モーラ有核助詞の韻律上の独立性 『日本語話し言葉コーパス』の分析」, 音声研究, 10 (2), pp.33-42, 2006:8.

前川喜久雄. 「日本語発音辞書の改良」『日本語の教育から研究へ』くろしお出版, pp.119-132, 2006:11

Yasuharu Den. "Prolongation of clause-initial mono-word phrases in Japanese." *Proceedings of the International Symposium on Linguistic Patterns in Spontaneous Speech*, pp. 251-263, Taipei, 2006:11.

Kikuo Maekawa. "Analysis of Language Variation Using a Large-Scale Corpus of Spontaneous Speech", *Proceedings of the International Symposium on Linguistic Patterns in Spontaneous Speech*. pp. 15-37, Taipei, 2006:11 (INVITED).

【研究課題名】多文化共生社会に対応した言語教育政策の構築に向けた学際的研究 - 複合領域としての日本語教育政策研究の新たな展開を目指して -
(基盤研究 B)

【研究期間】平成 17 年度～平成 20 年度(2 年次)

【研究組織】代表者：野山広，分担者：石井恵理子(東京女子大学)川村尚也(大阪市立大学)佐藤郡衛(東京学芸大学)平高史也(慶應大学)松本茂(東海大学)山西優二(早稲田大学)横溝紳一郎(佐賀大学)

【研究概要】

我が国の外国人登録者数は増加の一途を辿っており，多様な言語・文化背景を持った幅広い年齢層の人が，地域住民として生活している。こうした人々が共存する社会を多文化共生社会とするならば，外国人定住者の需要に応じた言語教育政策の構築や具体的な施策の展開が期待される。本研究は，こうした背景を踏まえつつ，以下の3つを目標として行っている。

- (1) 多文化共生社会に対応した言語教育政策の構築に向けた基礎資料を提供すること
- (2) 学際的な観点からの政策研究を試み，成果を報告することによって，複合領域としての日本語教育政策研究(日本語教育学の制度研究)の新たな展開に貢献すること
- (3) 政策研究の重要性について喚起するとともに，認識の深化を促す役割を果たすこと(学術的・社会的有用性)

人の流動化が進む中，社会状況の変化に応じた受入れ体制の充実・改革に向けた，総合的で学際的な言語教育政策研究や政策の立案がますます必要となってきた。本研究グループの場合，分担者や協力者の持つ多様な専門背景を生かしながら学際的研究を行うことで，複合領域としての日本語教育政策研究の新たな展開へ向けた，学術的な貢献が期待される。また，先行(モデル)地域の実践事例を分析することで，喫緊の課題として想定される，外国人住民に対する第二言語としての日本語教育の支援方策や，関連した人材(教員やコーディネータなど)の育成・研修プログラムの充実に有用な基礎資料の提供が期待される。

【研究実施状況】

国内の地域(東京都武蔵野市，静岡県浜松市，北海道札幌市など)の訪問調査や，縦断調査(秋田県能代市)を継続しつつ，群馬県(太田市・大泉町)，秋田県，長野県，島根県等の言語サービスに関する調査や，海外(スウェーデン，オーストラリアなど)の言語教育政策・施策の展開の中で，特に母語，継承語教育の実態に関する調査等を行った。

【研究成果】

論文：野山広(2006)「多文化共生社会に対応した言語の教育と政策 - 『何で日本語やるの?』という観点から - 」大津由紀雄編著『日本の英語教育に必要なこと - 小学校英語と英語教育政策』慶應大学出版会，pp.152-170.

著書：河原俊昭・野山広編著(2007)『外国人住民への言語サービス - 地域社会・自治体は多言語社会をどう迎えるか』明石書店(野山及び科研協力者の論文が掲載されている。)

発表：野山広(2006，11)「日本の地域社会における外国人住民に対する言語政策の展開」韓国社会言語学会・国立国語院共催国際シンポジウム予稿集(招聘講演)，pp.135-144.，他に2006年度日本語教育学会春季大会予稿集：「言語学習環境の整備と自主学習能力の育成」パネルセッション「多言語環境下にある子どもの『学習能力』」，pp.273-284.所収など

【研究課題名】**地理情報システムに基づく言語地理学の再構築（基盤研究B）**

【研究期間】平成 18 年度～平成 21 年度（1 年次）

【研究組織】代表者：大西拓一郎

分担者：中井精一（富山大学），大西宏治（富山大学），
鳥谷善史（天理大学），松丸真大（大阪大学）

【研究概要】

本研究は，方言情報を地理情報システム(Geographical Information System: GIS)に組み込むことにより，諸種の地理情報と方言分布を総合的に分析する方法を構築し，言語地理学を新たな方向に展開させることを目的とするものである。

従来の言語地理学は，言語外の地理情報との比較の困難さもあって，言語中心の分析に止まり，分布領域間の配列関係のみに焦点化した相対的歴史研究にとどまるくらいがあった。言語内外の情報を総合的に扱う GIS をベースにするなら，位置的配列のみの狭いモデルの世界を脱し，様々な地理情報との関わりの中で方言分布を扱う世界に大きく羽ばたくことができる。手順の上でも，客観的かつきめ細かな地理的扱いを導入することで，従来の主観に依存した配列関係の把握から，追試可能な研究に性質を移行させることができる。本研究は，このようにして，言語地理学を従来なかった方向に新しくかつ大きく発展させることを目指す。

【研究実施状況】

初年度にあたる本年度(H18 年度)は，研究全体の基盤形成を中心に研究を進めた。

- (1)研究打ち合わせ a.新しい言語地理学の方向性の確認，b.GIS に関する基礎的知識の獲得，c.GIS の導入方法の検討，d.GIS 利用上の問題点の洗い出しと対策を討議した。
- (2)方言データの作成・収集 言語内情報に関して，a.方言データの地理情報化に着手するとともに，b.新規方言データの調査・収集を検討した。
- (3)言語外地理情報の獲得 言語外地理情報の獲得に関して，情報の整理を行った。
- (4)関連プログラムの開発 a.インターフェースの開発と b.地理座標フォーマットの統一を検討した。
- (5)分析 方言地理情報と言語外地理情報のオーバーレイ(重ね合わせ)や言語外情報に基づくバッファリング(重複距離面積等の解析)を中心に分析を進め，利用に有効な情報の選択などを考察した。
- (6)成果報告 学会・各種研究会・研究集会等で分析結果を報告し，GIS を基盤とした言語地理学の有効性のアピールを開始した。
- (7)知見の共有化 得られる知見を共有化するために，a.代表・分担者間の ML を開設し，b.HP の作成を検討した。

【研究成果】

大西拓一郎，「言語地理学の再起動」，『日本のフィールド言語学』（桂書房），pp.80-93，(2006.05)

大西拓一郎，「『方言文法全国地図』の意義と方言分布研究のこれから」，『言語』，35 巻 12 号，pp.20-27，(2006.12)

大西拓一郎「日本の言語地理学 地図作成と分析の展開」『第 2 回東アジア方言学国際学術大会(韓国釜山，慶星大学校)』原稿集，pp.90-98，(2006.11)

**【研究課題名】対照研究の成果を生かした中国語母語話者向け日本語文法教材の
開発（基盤研究C）**

【研究期間】平成15年度～平成18年度（4年次）

【研究組織】代表者：井上優

研究分担者：張 麟声（大阪府立大学）、森山 卓郎（京都教育大学）

【研究概要】

本研究では、日中両言語の対照研究の知見に基づいて、中国語を母語とする日本語学習者に対する日本語教育に役立つ文法教材を開発する。

具体的には、テキストにおける結束性、テンス・アスペクト、モダリティに関して、日本語と中国語との対照を行い、その結果を学習者に効果的に提示するための方策について、日中対照研究、日本語教育研究の蓄積をふまえながら検討し、最終的に学習者向けの文法学習のための教材を作成する。

【研究実施状況】

平成18年度は、これまでの研究成果を発表することに重点を置いた。

（1）論文

- ・井上 優「日本語研究・中国語研究と日中対照研究」（日中言語対照研究会編『日中言語対照研究論集』第9号（2007年4月）に掲載予定）
- ・張 麟声「言語教育研究のための対照研究について - 日本国内の事例を中心に -」（『言語文化学研究 言語情報編』第2号，大阪府立大学人間社会研究科言語文化学専攻，平成19年3月）
- ・張 麟声「言語教育のための対照研究について」（日中言語対照研究会編『日中言語対照研究論集』第9号（2007年4月）に掲載予定）
- ・森山 卓郎「談話におけるエコー表現 相手の発話を受ける「ね」「ねえ」「か」を中心に」（串田秀也・定延利之・伝康晴（編）『文と発話 第2巻 「単位」としての文と発話』（ひつじ書房，2007年）に掲載予定）

（2）口頭発表

- ・井上 優「事象の個別具体性と言語表現の具象性」（2006'清華大学日本語文化国際シンポジウム口頭発表，平成18年5月28日，清華大学）
- ・井上 優「待機状態設定を表すシテイルについて」（2006'北京大学日本学研究国際シンポジウム口頭発表，平成18年10月22日，北京大学）
- ・井上 優「個別言語研究と対照研究」（日中対照言語学会第15回大会，シンポジウム「日中対照研究の方法」，2006年6月4日，大東文化会館）
- ・張 麟声「習得研究時代の対照言語学のあるべき姿について」（2006'清華大学日本語文化国際フォーラム口頭発表，平成18年5月28日，清華大学）
- ・張 麟声「言語教育のための対照研究について」（日中対照言語学会第15回大会，シンポジウム「日中対照研究の方法」，2006年6月4日，大東文化会館）

【研究成果】

上記の研究を含め，4年間に行った研究の成果を報告書にまとめた。

**【研究課題名】電子政府 6 万字種データベースに準拠した海外日本語研究者向け
Web 漢字辞書の作成（基盤研究 C）**

【研究期間】平成 16 年度～平成 18 年度（3 年次）

【研究組織】代表者：横山詔一

分担者：柳澤好昭，米田純子（いずれも国立国語研究所）

【研究概要】

日本語環境を持たない海外のインターネット閲覧ソフトウェア（ブラウザ）でも、現地の日本語研究者が高品質な漢字データベースを利用できるようにする情報基盤について研究を行った。具体的には、総務省・法務省・経済産業省などの電子政府事業（行政情報化）で利用されている 6 万字種漢字データベース（以下、「電子政府 6 万字種漢字データベース」という）を参考にしながら、Web 漢字辞書を開発するための基礎研究を進めた。その成果は、国内の学術研究集会のほか、カナダのヴィクトリア大学で開催された日本語研究者、日本語教育研究者、日本文化研究者などを対象とした学術研究集会においても報告された。

（学術的・社会的有用性）

国立国語研究所は、2002 年秋から、電子政府の行政情報処理で利用可能な文字情報基盤の整備を進めてきた。このプロジェクトの射程には、6 万字種を収録した漢字情報データベースの構築や、そこに搭載する平成明朝体電子文字のデザインなどが含まれるため、情報処理学会並びに日本規格協会と国立国語研究所が 3 者連合体を結成し、作業に取り組んでいる。

この電子政府 6 万字種漢字データベースは、学術的にも、極めて有用な資源である。なぜなら、データベースに収録した漢字情報は、本研究の協力者（高田智和・国立国語研究所）が中心になっての整理・体系化を行ったもので、その情報は、住民基本台帳や戸籍の行政情報処理の実務で扱われている人名・地名等の固有名詞についての学術的な文字同定の成果に立脚する。量（6 万字種）のみならず質の面でも価値の高い独創的な資料と言える。この資料に基づいて開発される本研究の Web 漢字辞書は、現代日本で実際に流通している漢字群の実態を反映しているという点で行政文書処理などの実務にも応用可能である。

【研究実施状況】

平成 18 年度は、これまでの研究成果を総括して報告書にまとめた。あわせて、新たな成果についての発表を国内の学会などで行った。さらに、「異体字 263 ペア一覧表」の PDF ファイルを作成し、台湾の日本語研究者からも直接意見を得た。これは、GIF による字形表示のため、文字コードの相違によらず、海外でも確実に当該の字体が表示できるよう工夫されている。

【研究成果】

横山詔一・高田智和・米田純子（2006）. 「東京山の手と葛飾・葛西における文字生活の地域差」『人文科学とコンピュータシンポジウム論文集』, 379-386, 情報処理学会

**【研究課題名】日本語教育における協働志向の実践研究に関する調査研究
- 実態調査と方法論の検討 - (基盤研究C)**

【研究期間】平成 16 年度～平成 18 年度(3 年次)

【研究組織】代表者：金田智子

分担者：石井恵理子(東京女子大学) 文野峯子(人間環境大学)

協力者：木谷直之(国際交流基金日本語国際センター)

吉本恵子(文化外国語専門学校)

築島史恵(国際交流基金日本語国際センター)

【研究概要】

近年の日本語教育で急速に応用が進められている「協働を志向する教育実践」に注目し、学習者、教師、協力者といった「ヒト」、コンピューターをはじめとする「モノ」が織り成す重層的な相互交渉を分析・研究するための手段について、文献収集による実態把握と、研究者自身による実践研究を通して検討する。

「協働」をうたう実践は、現在あらゆる現場で行われているが、協働的活動の中で実際に学習者がどのようなやりとりをし、どう学習を進めているのか、ということに関する調査研究は十分にはなされておらず、その方法論も確立していない。また、既存の授業分析技法は、一斉授業を分析するには適しているが、協働的な授業の実態を把握するには不十分な点が多い。

教室活動の分析方法を概観し、同時に、学習者や教師、教材が複雑に交流する実践の分析方法を新たに開発することは、実践研究の発展につながるものである。また、実態把握によって、「協働」の意味を検討し直すきっかけにもなると考える。

本研究では、(1)学習者間の協働、(2)学習者、教師、協力者、モノの協働、(3)実践研究者(現場教師)と実践研究支援者(他の教師、研究者)を観点に、教育実践及び実践研究の現状を明らかにする。同時に、協働的な教育実践を研究するための方法論を検討し、今後の授業研究、言語教育研究、教師教育に応用可能な新たな方法の提案を目指す。

【研究実施状況】

協働志向の教育実践・実践研究のデータベースを完成し、「協働」の参加者、授業分析手法を観点に、傾向分析を行った。

また、協働を目指した授業の記録を、実践研究者と実践研究支援者が協働的に分析した。記録した授業は全6回であり、文字化後、FOCUSを用いてコーディングし、質的な分析を行った。同時に、授業観察後になされた、実践研究者と実践研究支援者とのやりとりも記録し、同様の手法で分析を行い、どういった「協働」が両者の間に繰り広げられているか、実態把握を行った。

【研究成果】

協働志向の教育実践・実践研究のデータベース(全200件)を完成した。研究報告書は、平成19年度に刊行予定である。

【研究課題名】医療における専門家と非専門家のコミュニケーションの適切化のための社会言語学的研究（基盤研究C）

【研究期間】平成 17 年度～平成 18 年度（2 年次）

【研究組織】代表者：吉岡泰夫

分担者：相澤正夫，朝日祥之，早野恵子（熊本大学），宇佐美まゆみ（東京外国語大学）

【研究概要】

この研究は、医療の専門家である医師と、非専門家である患者・家族のコミュニケーションに関わる言語問題を社会言語学的調査に基づいて解明し、医療現場のコミュニケーションを適切化するための基礎データを提供することを目的とする。次の研究課題を達成する。医療面接の談話分析に基づいて、医療コミュニケーションの適切化に貢献するポライトネス・ストラテジー、コミュニケーション・スキルを明らかにする。医療場面で使われる専門用語、外来語、略語について、調査を実施し、分かりにくい医学・医療用語を社会言語学の観点から分析する。医師と患者・家族間の信頼関係を築くコミュニケーションの工夫、患者・家族に分かりやすく伝える言葉遣いの工夫を提案する。

学術的有用性は、公共の福祉に関わる分野の言語問題を社会問題と関連付けて把握し、問題の軽減・解決と福祉の充実に裨益する社会言語学的研究を開拓することにある。

社会的有用性は、医師と患者・家族間のコミュニケーションの適切化や、医学・医療用語の使い方の工夫など、社会的要請度が高い問題の軽減・解決策の検討に資する科学的データを提供することにある。

【研究実施状況】

平成 18 年度は、医師を対象に Web 調査、患者医師双方を対象に面接調査を実施し、調査結果を踏まえた Web 討論を開催した。また、医療面接の談話を収録・分析した。

【研究成果】

吉岡泰夫・相澤正夫・朝日祥之（2007）「医療コミュニケーション適切化のための医学・医療用語の課題 世論調査に見る国民の期待とそれに応える医師の工夫」『日本語科学』21, pp.23-41.

吉岡泰夫・早野恵子・相澤正夫・朝日祥之・宇佐美まゆみ（2007）『医療における専門家と非専門家のコミュニケーションの適切化のための社会言語学的研究』（科研費研究成果報告書），pp.1-163.

早野恵子（2006）「医療コミュニケーション」「医療面接」『クリクラナビ基本的臨床能力学習ガイド』（金原出版），pp.15-22, pp.86-94.

吉岡泰夫・早野恵子（2006）『患者とのコミュニケーションに関する調査報告書』,pp.1-26.

早野恵子（2006）「患者・家族の不安や迷いに目を向け解決策を考える」『日米比較に学ぶ「国民主役」医療への道』（日本医療企画）pp.190-198.

早野恵子（2006）「患者さんに対するマナー」『研修医通信』11, pp.10-11.

吉岡泰夫（2006）「医療面接にふさわしい敬語の効果的な使い方」『JAMIC JOURNAL』26-8, pp.48-49.

吉岡泰夫（2006）「言葉による医療コミュニケーション」『医療コミュニケーションとインフォメーションマネジメント』（日本看護協会出版会），pp.14-21.

**【研究課題名】日本語学習者の書き言葉に関する対照言語学的・文章論的研究
(基盤研究C)**

【研究期間】平成 17 年度～平成 18 年度(2 年次)

【研究組織】代表者：宇佐美洋

分担者：石黒圭(一橋大), 田中真理(電気通信大), 由井紀久子(京都外国語大), 井上優(国立国語研究所)

協力者：ボイクマン総子(筑波大), 鎌水兼貴(国立国語研究所)

【研究概要】

本研究は、「日本語学習者による日本語作文と、その母語訳との対訳データベース」に収録されている各種データを用い、

- ・ 「日本語学習者の書き言葉」が、どのような文章論的特徴を備えているのか
- ・ それらの特徴に対し、日本語母語話者(日本語教師もそうでない人々も含む)はどのような反応を示すのか(どういうところをわかりにくい、またはおかしいと感じるのか)、また、どういう観点で学習者の書き言葉を読もうとするのか。
- ・ 日本語の作文と母語訳データとを比較対照したとき、学習者の書き言葉の文章論的特徴は対照言語学的観点からはどのように説明されうるのか

ということを明らかにすることを試みた。あわせて、今後「学習者の書き言葉」に対するさまざまな研究を可能にするため、学習者の日本語作文に対する「評価意識」のデータを、「作文対訳データベース」のなかに組み込み、活用するための方法について考察し、今後の研究のための基盤整備を行った。

【研究実施状況】

研究第 1 年次には、大量の評定者に大量の作文に対する評定を依頼することで、量的に評価意識の実態を探った。一方こうした調査のほか、インタビューなどの質的調査法により、個々の作文に対し、個々の評定者が実際にどういう観点から評価をおこなっているかということについて調べる必要もあると考え、以下のような調査を遂行した。

- 1) 06 年度の評定調査において、とくに評点のばらつきが大きかった作文の中から 20 編を選択し、それを日本語一般母語話者 20 名に読んでもらい、その作文の「総合評価」を 5 段階で点数化してもらった。さらに、その作文に対するコメントも書いてもらった。
- 2) すべての作文を読み終わった評定者を別室に呼び、個々の作文に対して評点を与える際、どのような点に注意を払ったか、なぜそういう評点をつけたか、などということについてインタビューによる調査を行い、その内容の分析を行った。

【研究成果】

- ・ 評定結果の量的・質的分析により、「評価がばらつきやすい文章の特徴」を指摘するとともに、それぞれの評価の背後にどのような「評価観」が存在しているのかを、主としてインタビューによって明らかにした。
- ・ 学習者作文に対する添削・評定結果を、XML によって集計する手法を考案し、「評価意識」を量的に扱っていくための道を開いた。
- ・ 上記の研究成果をまとめた報告書を刊行した。

【研究課題名】三者面接調査における回答者間相互作用のバリエーションに関する研究（基盤研究C）

【研究期間】平成 18 年度～平成 20 年度（1 年次）

【研究組織】代表者：熊谷智子

分担者：木谷直之（国際交流基金日本語国際センター）、三井はるみ

【研究概要】

本研究では、三者面接調査（調査者 1 名に対して回答者 2 名の面接調査）の談話データを分析して、参加者行動、特に回答者間に見られる相互作用の種類および談話における働きを明らかにし、同時に、相互作用パターンの地域差について新たな知見を得ることを目的とする。また、特定の談話目的を持ち、話者間の一定の役割関係を前提とするほかの種類の話（教室談話など）にも応用可能な分析の枠組みを得ることも目指す。

この研究によって、以下のことが期待できる。

- ・三者面接調査における回答者間相互作用に関する知見の拡充と深化
- ・親疎関係が相互作用に与える影響に関する知見の獲得
- ・言語行動・対人行動の地域差に関する知見の獲得
- ・他の種類の制度的談話にも応用可能な分析観点の提示

研究計画は、以下のとおり。

- ・文献の収集・検討を通して、調査・分析方法の立案を行う。
- ・三者面接調査を行い、秋田・東京・大阪の三地域で談話データを収集する。
- ・データの文字化・分析を行い、考察結果を随時、学会・研究会で発表する。そこでの議論は以降の分析・考察への参考とする。

【研究実施状況】

平成 18 年度は、調査・分析方法の立案を行い、面接調査談話の収集を行った。調査談話データの収集は、各地域について 12 件（友人および初対面、男女各 3 ペア）を目標数としている。秋田についてはデータ収集を完了し、東京では 1/3、大阪では 1/2 と、18 年度の目標（全体の 1/2 のデータを収集）を達成した。収集したデータは録音を文字化し、分析用資料として順次整備を進めている。整備のすんだデータについては、録画データと合わせて分析を行い、回答者間の相互作用の種類、対人行動のパターンなどに関する考察を行っている。

【研究成果】

平成 18 年度の研究において収集したデータをもとに、以下の口頭発表を行った。

- ・木谷直之・熊谷智子（2007）「三者面接調査における初対面回答者の参与行動」『社会言語学会第 19 回発表論文集』pp.98-101
- ・熊谷智子（2007）「言語行動と「属性」」（シンポジウム：社会言語学における「人の社会的属性」の扱いを問い直す）『社会言語学会第 19 回発表論文集』pp.366-368

**【研究課題名】方言談話データベースを活用した表現法の変化に関する研究
(基盤研究C)**

【研究期間】平成 18 年度～平成 20 年度(1 年次)

【研究組織】代表者：井上文子

分担者：熊谷康雄，熊谷智子，三井はるみ，井上優

【研究概要】

同一地域における複数の世代の方言談話を比較・対照し，方言談話に見られる表現法の変容の実態と，地域間の変化の過程の相違について考察することを目的とする。

国立国語研究所におけるプロジェクト「日本語に関する蓄積資料の整備」の一環として蓄積してきた方言談話資料を基礎データとし，これらと比較するために，同一地域で，新規に，高年層と若年層の談話を収録する。蓄積・収録した方言談話は，言語データベースとして整備し，公開する計画である。

従来扱われることが少なかった間投表現，感動表現，呼びかけ表現，応答表現などを中心に，話しことばである方言談話に特徴的な表現に焦点をあて，各地域・各世代の談話に現れる表現法について，記述・分析を行う。

方言談話の世代間比較，地域間比較をすることによって，各地域の表現法の経年的変化と，その変化の方向性を探る。また，方言談話の地域的特性を明らかにすることも意図している。

【研究実施状況】

平成 18 年度は，『全国方言談話データベース』の調査地点の中から，新規に談話を収録する地点として，秋田県湯沢市角間を選定し，高年層(70 歳代)4 名の談話，若年層(20 歳代)2 名の談話をそれぞれ 90 分程度収録した。あわせて，談話データを分析する際には非言語行動の重要性も高いため，会話の場面も録画した。

収録した音声・画像をもとに，談話を文字化し，共通語訳をつけ，高年層・若年層の方言談話資料をそれぞれ作成した。これらの言語データは，効率的に検索・加工が行えるよう，また，資料の劣化が生じないように，電子データとしている。

基礎データとした『全国方言談話データベース』には，昭和 52 年に収録された秋田県湯沢市角間における明治 31～42 年出生の話者の談話が含まれている。この方言談話に現れた表現法の記述と比較しながら，新規に収録した高年層談話・若年層談話に現れる間投表現などの表現法の特徴について，記述・比較・分析を継続している。「見かけの時間による変化」ではあるが，同一地点における三つの世代(約 30～50 年間隔)の談話の比較を行うことによって，当該地域の経年的な変化の過程を探ることが可能である。

また，今後は，他地域の方言談話も収録して，比較を行い，地域差の観点からも記述・分析を実施する。

【研究成果】

- (1) 秋田県湯沢市角間における高年層談話資料
(談話音声，談話映像，文字化，共通語訳)
- (2) 秋田県湯沢市角間における若年層談話資料
(談話音声，談話映像，文字化，共通語訳)

【研究課題名】コーパス言語学の方法に基づく言文一致現象の解析（基盤研究C）

【研究期間】平成18年度～平成19年度（1年次）

【研究組織】代表者：田中牧郎

分担者：小木曾智信，近藤明日子，岡島昭浩（大阪大学），岡部嘉幸（千葉大学）

【研究概要】

コーパス言語学の方法を日本語史研究に導入することを通して，日本語史研究に新しい展開をもたらし，この分野の研究を活性化することを大きな目的とする。具体的材料としては，明治後期から大正期にかけて進んだ「言文一致」という出来事を扱い，関連する言語現象をコーパス言語学の方法によって，精密かつ見通しよく記述することを通して，上の目的を実現する。

また，研究代表者・研究分担者らがこれまでに開発したコーパスやコーパス分析ツールの活用事例を豊富に提供し，コーパス言語学の方法の普及を図る。

【研究実施状況】

言文一致に関わる言語現象のうち，コーパスを活用して記述することで，新たな研究の視野が拓けると想定されるものとして，二字漢語，時の助動詞，人称代名詞の三つを取り上げ，『太陽コーパス』を用いた分析を行った。それぞれ，言文一致の確立と並行して進んだと考えられる，語彙体系の更新，テンス体系の更新，待遇表現体系の更新，を新たな視点で記述するのに，有効な材料であると位置づけることができるものである。このうち，については【研究成果】aおよびb，については同じくcとして，成果を発表した。についても論文を投稿中である。

また，コーパス分析ツールとして，近代語テキスト向け形態素解析用辞書の開発と，XML文書への付箋タグ埋め込みプログラムの開発を進めた。これらのツールを活用した研究を進めるとともに，ツール自体を公開できるように整備中である。

さらに，コーパスの価値を生かした言文一致研究の新しい視座を得るために，文末文字列を網羅的に抽出し，文語と口語を比較する作業を試みた。その結果，助詞・助動詞の変化の様相を記述する糸口をつかむことができた。

【研究成果】

a 田中牧郎「『努力する』の定着と『つとめる』の意味変化 『太陽コーパス』を用いて」(『日本語辞書学の構築』平成18年5月，おうふう)

b 田中牧郎「新語の普及と語彙の更新」(『言語』35-11，平成18年11月，大修館書店)

c 岡部嘉幸「雑誌『太陽』における時の助動詞について 文体と時の助動詞について」(近代語学会発表，平成18年12月)

**【研究課題名】日本語教育場面における社会的相互作用と学習の関係性の解明
(基盤研究C)**

【研究期間】平成 18 年度～平成 20 年度(1 年次)

【研究組織】代表者：杉本 明子

【研究概要】

本研究は、日本語教育活動における教師と学習者、学習者同士の社会的相互作用の言語的・非言語的特徴、認知過程、言語学習の関係性について、心理学的実験法や会話分析の手法等を用いて実証的に解明するとともに、社会的相互作用を分析するための新たな研究方法を開発することを目指す。

具体的な目的は、次の通りである。

1. 日本語教育活動における、教師と学習者、学習者同士の相互作用過程を、会話分析の手法を用いて、話者交替、修正、談話構造、参加構造、言語形式、意図等の観点から詳細に明らかにする。
2. どのような社会的相互作用が日本語習得を促進するのかを解明するために、学習が成功する場合と失敗する場合の言語的・行動的特徴の違いについて定性的・定量的分析を行うことにより明らかにする。
3. 他者との相互作用過程において学習者はどのように知識を再構築していくのかを詳細に分析することにより、日本語学習のメカニズム解明の手がかりを得る。

【研究実施状況】

本年度は、次の活動をおこなった。

1. 関連文献・資料の収集及びデータベース化：
心理学、言語学、社会学、第2言語習得、日本語教育等の分野におけるコミュニケーション、及び、学習と社会的相互作用に関する文献を収集し、データベースを作成した。
2. 社会的相互作用分析のための方法論の検討：
作成したデータベースを利用して、先行研究における社会的相互作用の研究方法を検討するとともに、研究代表者がこれまでに収集した談話データ等を対象として、先行研究に見られる特徴的な研究方法を用いて実際に分析を試みた。
3. 社会的相互作用と学習に関する予備的観察の実施：
小・中学校の授業を観察し、ビデオ及びフィールド・ノートによる記録を行った。
相互作用においてどのような言語的・行動的特徴が学習の成功に寄与するのか、相互作用過程において学習者はどのように知識を再構成していくのかという観点から、収集したデータを分析した。

【研究成果】

杉本明子 (2006a). 「電子メールによる意見交換を導入した外国語教育実践 - 相互作用過程とメール文の変化の分析 - 『日本教育工学会論文誌』第 30 巻第 2 号, pp. 79-92.

杉本明子 (2006b). 「量的分析と質的分析から見えてくるもの:(1) 自然会話の構造に関する研究と(2) 外国語学習における文章の変化と相互作用過程に関する研究を例として 『日本教育心理学会第 48 回総会発表論文集』(日本教育心理学会), pp. S36-S37.

【研究課題名】加齢による社会活動の変化にともなう言語使用の変化に関する研究（萌芽研究）

【研究期間】平成 18 年度～平 20 年度（1 年次）

【研究組織】代表者：尾崎喜光

分担者：村中淑子（姫路獨協大学）

協力者：大鐘秀峰（北海道日高高等学校）

【研究概要】

言葉の変化と言った場合，社会全体としての変化が想起されることが多く，その面からの研究の蓄積は多い。しかしその一方で，加齢に伴う個人の内部での言語変化も考えられる。幼児期からそれ以降にかけての変化や，敬語使用を中心とする学生時代から社会人への変化については，これまでも多くの研究がなされてきた。しかし，青年期以降の敬語以外の面での加齢変化もありそうだ。この点については徐々に研究が進んできているが，まだ十分ではない。そこで本研究では，そもそもどのような表現に加齢変化が見られるかを広く探索するとともに，加齢変化が見られる原因について，特に社会活動の変化に注目しつつ，インタビューやアンケートにより明らかにする。加齢変化の研究はほとんど未開拓であるため，研究領域の開拓という点で学術的な貢献ができる。

【研究実施状況】

7 月上旬に研究チームで行なった検討会の結果を受けて，9 月上旬に札幌市で，12 月上旬に姫路市で，主として地元の成人を対象とするインタビューを実施した。インタビューの内容は，若年層の頃（主として中学生・高校生）と比べ現在の自分の言葉で変化したところはないか，変化があった場合いつ頃，どんなきっかけで，なぜその言葉を使い始めたか等を中心に，基本的に 2～3 人のグループ単位で自由談話に近い形で行なった。インタビューは全体を録音し，事後に概要をアルバイタに文字化させ，分析のための備えとした。インタビューできた人数は計 28 人（16 グループ）であった（札幌 12 人 = 7 グループ，姫路 16 人 = 9 グループ）。

インタビューの結果，加齢変化がいろいろな人に共通して見られる可能性が考えられる表現については，量的側面から安定した情報を得るため，札幌と姫路の若年層（主として卒業年次の専門学校生・大学生）を対象とするアンケート調査を実施した。中高年層で使う者が少なからずいることの確認も必要だが，若年層で使う者が少ないということの把握も本研究課題では必須だと考えたからである。回答者のうち有志については，卒業後社会人となってからインタビューを行ない，学生時代との異同を確認することとした（2 年次以降に実施）。また，回答者の一部については，回答者を通じて両親に回答を依頼し，現在と中高生時代とを比較する形でのアンケートを行なった。意識を通じてではあるが，実時間による変化の有無を探ろうとした。アンケートの回収数は学生 943 人（札幌 516 人，姫路 427 人），親 50 人（札幌 46 人，姫路 4 人）であった。

【研究成果】

・大鐘秀峰「加齢による言葉の変化について」第 170 回北海道方言研究会（11 月）

【研究課題名】音声コーパスを用いた対話と独話の比較

- 韻律的・統語的特徴に着目して -

(若手研究B)

【研究期間】平成 17 年度～平成 18 年度(2 年次)

【研究組織】代表者：小磯花絵

【研究概要】

本研究の目的は、『日本語話し言葉コーパス』に基いて対話と独話の比較を行ない、両者の類似点・相異点を定量的に解明することである。具体的には以下の3つを目指す。

(1)韻律的・統語的特徴などに着目して分析を行ない、対話と独話の発話スタイルの類似点・相異点を多角的に解明する、(2)類似点・相異点の傾向が一般的な性質を有するか個人的な傾向に留まるかを解明する、(3)相異点に着目しその原因を探る。

対話と独話では必ずしも同じ発話スタイルがとられるわけではない。それゆえ両者の類似点・相違点の解明は、話し言葉の教育に対し資することが期待できる。また話し言葉の研究では、対話が独話のいずれか一方を対象に分析することが多い。そのため、観察された現象が話し言葉一般に見られるものなのか、それとも対話ないし独話に特徴的に見られるものなのかある程度把握できるような比較資料を提供することにより、観察された現象の考察の幅が格段に広がることを期待できる。

【研究実施状況】

対話と独話の違いを明らかにするために、主に統語特徴によって定義される文単位と、韻律特徴を取り上げ、対話と独話の比較を行なった。その結果、両者の発話スタイルの違いとして次のことが明らかになった。(1)対話では少数の節によって構成される短い文が多い、(2)改まり度の低い場面での独話は、明示的な文末表現を置かずに複数の節をつなげた長い文が発話されることが少なからずある、(3)ただし文の終わりらしさの度合いの強い音調や文末に相当する強い韻律境界が他より多く見られる。つまり頻繁に統語的に文末表現を置かないで発話する場合、そのかわりに韻律によって文末に相当する強い意味上の区切りが置かれやすい、(4)改まり度の高い場面の独話は、対話と同様、極端に長い文はあまり発話されず、また韻律によって文末に相当する区切りを置く話し方も頻繁には選択されない。(1),(4)については分析対象とした6名の話者に共通して見られたが、(2),(3)については約半数の話者にのみ見られた。この結果は統語特徴のかわりに韻律特徴で区切りを置く話し方を頻繁に用いるか否かには個人差があることを意味する。またこの種の話し方をする話者であっても、改まり度の高い場面では抑制されることから、この話し方はくだけた印象を聞き手に与えることが考えられる。

【研究成果】

小磯花絵(2006)『日本語話し言葉コーパス』を用いた対話と独話の比較 - 統語的特徴に着目して - 、『社会言語科学会第 18 回大会発表論文集』 pp. 208-211.

【研究課題名】現代日本語の話し言葉に現れる「言い直し表現」の体系化に関する研究（若手研究B）

【研究期間】平成17年度～平成18度（2年次）

【研究組織】代表者：丸山岳彦

【研究概要】

本研究では、話し言葉の言語学的研究の一環として、言い直し表現を大量に収集し、その機能的類型の体系化と使用頻度等の実態調査を行うことを目的とする。

具体的には、(1) 言い直し表現は、形態的および機能的な観点からどのように体系化できるか、および、(2) 実際の話し言葉では、どのような種類の言い直し表現がどのくらいの頻度で現れるか、という2点を明らかにする。分析対象として、『日本語話し言葉コーパス』の「コア」に含まれる独話177講演を使用する。

【研究実施状況】

昨年度に引き続き、自発的な話し言葉に現れる「言い直し表現」の収集と、機能的分類および体系化の検討を進めた。

『日本語話し言葉コーパス』に含まれる自発音声177講演（約50万語分）を観察し、5,935例の言い直し表現を人手で認定した。これらの言い直し表現について、形態的・機能的な観点から分析を行い、「発音エラーに伴う言い直し」「単純な繰り返し」「語彙的な誤りに伴う言い直し」「情報不足に伴う言い直し」「別表現への言い換え」という5つに分類した。これらの分類を、言い直し表現の機能的な類型として体系化した。

177講演中に現れる各類型の分布を検討したところ、各類型の言い直し表現は、発話場面の違いによらずほぼ一定して出現することが確かめられた。さらに、各講演の「スタイル」「自発性」「緊張度」などの言語外要因や、「講演の得手・不得手」という講演者の意識が、言い直し表現の出現傾向にどのように影響を与えるかについて分析を行った。その結果、スタイルが低い講演・自発性が高い講演・話者が緊張している講演において、言い直し表現が高い割合で出現していることなどが確かめられた。

【研究成果】

以下の学会および国際ワークショップにおいて、研究成果を発表した。

- 丸山岳彦・佐野真一郎（2006）『日本語話し言葉コーパス』に基づく言い直し表現の機能的分析。『日本語文法学会 第7回大会発表予稿集』，195-202。日本語文法学会。（2006年10月，神戸大学）
- Maruyama, Takehiko and Shin'ichiro Sano (2006) "Classification and Annotation of Self-Repairs in Japanese Spontaneous Monologues", *LPSS - Linguistic Patterns in Spontaneous Speech*, 283-298. (November 2006, Academia Sinica, Taipei)
- 丸山岳彦・佐野真一郎（2007）「自発的な話し言葉に現れる言い直し表現の機能的分析」。『言語処理学会 第13回年次大会 発表論文集』，1026-1029。言語処理学会。（2007年3月，龍谷大学）

【研究課題名】国語辞典における多義語の意味レベルの使用実態と意味構造の解析（若手研究B）

【研究期間】平成 17 年度～平成 19 年度（2 年次）

【研究組織】代表者：柏野和佳子

【研究概要】

市販の国語辞典や、『岩波国語辞典』第 5 版（岩波書店）による意味タグを付与した、初の大規模なデータベース（『毎日新聞記事テキストデータベース』（3000 記事）、『岩波国語辞典第 5 版テキストデータベース』）を用いて、多義語の実態調査と意味構造の分析を行う。それによって、多義語の意味レベルでの使用実態を明らかにし、多義語の意味構造を解明することを目指す。

対象語を広くとり、実際の用例分析に基づいて多義語を分析することによって、国語学や言語学ばかりでなく、日本語処理研究においても重要な知見が得られると考えられる。現在、情報検索や情報抽出などにおいて、実用性の高い処理を行う上で語の多義性が大きな支障になっており、多義性を解消して意味を特定するための手法の研究が進められてきている。その効果的な手法を探るためにも多義語の実態解明が必要である。

【研究実施状況】

- (1) 動詞 100 語，形容詞 24 語，名詞 22 語について，市販の国語辞典の記述を比較した。『岩波国語辞典』第六版（岩波書店），『新明解国語辞典』第六版（三省堂），『新選国語辞典』第八版（小学館），『明鏡国語辞典』（大修館書店），以上 4 冊を用いた。本年度は，特に，動詞 100 語の多義語の辞典間の意味区分の認定と構造化における観点の差異を分析した。まず，各記述に対し，「階層」や「区分最大値」を求め，『明鏡』の「区分最大値」の多さや，『岩国』のまとめあげる階層化を定量的に確認した。次に，《得る》や《進む》などを中心に，積義と用例を個別に比較し，区分の認定，用例の分類，比喩の扱い等において実際に生じている記述の差異を明確にしていった。
- (3) 『岩波国語辞典』の編者である水谷静夫氏に，辞書編纂法についての聞き書き調査を行っていたものを，文部科学省科学研究費特定領域研究「日本語コーパス」辞書編集班の研究分担者丸山直子氏に引き継ぎ，共に，成果報告書としてまとめた。

【研究成果】

東京女子大学 mog の会研究会において，7 月と 11 月に口頭発表したほか，下記の成果報告を行った。

柏野和佳子「国語辞典における多義語の意味区分の比較」『人工知能学会第 2 種研究会 ことば工学研究会資料』SIG-LSE-A601-4, p.37-43, 2006 年 8 月

柏野和佳子「国語辞典における多義語の意味記述の比較」『言語処理学会第 13 回年次大会発表論文集』，p.863-866, 2007 年 3 月

（編集）特定領域研究「日本語コーパス」平成 18 年度研究成果報告書『辞書編纂談義 水谷静夫先生が語る』（全 96 ページ），2007 年 3 月

【研究課題名】サハリンに残存する日本語の地位に関する調査研究（若手研究B）

【研究期間】平成 17 年度～平成 19 年度（2 年次）

【研究組織】代表者：朝日祥之

【研究概要】

サハリンで使用されている日本語の地位を明らかにし、サハリンにおける日本語の位置づけを明らかにすることを目的とする。具体的には、次の3つの時代における日本語の地位に着目する。

- (1) 日本統治時代以前における日本語の地位
- (2) 日本統治時代における日本語の地位
- (3) 日本統治時代以後の日本語の地位

それぞれの時代における日本語の地位に関する情報を、文献調査、現地調査を通して収集し、客観的な記述を行う。

【研究実施状況】

面接調査：日本統治時代に日本語教育を受けたウイルトタ人やニブフ人、日本人、朝鮮人を対象にした調査を2006年11月18日から26日にかけてサハリン州・ポロナイスク市で実施した。また、日本に引き揚げてきた日本人に対する調査を北海道稚内市で2006年6月18日～21日にかけて実施した。

【研究成果】

朝日祥之（2006）「サハリンの日本語」『文化庁月報』456号

朝日祥之（2007）「北へ渡った日本語」『文部科学教育通信』167号

Asahi, Yoshiyuki. (2006) "An endangered Japanese contact variety in Sakhalin Island" 3rd Kobe-Oxford Seminar, St. Katherine College, University of Oxford, Kobe

Asahi, Yoshiyuki. (2006) "Japanese-related language contact in North: Evidence from Sakhalin Island, Russia." First Conference on Language Contact in Times of Globalization, University of Groningen, the Netherlands.

Asahi, Yoshiyuki. (2006) "Sakhalin Japanese: Past, Present and Future." A paper read at NAJS2006 (Nordic Association for the Study of Contemporary Japanese Society 2006), Helsinki Business School, Helsinki, Finland.

【研究課題名】「デジタル版山梨方言辞典」作成のための調査研究とデータ構築
(若手研究B)

【研究期間】平成17年度～平成19年度(2年次)

【研究組織】代表者：吉田雅子

【研究概要】

研究代表者がこれまで従事していた、デジタル山梨方言辞典・データベース作成と成果公開を継続し、山梨方言辞典の完成をめざして調査研究とデータ構築をおこなう。期間内に設定する研究計画は以下6点。(1)山梨方言資料860点余の一次調査と電子化、(2)同資料主要30点の詳細調査、(3)年次累積形式でのデータ公開(CD-ROMと冊子の作成)、(4)年次ごとの作業知見の報告、(5)方言の電子辞典・データベース作成方法の公開と方法の理論化、(6)未見・未入手資料の探索調査。

方言研究後進地域である山梨県地域を対象におこなわれる当該研究によって、山梨方言研究のレベルアップが望まれる。また全国規模の方言研究にとってこの地域の基礎資料作成が望まれている。本研究は、このような期待に応え、さらにデータ公開とその方法の理論化によって全国的・総合的な方言研究・言語研究にも寄与するものである。

【研究実施状況】

未見、未入手資料の探索調査のため、5日間の出張をおこなった。

収集資料の電算データ化をおこなった。データ整理に76日人を投入し、31資料・23,132項目を入力した。その結果、山梨県方言資料119点の一次調査と電子化が完了し、辞典用データ項目総数は114,540項目となった。

平成18年度中に電算化したデータを加工し、平成17年度以前に加工したデータ分と併せて『デジタル版山梨方言集2006』(CD-ROM+冊子)を作成した。

平成18年度中の作業による知見を報告書としてまとめ、のCD-ROMに収録した。

【研究成果】

吉田雅子「方言関係新刊書目」『日本方言研究会第82回研究発表会発表原稿集』pp74-84, 日本方言研究会,(2006.05)

吉田雅子「[20db]そして「デジタル版山梨方言辞典」作成のための調査研究とデータ構築」について」『山梨ことばの会会報』14 pp17-25, 山梨ことばの会,(2006.09)

吉田雅子「方言関係新刊書目」『日本方言研究会第83回研究発表会発表原稿集』pp68-77, 日本方言研究会,(2006.11)

吉田雅子「行くだらう-『方言文法全国地図』第237図-」『月刊言語』35-12(425) pp64-67, 大修館書店,(2006.12)

吉田雅子「『口語法分布図』と『方言文法全国地図』」『方言文法の全国分布と全国方言調査の将来像』(平成18年度国立国語研究所公開研究発表会) pp51-54, 国立国語研究所,(2006.12)

吉田雅子「山梨県奈良田方言の原因・理由表現」『全国方言文法辞典《原因・理由表現編》』(平成16(2004)年度～平成18(2006)年度科学研究費補助金基盤研究(C)「日本語諸方言の条件表現に関する対照研究」(課題番号:16520285・研究代表者:前田直子)研究成果報告書) pp69-86, 方言文法研究会,(2007.02)

【研究課題名】海外日本語教育用 Web 漢字辞書の開発研究（若手研究 B）

【研究期間】平成 17 年度～平成 18 年度（2 年次）

【研究組織】代表者：和田 志子

【研究概要】

本課題の目的は、日本語教育用ウェブ漢字辞書開発において必要となる基礎的事項を特定することである。本課題で想定しているユーザーは、非漢字系言語を第 1 言語もしくは教育言語とする日本語学習者であり、漢字を学習する過程において非漢字系学習者特有の特徴があることが想定されている。また、本研究における調査や経過発表を通じ、日本における漢字の標準化に関する動向を海外の日本語教育関係者に紹介する。

特定の個別の母語ではなく書字体系という尺度で学習者の特徴を分類した点、また、学習の結果である到達度ではなく過程に着目したという点で、学術的な貢献が期待される。社会的貢献については、日本における漢字の標準化問題に関する情報を海外に発信することによって、海外の教育現場への影響を示唆することが期待される。

【研究実施状況】

平成 19 年度は、以下の 3 点を実施した。

(1) ニーズ調査および現状把握

漢字学習の現場での実態や困難点について、現場教師に対する聞き取り調査や意見交換によって知見を得た。

(2) 先行文献調査および理論的枠組みの構築

第 2 言語習得論、心理言語学、ESL の 3 分野における先行研究から、本研究の目的に応用できるものを選択・整理した。また、第 2 言語としての日本語習得研究において漢字・漢字語彙の学習について応用できる理論適枠組みを構築した。

(3) 漢字学習過程に関する実証的研究

上記(2)で構築した理論的枠組みに基づき、学習者の漢字認知に関するデータを収集した。また、収集したデータを分析し、実証的な裏づけを行った。

【研究成果】

論文等

Yokoyama, S., & Wada, Y. (2006)

A logistic regression model of variant preference in Japanese kanji: An integration of mere exposure effect and the generalized matching law. *Glottometrics*, vol. 12, 63-74.

口頭発表等

Wada, Y., Fujiwara, H. & Koda, K. (2006)

Development of structural sensitivity among JSL learners.
第 7 回 JSL 漢字学習研究会

**【研究課題名】「外国人にとってわかりにくい日本語」の判断基準に関する研究
(若手研究B)**

【研究期間】平成 18 年度～平成 20 年度(1 年次)

【研究組織】代表者：植木正裕

【研究概要】

日本に住む外国人の増加に伴い、自治体の言語サービスの充実や、大規模災害時の緊急性の高い情報の伝達的手段として、共通言語としての日本語でわかりやすく情報を伝えることへの注目が高まっている。しかし、どのような表現がわかりやすい(わかりにくい)のかという点については明確な基準になるものがない。そこで本研究では、「外国人にとってわかりにくい日本語」に関わる要因を洗い出し、わかりにくさを客観的に比較・判断するためのデータ・ツールを作成することを目的とする。

本研究の成果は、外国人に対してわかりやすい日本語を考える際の手助けになるだけでなく、日本語能力試験など日本語力を問う枠組みを検討する際の有益な資料にもなると考えられる。

【研究実施状況】

辞書，シソーラス，日本語能力試験出題基準，語彙頻度調査などの各種語彙資料を収集

辞書：語義の多さ，同音異義語の多さなどの判断材料

シソーラス：類義語，関連語の判断材料

日本語能力試験出題基準：日本語学習者のレベル別語彙知識・語彙量の判断材料

語彙頻度調査資料：語彙ごとの接触頻度の判断材料

電子化されていない資料を電子化

語彙資料を横断的に調べるために，語彙と資料のクロス集計表を作成

各種語彙資料の組み合わせから，以下のような観点の洗い出しを行った。

- ・初級語彙だが，語義が多く，基本的な語義でしか使いにくい
- ・初級語彙ではないが，語義や用法が少なく，説明や文脈があればわかりやすい
- ・初級語彙ではないが，類義語が少なく，ほかの表現がしにくい
- ・初級語彙だが，接する機会が少なく，定着しにくい
- ・初級語彙だが，漢字表記での接触頻度が少なく，漢字表記では理解しにくい
- ・初級語彙だが，同音異義語が多く，聞き誤りやすい

語彙に関する具体的な事例を継続的に収集

【研究成果】

複数の語彙資料を横断的に比較分析するための基礎資料

わかりにくさを判断するための観点一覧(作成中)

資料

独立行政法人通則法

【法令番号】(平成十一年七月十六日法律第百三号)

【施行年月日】平成十三年一月六日

【最終改正】平成十四年七月三十一日法律第九十八号

第一章 総則

第一節 通則(第一条 第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会(第十二条)

第三節 設立(第十三条 第十七条)

第二章 役員及び職員(第十八条 第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 業務(第二十七条・第二十八条)

第二節 中期目標等(第二十九条 第三十五条)

第四章 財務及び会計(第三十六条 第五十条)

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人(第五十一条 第六十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人(第六十一条 第六十三条)

第六章 雑則(第六十四条 第六十八条)

第七章 罰則(第六十九条 第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民

生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。
- 3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

- 2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。
- 3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。
- 4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、

並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)

第四条(第二項第二号を除く。)の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「第二条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとする。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員(以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員(非常勤の者を除く。次項において同じ。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人、人事院規則で定める国の機関又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(平一四法九八・一部改正)

(役員の災害補償)

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。(役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外)

第五十六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定は、役員には適用しない。

(職員の給与)

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員(以下この条において単に「職

員」という。)には適用しない。

一 労働者災害補償保険法の規定

二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第十八条,第二十八条(第一項前段を除く。),第二十九条から第三十二条まで,第六十二条から第七十条まで,第七十二条第二項及び第三項,第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律の規定

五 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十号)の規定

六 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第五条第二項,第七条の二,第八条及び第十一条の規定

七 一般職の職員の勤務時間,休暇等に関する法律の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百五号)第七条から第九条までの規定

2 職員に関する国家公務員法の適用については,同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)」と,同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と,同法第六十条第一項中「場合には,人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と,「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と,同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と,同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と,同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と,同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と,同法第八十一条の三第二項中「ときは,人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と,同法百条第二項中「,所轄庁の長」とあるのは「,当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と,「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と,同法百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と,同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と,同法百三条第三項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し,又は勤務していた特定独立行政法人の長」と,同法百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律百十七号)第五条及び第六条第三項の規定の適用については,同法第五条第一項中「俸給,扶養手当,調整手当,研究員調整手当,住居手当,期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と,同条第二項中「人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては,同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と,同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については,同法第十二条第三項第四号中「育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあ

るのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

5 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする。

(平一法一四一・平一法一二五・一部改正)

(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人

の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成一三年一月六日)

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第三条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(平一四法一・追加)

附 則 (平成一一年一二月二五日法律第一四一号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第六条第一項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定並びに給与法別表第九を別表第十とし、別表第八の次に一表を加える改正規定、第三条の規定、第五条中国国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定(給与法別表第一から別表第八までに係る部分に限る。)並びに附則第七項から第十一項まで及び第十五項から第二十項までの規定 平成十二年一月一日

附 則 (平成一二年一月二七日法律第一二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三十一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成一五年四月一日)

- 一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

独立行政法人国立国語研究所法

公布：11年12月22日法律第171号
施行：平成13年1月6日
改正：平成12年5月26日法律第84号
施行：平成12年6月1日
改正：平成18年3月31日法律第24号
施行：平成18年4月1日

目 次

- 第一章 総則（第一条 第五条）
- 第二章 役員及び職員（第六条 第十一条）
- 第三章 業務等（第十二条・第十三条）
- 第四章 雑則（第十四条）
- 第五章 罰則（第十五条・第十六条）
- 附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立国語研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立国語研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 研究所に、役員として、その長である所長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、所長の定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により所長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第八条 所長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立国語研究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号 に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項 又は第二項 の規定による整理を行った後、同条第一項 の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項 の認可を受けた中期計画（同項 後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 研究所に係る通則法 における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

第三条 研究所の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務

所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第五条 研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時ににおいて研究所が承継する。

- 2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、必要があると認めるときは、研究所の成立の時ににおいて現に整備中の土地等（土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを研究所に追加して出資することができる。

- 2 前項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第七条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一二年五月二六日法律第八四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家(以下「青年の家等」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人(独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあっては、独立行政法人国立青少年教育振興機構)の職員となるものとする。

第三条 附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法(平成十一年法律第百六十九号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧青年の家法」という。)附則第二条の規定により独立行政法人国立青年の家の職員となった者及び附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法(平成十一年法律第百七十号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧少年自然の家法」という。)附則第二条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となった者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧青年の家法附則第二条又は旧少年自然の家法附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所(以下「施行日後の研究所等」という。)の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり、かつ、引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が独立行政法人国立青年の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第四条第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については、これらの規定は、なおその効力を有する。

4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

5 施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施

行日後の研究所等の職員として在職した後引き続き退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 7 施行日後の研究所等は、施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第二条第二項の規定により引き続き施行日後の研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（国の有する権利義務の承継）

第八条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

（青年の家等の解散等）

第九条 青年の家等は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

- 2 この法律の施行の際現に青年の家等が有する権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 5 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

- 6 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 7 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 8 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。
- 9 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十一条」とする。
- 10 第一項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資）

- 第十条 附則第八条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。
- 2 前条第一項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧青年の家法第十二条第一項又は旧少年自然の家法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。
 - 3 第一項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
 - 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

- 第十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

独立行政法人国立国語研究所に関する省令

(平成十三年三月三十日 文部科学省令第三十四号)

(最終改正：平成十八年三月三十一日 文部科学省令第二十四号)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十八条第二項,第三十条第一項及び第二項第七号,第三十一条第一項,第三十二条第一項,第三十三条,第三十四条第一項,第三十七条,第三十八条第一項及び第四項,第四十八条第一項並びに第五十条,独立行政法人の組織,運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)第五条第二項並びに独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成十二年政令第三百二十六号)第三十九条の規定に基づき,並びに同法を実施するため,独立行政法人国立国語研究所に関する省令を次のように定める。

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条 独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は,次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立国語研究所法(平成十一年法律第百七十一号。以下「研究所法」という。)第十二条第一号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究に関する事項
- 二 研究所法第十二条第二号に規定する調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表に関する事項
- 三 研究所法第十二条第三号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し,整理し,及び提供することに関する事項
- 四 研究所法第十二条第四号に規定する外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修に関する事項
- 五 研究所法第十二条第五号に規定する附帯する業務に関する事項
- 六 業務委託の基準
- 七 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 八 その他研究所の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第二条 研究所は,通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは,中期計画を記載した申請書を,当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前ま

で(研究所の最初の事業年度の属する中期計画については研究所の成立後遅滞なく)、
文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 研究所は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第三条 研究所に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設・設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途

(年度計画の作成に係る事項)

第四条 研究所に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

- 2 研究所は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(各事業年度の業務実績の評価に係る事項)

第五条 研究所は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標期間終了後の事業報告書の文部科学大臣への提出に係る事項)

第六条 研究所に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)

第七条 研究所は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に

定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第八条 研究所の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、研究所が業務のため取得しようとしている償却財産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除額として計上するものとする。

(財務諸表)

第十条 研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表の閲覧期間)

第十一条 研究所に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(短期借入金の認可の申請)

第十二条 研究所は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出し

なければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払いの方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(重要財産の範囲)

第十三条 研究所に係る通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(重要財産の処分等の認可)

第十四条 研究所は、通則法第四十八条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 研究所の業務運営上支障がない旨及びその理由

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第十五条 研究所に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)第五条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

(評価に関する庶務)

第十六条 研究所法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文化庁文化部において処理する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 研究所の成立の際研究所法第五条第二項の規定により研究所に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があったものとみなす。

附 則 (平成十八年三月三十一日 文部科学省令第二十四号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

独立行政法人国立国語研究所業務方法書

平成18年 8月 4日
文部科学大臣認可

(目的)

第一条 独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)は、独立行政法人国立国語研究所法(平成十一年法律第百七十一号)第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 研究所は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実に業務を運営しなければならない。

(調査及び研究)

第三条 研究所は、次に掲げる事項について、その特性に応じて基礎的・実践的な調査及び研究を行う。

- 一 国語の体系及び変異に関すること。
- 二 国民の言語生活に関すること。
- 三 外国人に対する日本語教育に関すること。
- 四 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育についての情報及び資料に関すること。

2 研究所は、必要に応じて、前項に掲げる調査及び研究を国内外の機関等と共同で実施することができる。

3 前項の共同研究について必要な事項は別に定める。

(資料の作成及び公表)

第四条 研究所は、前条の調査及び研究に基づく資料を作成し、公表する。

2 前項の公表は、報告書の作成、学会誌への寄稿、ホームページへの掲載のほか、公開事業の実施等を通じて広く行う。

(情報及び資料の収集、整理及び提供)

第五条 研究所は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供する。

2 情報及び資料の提供に際しては、情報通信技術の活用を推進する。

(研修)

第六条 研究所は、外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行う。

2 前項の研修は、日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に普及させるための専門的研修とする。

3 研修の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(附帯業務)

第七条 研究所は、第三条から前条の業務に関連して、次の業務を行う。

- 一 外国人等の日本語教育指導者を養成するための大学院教育へ参画し、連携・協力を行うこと。
- 二 研究機関等の求めに応じ、援助及び指導を行うこと。
- 三 その他関連する業務を行うこと。

(業務委託の基準)

第八条 研究所は、第三条から前条までの業務について、当該業務が確実に実施でき、また、委託する合理的な事由が存する場合には、外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 委託に関し必要な事項は、別に定める。

(契約方法)

第九条 研究所は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公示して申し込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(業務細則の作成)

第十条 研究所は、この業務方法書に定めるもののほか、研究所の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

独立行政法人国立国語研究所の中期目標

平成18年 4月 1日
文部科学大臣指示

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

(前文)

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであるとともに、国語施策の立案、国語教育、外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり、一層の振興を図る必要がある。

このため、研究所は、我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ、国語研究の国語政策との連結や国語研究の研究成果等を基盤とした日本語教育研究等の事業展開に配慮しつつ、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究等を実施することを通じて、我が国の国語の改善及び国民の言語生活の向上並びに外国人に対する日本語教育の振興を図る上での基盤を支える中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

中期目標の期間

研究所が行う業務、特に科学的な調査及び研究については、客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり、その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

急激に進展する国際化、情報化など国語をとりまく社会状況の変化は、国民の言語生活に少なからぬ影響を与えている。研究所においては、このような現状を踏まえ、調査研究の柱となる基幹的調査研究を、中・長期的な視野に立って定期的かつ継続的に実施するとともに、その時々々の短期的な課題について喫緊課題対応型調査研究を実施し、その成果を文化庁における国語政策の企画立案資料及び

文化審議会における国語政策の審議に資する資料として提供すること。

- (1) 基幹的調査研究は、時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として、次の調査研究を実施すること。なお、この調査研究の成果は、文化庁における国語政策の企画立案に資する基礎資料として提出すること。

言葉としての国語そのものについての実態把握を効果的かつ効率的に行うため、既存の複数のデータベースを取り込みつつ、現代の書き言葉を対象とした大規模汎用データベースを構築すること。

国語を使って生活する国民の言語行動・言語意識・言語能力の実態把握に資するため、過去の実態からの経年変化の継続的な把握・分析を行うとともに、現在の実態の迅速かつ効率的な把握・分析を行うこと。

国語の改善及び国民の言語生活の向上に資するため、上記調査研究の成果を活用して、言葉の分かりやすさの観点から具体的な提案を行うこと。

- (2) 喫緊課題対応型調査研究は、文化庁及び文化審議会等からの要請に基づき、国語の改善及び国民の言語生活の向上に関し、既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として企画・実施すること。

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

在住外国人や国内外の日本語学習者の増加は、学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており、これに対応した日本語学習支援を図る必要がある。このため、研究所においては、国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し、日本語学習上の配慮に関する研究成果を踏まえて、国語の国内外における正しい理解と普及を図る視点から、日本語教育に関する情報資料の作成・提供とそのために必要な基盤整備を行うこと。

- (1) 日本語教育振興のために必要な共通的な基盤整備を行う視点から、国内外の日本語教育機関等に対し、日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる次の情報を作成し、利用しやすい形態で提供すること。

日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報

外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報

- (2) 上記日本語教育情報を効果的かつ効率的に作成するための基盤整備として、日本語教育に関するデータベースを構築する。また、効率的、効果的な普及のためにインターネットを活用するとともに、日本語教育機関の指導者等を対象として研修・セミナーを年1回以上実施すること。研修・セミナー等による情報提供については、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図ること。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等、国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

- (1) 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果については、次の方法により積極的に情報を発信すること。

学術誌への掲載や学会等での発表を促進し、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも増加させること。また、研究発表会の開催と査読付論文誌の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容の充実を図ること。

成果普及図書等を作成する他、効果的に研究成果の普及広報事業を実施すること。

- (2) 国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システム「日本語情報資料館」への一元化・強化を図ること。なお、情報提供システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させること。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、研究者交流、国際シンポジウム、連携大学院への参画等により、内外の関係機関との連携協力を促進すること。

業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑かつ効果的に遂行するため、組織見直し等効率的な業務運営を行うこと。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させること。なお、外部有識者の検証については、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるようにすること。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上の削減を達成すること。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進めること。

財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

- 1 積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計

画による運営に努めること。

- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

その他業務運営に関する重要事項

- 1 非公務員化を踏まえ、他機関との人事交流の促進や任期付き研究員制度の導入により、研究所の業務の効果的な推進に資すること。

独立行政法人国立国語研究所の中期計画

平成18年 4月 1日

文 部 科 学 大 臣 認 可

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」を実施し、次の3点に関して成果を得る。

ア 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベースを構築する。

イ 当該データベースを、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、自然言語処理、辞書編集、国語教育、日本語教育に係る教材の作成などに実際的に活用するための研究を行う。

ウ 一般国民や産業界、大学等に対し、インターネットを通じたデータ提供を行うため、その方法を開発し、これを実現する。

研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」を実施し、次の2点に関して成果を得る。

ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の様相を明らかにする。

イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

上記及びの調査研究の成果については、これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等について、文化庁との連絡協議の上、国語政策の企画立案や推進のための基礎資料として提出するほか、この成果を活用して、次の2点に関して、あるべき日本語像の具体的な提案を行う。

ア 分野別の「外来語」について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う。

イ 公用文の言葉遣いや表記法等について、現代の国語使用の実態に即した「分かりやすく、親しみやすい」方向への改善例を提案する。

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として、喫緊課題対応型調査研究を実施する。なお、教育現場及びマスコミ報道等で広く国民一般から提起された問題についても、適宜取り上げその解決に資する調査研究を実施する。

具体的には、例えば、文化審議会国語分科会で審議中の「敬語」「漢字」に関する調査研究、既に審議された「国語力」に関する調査研究を実施し、施策の遂行や審議に資する基礎資料を提出する。

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。

学習項目一覧と段階別目標基準の開発

日本語教育機関において日本語学習内容の選定やカリキュラムの作成、教材や試験の作成における基盤的な資料として、学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し、提供する。

日本語学習のための用例用法辞書の開発

対照言語学、比較文化、異文化間コミュニケーション等の研究成果を活用し、3,000語を対象に用例用法、習得情報、誤用情報、指導情報等が内包された先導的かつ範型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発、提供する。

学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活に必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために、評価基準の項目等評価基準を開発し、提供する。また、この評価基準に基づくテストを開発し、範型的な日本語コミュニケーション力の測定手段として提供する。

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

日本語教育データベースの構築

日本語教育情報を作成するための基盤として、大規模汎用日本語データベース等から抽出した国語の使用実態に関するデータと、日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。

成果の効果的・効率的な普及

日本語教育情報資料を普及させるとともに、関連する国語研究と日本語教育研究の成果に関する情報を提供する視点から、インターネットを活用するとともに、国内の日本語教育機関、国際交流基金、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象とする研修・セミナーを開催する。なお、満足度調査を実施し、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図る。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等、国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため、調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化、テーマの重点化を図り、次の取組及び事業を実施する。

調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進することとし、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも1割増加させ、また、研究発表会（年1回）と査読付論文誌（年2種）の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容を充実させるなど、調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を年2種作成する。

- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・講演会，施設公開等を実施する。

電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施する。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに，情報提供システムの一元化・強化を図るため，次の取り組みを行う。

情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため，情報収集方法の改善を進めつつ，研究文献，情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また，研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し，情報内容の充実を図る。

情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに，システムの強化と効率化を推進する。なお，システムの満足度調査を行い，システムの改善に反映させる。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として，蓄積された知見に基づき，国語施策の立案，国語教育等の充実に資するとともに，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため，内外の関係機関との間で次の連携協力を促進する。

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学，研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため，研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また，内外の関係機関との間で，研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに，国語教育に資するため，大学及び関係機関との連携協力を行う。

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がりにも鑑み、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウム（隔年）を開催する。

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される、日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。
 - (1) 自己点検・評価委員会において、毎年度、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、毎年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。
 - (2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を毎年度実施する。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上を削減する。

具体的には、下記の措置を講じる。

 - (1) 一般競争入札による外部委託を推進することにより、業務運営を効率化する。
 - (2) 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進する。
- 4 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5

%以上を削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、民間賃金との地域差、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与体系の見直しに取り組む。

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

また、研究所の業務の効率化を進めるとの観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画中の予算） 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、2億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、調査研究、情報提供、内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに、これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

非公務員化を踏まえ、調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。

大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

(参考1)

期初の常勤職員数	61人
期末の常勤職員数の見込み	57人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額 2,495百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

平成18年度～平成22年度予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5,479
受託収入	20
著作権使用料・施設使用料等	46
計	5,545
支 出	
業務経費	2,280
うち調査研究事業費	1,315
日本語情報資料収集事業費	965
一般管理費	282
受託事業費	20
人件費	2,963
管理部門	692
事業部門	2,271
計	5,545

[人件費の見積り]

期間中 2,495 百万円を支出する。

一般管理費	582百万円
業務管理費	1,913百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式とする。

[運営費交付金の算定ルール]

1) 業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費 (P) については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

P(y) : 当該事業年度における業務部門人件費。P(y-1) は直前の事業年度におけるP(y)。

: 効率化係数 (業務部門人件費)。各府省の国家公務員について5年間で少なくとも5%の計画的削減を行うこととされている観点から事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

: 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、役員退職手当支給基準に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の業務経費 (R) については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = \{R(y-1) - (y-1)\} \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) + (y)$$

R(y) : 当該事業年度における業務経費。R(y-1)は直前の事業年度における R(y)。

(y) : 特殊業務経費。政府主導による重点施策等の実施等の事由により発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。(y-1)は直前の事業年度における (y)。

: 効率化係数 (業務経費)。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

: 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

: 業務政策係数。事業の進展により必要経費が大幅に変わることを勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3) 管理部門人件費

毎事業年度の人件費 (Pk) については、以下の数式により決定する。

$$Pk(y) = Pk(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

Pk(y) : 当該事業年度における管理部門人件費。Pk(y-1)は直前の事業年度におけるPk(y)。

: 効率化係数 (管理部門人件費)。各府省の国家公務員について5年間で少なくとも5%の計画的削減を行うこととされている観点から事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

: 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、役員退職手当支給基準に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

4) 一般管理費

毎事業年度の一般管理費 (Rk) については、以下の数式により決定する。

$$Rk(y) = Rk(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

Rk (y) : 当該事業年度における一般管理費。Rk (y-1) は直前の事業年度における Rk (y)。

: 効率化係数 (一般管理費)。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

5) 自己収入

毎事業年度の自己収入（受託研究を除く。）(E)の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times \mu \text{ (係数)}$$

E(y)：当該事業年度における自己収入の見積り額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

μ：収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

6) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) + R(y) + Pk(y) + Rk(y) - E(y) \times \text{(係数)}$$

A(y)：当該事業年度における運営費交付金。

：収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

- ・ 運営費交付金の見積りについては、中期計画期間中に、人件費(5%(退職手当等を除く))、一般管理費(15%)、業務経費(5%)と仮定した場合における試算。
- ・ 人件費の見積りについては、(人件費調整係数)は一律1として試算。
- ・ (消費者物価指数)は、1として試算。
- ・ 自己収入の見積りについては、μ(収入政策係数)は2%として試算。
- ・ (収入調整係数)は、一律1として試算。

収 支 計 画

平成18年度～平成22年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	5,525
調査研究事業費	1,265
日本語情報資料収集事業費	915
一般管理費	232
受託事業費	20
人件費	2,963
管理部門	692
事業部門	2,271
減価償却費	130
収益の部	5,525
運営費交付金収益	5,329
受託収入	20
版權使用料・施設使用料等	46
資産見返運営費交付金戻入	100
資産見返物品受贈額戻入	10
資産見返寄付金戻入	20

資 金 計 画

平成18年度～平成22年度資金計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,545
業務活動による支出	5,395
投資活動による支出	150
資金収入	
業務活動による収入	5,545
運営費交付金による収入	5,479
受託収入	20
著作権使用・施設使用による収入	46

平成18年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により，平成18年4月1日付け18庁文第6号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき，平成18年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献に関して，以下のことを実施する。

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに，国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し，国語に関する問題点・課題等を明らかにするため，次のとおり研究課題を設定・実施するとともに，その成果の活用に取り組む。

研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」について，次のことを実施する。

ア 過去30年の新聞，雑誌，書籍等から得たデータを基に，国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し，既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベース構築を目指す。そのため，データベースの最終仕様を確定し，構築の各段階における作業を具体的に手順化し，全体計画を策定する。また，データベースに収録するテキストのサンプリング，著作権処理を進め，許諾が得られたものから入力を行う。

イ 当該データベースを実際的に活用するための準備的な研究，及びインターネットを通じたデータ提供を行うための基礎的な研究を進める。

研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」について，次のことを実施する。

ア 敬語・敬意表現に関して，同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し，敬語使用の実態と変化の模様を明らかにするために，予備調査を企画する。また，経年調査法に関する文献調査を実施するとともに，担当者と協力者の間で研究会を開催し検討を行う。

イ 言葉遣い，敬語，漢字，言葉の地域差等に関して，全国各地の中核的研究者，地域ごとに言葉に関心を持つ国民，全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより，全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに，中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため，全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を進めるために，次のことを行う。

- ・これまで研究所等が行ってきた各種調査の内容を整理し，さらに文字生活に関する新たな調査項目なども付加して，基盤となる共通調査項目の検討・選定を行う。
- ・「ことば」情報全国ネットワークの構築に向けて，広域多人数調査（Web調査）の方法，及び地域詳細調査（協力調査）のデータ集約方法を検討する。
- ・全国1000地点調査（面接調査）の調査項目等の検討を行うとともに，予備調査を実施する。

上記 及び の調査研究の成果の活用等については，次のことを実施する。

ア 国語政策の企画立案や推進に役立つ基礎資料の提出に向けて，下記(2)の喫緊課題を含む問題点・課題等について文化庁との連絡協議を行う。

イ 分野別の「外来語」を中心とする難解用語について，適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行うために，外部有識者も含めた検討委員会を組織し，提案のための態勢を整える。また，公共的な場面で使用される外来語等の難解用語の実態把握，及び問題の解消に向けた方策等の検討に着手する。

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的とする喫緊課題対応型調査研究については、次の 及び を実施する。なお、現在の緊急度の高い調査研究として、公共的な場面におけるコミュニケーションの言語問題を対象とする を併せて実施する。

文化審議会国語分科会で審議中の「漢字」について、審議に資する基礎資料を作成し提出する。

「国語力」に関する調査を行うために、前年度に実施した準備調査の分析結果を報告書にまとめるとともに、本調査の準備を進める。

医療や介護の現場におけるコミュニケーション上の言語問題を中心とした調査研究を行う。

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供に関して、以下のことを実施する。

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供するために、以下のことを実施する。

学習項目一覧と段階別目標基準の開発

学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し、提供するため、国内外における先行研究及び先行事例を概観し、コミュニケーション能力がどうとらえられてきたかを分析・整理する。また、コミュニケーション能力研究会を開催する。

日本語学習のための用例用法辞書の開発

先導的かつ範型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発，提供するため，基本デザイン及び作業工程に関する基礎研究を行う。

学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活に必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために，評価基準及びそれに基づくテストを開発し，提供する。そのために，国内外の先行研究を分析する。また，日本語教師と日本語母語話者が学習者の「書く」「話す」に対し，どのような反応を示すかについて分析，整理する。

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し，普及させるために，次の調査研究及び事業を実施する。

日本語教育データベースの構築

上記(1)の ， 及び の開発に必要な日本語教育情報を作成するために，国語研究の成果から抽出した国語の使用実態に関するデータと，日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。そのために，以下のことを実施する。

- ・ 言語データや情報資料の収集と発信のための再構成
- ・ 公開した内容についての利用調査の実施
- ・ 言語教育データベース研究会の開催
- ・ 「にほんご学びネット」の構造設計
- ・ 国内外の言語教育データベース及び海外における自国語普及活動の分析

成果の効果的・効率的な普及のため，次のことを行う。

- ・ インターネットの活用による成果物の迅速な公開とともに利用状況を把握し改善に努める。

- ・前項(1)の ， 及び から得られた知見を含む日本語教育研究や国語研究の成果に基づき，80%以上の参加者から肯定的な評価を得られる内容で，国内の日本語教育機関，国際交流基金，日本語教育関係団体，大学，留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員，日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象としたセミナーを開催する。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等，国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進する。また，研究発表会（年1回）と査読付論文誌（2種 「日本語科学」，「日本語教育論集」）の刊行を行い，研究発表会については，参加者の80%以上から肯定的評価が得られるようにする。

普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため，時宜に応じた重点テーマの設定，普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ，これを基軸として，下記のような媒体等を総合的に活用し，運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・「ことば」フォーラム，施設公開等を実施する。

電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施するとともに、質問応答内容の記録、蓄積を行う。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

このため、次のことを行う。

- ・日本語・日本語教育に関する図書の継続的な収集・整理，目録整備を行う。
- ・国語に関する研究文献情報等を収集・整理し，『国語年鑑2006年版』を編集，刊行する。
- ・日本語教育に関する研究文献情報等を収集・整理し，『日本語教育年鑑2006年版』を編集，刊行する。
- ・国民の言語生活に関し，新聞記事から情報収集し記事目録データベースを作成・公開する。
- ・国語に関する動向や資料を一般向けに整理した『日本語ブックレット2005』を編集し，Webでの公開を行う。
- ・研究所が蓄積している研究資料の詳細な整備計画を策定する。
- ・蓄積資料の整理，目録の作成を進めるとともに，電子化研究資料，データベースなどの整備を推進し，電子化報告書3000ページのインターネット公開，方言談話データベース3巻(シリーズ全20巻完結)の刊行等の資料の公開を行う。

- ・言語生活調査関係の蓄積資料に基づき鶴岡市における継続調査の報告書を作成する。

情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、統合後のシステムの強化と効率化を検討する。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、内外の関係機関との間で次の連携協力を促進する。

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力の在り方について検討する。

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がり鑑み、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウムの次年度開催に向けて準備を進める。

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される、日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。

- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。
 - (1) 自己点検評価委員会において、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。

 - (2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を実施する。

- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上の削減を実現するため、平成18年度においては、例えば、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進するなどして、一般管理費及び事業費の節減を図る。

- 4 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減するため、平成18年度においては、平成17年度予算比で概ね1%の人件費削減を行う。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、民間賃金との地域差、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与体系の見直しに取り組む。

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

- 1 予算 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借入を行う計画はない。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は，調査研究，情報提供，内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに，これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため，任期付研究員制度を導入する。

大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

平成18年度 予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1,096
受託収入	20
著作権使用料・施設使用料等	9
計	1,125
支 出	
業務経費	472
うち調査研究事業費	274
日本語情報資料収集事業費	198
受託事業費	20
一般管理費	59
人件費	574
管理部門	143
事業部門	431
計	1,125

〔人件費の見積り〕

今年度中509百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、
超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

平成18年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	1,125
調査研究事業	266
日本語情報資料収集事業費	189
受託事業	20
一般管理費	56
人件費	574
管理部門	143
事業部門	431
減価償却費	20
収益の部	1,125
運営費交付金	1,076
受託収入	20
著作権使用料・施設使用料等	9
資産見返運営費交付金戻入	10
資産見返物品受贈額戻入	5
資産見返寄付金戻入	5

平成18年度 資金計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

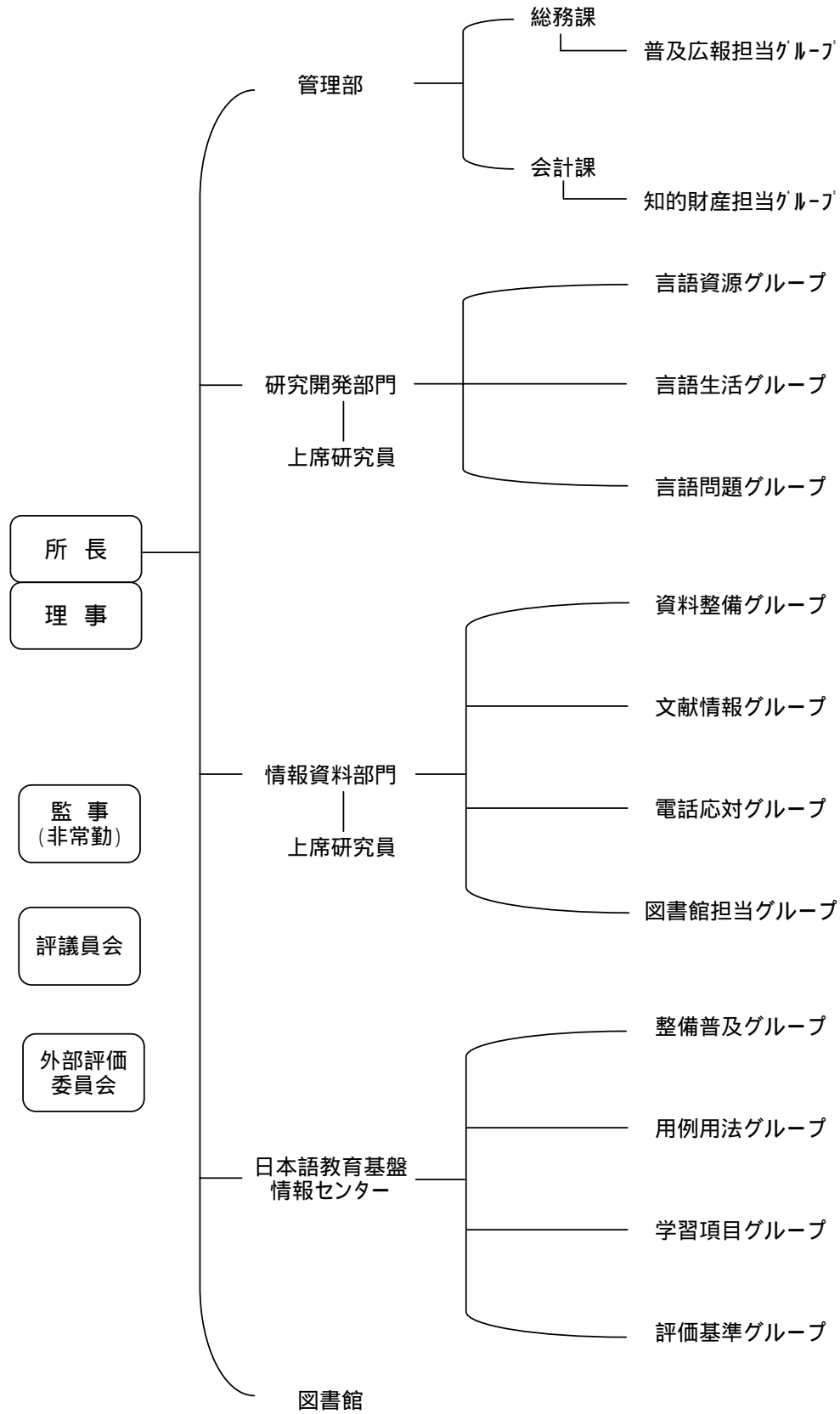
区 分	金 額
資金支出	1,125
業務活動による支出	1,105
投資活動による支出	20
資金収入	
業務活動による収入	1,125
運営費交付金収入	1,096
受託収入	20
著作権使用・施設使用による収入	9

沿 革

国語に関する科学的、総合的な研究を行う国の機関については、かねてより国民生活の向上及び文化の進展の観点から、設置の要望があり、戦後一層その気運が高まりました。特に国語審議会からの建議、国会における「国語国字問題の研究機関設置に関する請願」の採択及び民間各方面からの要望等によって、その設置が強く要請されました。昭和23年6月文部省に国立国語研究所創設委員会が設けられ、同年8月には国立国語研究所の基本的事項が文部大臣に報告されました。これをもとに国立国語研究所設置法案が国会に提出され成立、昭和23年12月20日公布施行されて本研究所が発足しました。平成13年4月1日をもって、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）により、独立行政法人に移行しました。

昭和23年12月	国立国語研究所発足し、研究所庁舎として明治神宮聖徳記念絵画館の一部を借用
昭和29年10月	千代田区神田一ツ橋の一橋大学所有の建物を借用し、移転
昭和37年 4月	北区西が丘（旧北区稲付西山町）に移転
昭和43年 6月	文化庁設置とともに、国立国語研究所は文化庁附属機関となる
昭和49年 3月	『日本言語地図』全6巻完成
昭和51年 1月	高速漢字プリンター完成
昭和51年10月	日本語教育センター設置
昭和54年 3月	皇太子殿下御視察
平成元年 6月	『方言文法全国地図』刊行開始
平成 6年 1月	第1回国際シンポジウム開催
平成 6年 4月	「国際社会における日本語についての総合的研究」開始
平成11年11月	第1回「ことば」フォーラム開催
平成13年 4月	独立行政法人国立国語研究所発足（管理部及び3研究部門）
平成13年10月	政策研究大学院大学、国際交流基金日本語国際センターとの連携による大学院教育開始
平成14年10月	中国北京日本学研究中心と学術交流合意締結
平成15年 4月	第1回「外来語」言い換え提案発表
平成15年10月	韓国・国立国語研究院（現・国立国語院）と学術交流合意締結
平成16年 5月	『日本語話し言葉コーパス』公開
平成17年 1月	中国・華東師範大学と学術交流合意締結
平成17年 2月	立川市緑町に移転
平成17年 4月	一橋大学との連携による大学院教育開始
平成18年 4月	日本語教育部門を日本語教育基盤情報センターに改編

組織図



役 職 員 (常勤60名)

役 員	所 長	杉戸 清樹	研 究 員	朝日 祥之
	理 事	齊藤 秀昭	"	米田 純子
	監事(非常勤)	窪川 秀一	言語問題	グループ長 田中 牧郎
	"	工藤眞由美	グループ	主任研究員 三井はるみ
管 理 部	部 長	上野喜代人	情報資料部門	部 門 長 熊谷 康雄
総 務 課	課 長	田島 正幸		上席研究員 米田 正人
	課長補佐	仙波 恵子	資料整備	グループ長 井上 文子
総務係	係 長	関 達夫	グループ	研 究 員 森本 祥子
	一般職員	新井田貴之	"	磯部よし子
	"	鈴木美保子	"	小高 京子
企画評価係	一般職員	國谷 勝伸	"	中山 典子
人事係	係長(兼務:仙波恵子)		文献情報	グループ長 伊藤 雅光
	主 任	堀江 直子	グループ	主任研究員 池田理恵子
会 計 課	課 長	富澤 広	"	新野 直哉
	課長補佐	五十嵐敏男	研 究 員	塚田実知代
財務係	係長(兼務:五十嵐敏男)		電話応対	グループ長 山田 貞雄
	一般職員	長谷川 愛	グループ	
経理係	係 長	大沼 徹	図書館担当	グループ長(兼務:熊谷康雄)
	主 任	安藤 直明	グループ	一般職員 綱川 博子
契約係	係 長	林 哲也		
	一般職員	木村 友恵		
研究開発部門	部 門 長	相澤 正夫	日本語教育基盤情報センター	センター長 柳澤 好昭
	上席研究員	吉岡 泰夫	整備普及	グループ長 野山 広
言語資源	グループ長	前川喜久雄	グループ	主任研究員 嶋村 直己
グループ	グループ長	山崎 誠		研 究 員 早田美智子
	研 究 員	小椋 秀樹	用例用法	グループ長 井上 優
	"	小木曾智信	グループ	研 究 員 植木 正裕
	"	柏野和佳子	学習項目	グループ長 金田 智子
	"	小磯 花絵	グループ	研 究 員 福永 由佳
	"	高田 智和	評価基準	グループ長 宇佐美 洋
	"	丸山 岳彦	グループ	研 究 員 杉本 明子
	"	山口 昌也		
	"	小沼 悦		
言語生活	グループ長	横山 詔一		
グループ	主任研究員	大西拓一郎		
	"	尾崎 喜光		
	"	熊谷 智子		

予 算

年度	歳 出 予 算			科学研究費補助金	
	人 件 費	事 業 費	合 計	件数	交付金額
	千円	千円	千円	件	千円
14	617,288	701,898	1,319,186 (1,194,977)	21	50,510
15	605,647	783,095	1,388,742 (1,199,848)	22	54,020
16	597,656	791,298	1,388,954 (1,321,035)	22	46,910
17	576,563	608,226	1,184,789 (1,173,631)	25	46,460
18	579,774	539,372	1,119,146 (1,095,999)	31	113,560

注) () は運営費交付金

科学研究費補助金には、外部分担金、間接経費を含む。

建 物

平成17年2月1日から（立川市緑町）

名 称	独立行政法人 国立国語研究所
構 造	S R C 地上 4 階 地下 1 階
建面積 ^{m²} 延面積 ^{m²}	<u>4,160</u> 14,537
建設年月	平成16.10

土 地

平成17年1月31日まで（北区西が丘） 10,067^{m²}（財務省から借用）

平成17年2月 1日から（立川市緑町） 23,980^{m²}

独立行政法人国立国語研究所
平成 18 年度
事業報告書

2007 年 6 月 発行

独立行政法人 国立国語研究所
〒 190-8561 東京都立川市緑町 10-2
TEL. 042-540-4300
URL <http://www.kokken.go.jp>